

令和5年第438回定例会

矢吹町議会会議録

令和5年6月9日 開会

令和5年6月16日 閉会

矢吹町議会

令和5年第438回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸報告	5
監査報告	5
組合議会報告	6
町政報告	7
報告第1号の上程、説明、質疑	11
報告第2号の上程、説明、質疑	12
報告第3号の上程、説明	12
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
議案の上程、説明(議案第25号～議案第29号)	21
散会の宣告	22

第 2 号 (6月12日)

議事日程	25
本日の会議に付した事件	25

出席議員	25
欠席議員	25
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	25
職務のため出席した者の職氏名	26
開議の宣告	27
一般質問	27
芳賀慎也君	27
関根貴将君	36
富永創造君	45
堀井成人君	63
会議時間の延長	69
藤井源喜君	69
高久美秋君	80
散会の宣告	86

第3号 (6月13日)

議事日程	87
本日の会議に付した事件	87
出席議員	87
欠席議員	87
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	87
職務のため出席した者の職氏名	88
開議の宣告	89
一般質問	89
三村正一君	89
安井敬博君	106
総括質疑	121
議案・陳情の付託	122
散会の宣告	122

第4号 (6月16日)

議事日程	125
本日の会議に付した事件	125
出席議員	125
欠席議員	125

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	126
職務のため出席した者の職氏名	126
開議の宣告	127
議事日程の報告	127
議案第26号、第27号、陳情第9号、第10号、第11号の委員長報告、質疑、討論、採決	127
議案第25号、第28号の委員長報告、質疑、討論、採決	129
議案第29号の委員長報告、質疑、討論、採決	130
日程の追加	132
同意第1号の上程、説明、採決	132
同意第2号の上程、説明、採決	133
同意第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、 第12号の上程、説明、採決	134
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
閉会中の継続調査の申出について	139
閉会の宣告	139
署名議員	141

令和 5 年 6 月 9 日（金曜日）

（第 1 号）

令和5年第438回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年6月9日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町政報告
- 日程第 5 報告第1号 令和4年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第 6 報告第2号 令和4年度矢吹町下水道事業会計予算繰越しの報告について
- 日程第 7 報告第3号 出資法人の経営状況について
- 日程第 8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第 9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第2号))
- 日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 令和4年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第2号))
- 日程第11 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 令和4年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))
- 日程第12 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 令和4年度矢吹町水道事業会計補正予算(第2号))
- 日程第13 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号 令和4年度矢吹町下水道事業会計補正予算(第3号))
- 日程第14 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第15 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号 矢吹町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第16 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第17 議案の上程
議案第25号・第26号・第27号・第28号・第29号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
12番	熊田宏君	13番	富永創造君
14番	角田秀明君		

欠席議員（1名）

11番 青山英樹君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	代表監査委員	佐藤昇一君
総務課長	正木孝也君	企画・デジタル推進課長	国井淳一君
まちづくり推進課長	神山義久君	会計管理者兼総合窓口課長	佐藤浩彦君
税務課長	小磯剛君	保健福祉課長	山野辺幸徳君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	鈴木辰美君	商工観光課長	柏村秀一君
都市整備課長	有松泰史君	上下水道課長	西山貴夫君
行政管理監兼危機管理監兼政策管理監	阿部正人君	教育次長兼教育振興課長	佐藤豊君
生涯学習課長	渡辺憲二君	子育て支援課長	小椋勲君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第438回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、11番、青山英樹君より、本日は欠席する旨の届出がありましたので、ご報告を申し上げます。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 高久美秋君

4番 藤井源喜君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程につきましては、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

第438回矢吹町議会定例会が本日6月9日に招集になりましたので、それに先立ちまして6月7日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め協議いたしました結果、会期を本日6月9日から6月16日までとし、会期日程についてはお手元配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議することにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

先ほどの私の朗読の中に企画総務課長とありましたが、企画・デジタル推進課長から説明を求めということ

で訂正をお願い申し上げたいと思います。

以上で議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日6月9日より6月16日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月9日から6月16日までの8日間に決定をいたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明をいたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会及び福島県町村議会議長会令和5年度定期総会における議案書等の写し、陳情文書表並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告をいたします。

さきの3月定例会において議決されました発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書につきましては、3月22日付で各関係機関に送付をいたしました。

◎監査報告

○議長（角田秀明君） これより、例月出納検査の結果について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうからは、例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計につきましては、令和4年度2月分を3月24日に、3月分を4月24日に、令和4年度及び令和5年度4月分を5月25日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、令和5年1月1日から3月31日までの第4四半期分を4月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも、出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては報告書をご覧くださいと存じます。

以上、例月出納検査結果の報告といたします。

○議長（角田秀明君） 以上で代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（角田秀明君） 次に、私から、令和5年5月31日に開催されました令和5年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会について、報告を申し上げます。

臨時会提出議案の審議に先立ち、組合議会正副議長の選任に関する申合せ事項に基づき、組合議会の正副議長の選任が行われ、議長に宗田雅之鮫川村議会議長が、副議長に筒井孝充白河市議会議長がそれぞれ選任されました。

臨時会での提出議案は、6件であります。

議案第8号及び第9号の動産の取得については、原案のとおり議決されました。

次に、議案第10号から第12号の条例改正並びに福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び当該組合規約の一部変更につきましては原案のとおり議決されました。

次に、議案第13号 白河地方広域市町村圏整備組合監査委員の選任についてであります。鈴木清美泉崎村議会議長が同意されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

以上で、令和5年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会についての報告を終わります。

次に、令和5年6月5日に開催されました令和5年度福島県町村議会議長会定期総会についてご報告を申し上げます。

本定期総会での議案についてであります。報告1件、議案3件及び選挙3件が提出されました。

議案第4号は、町村振興対策に関する要望として、各地方町村議会議長会から提出されました23件の議題についての審議がありました。そのうち、西白河地方町村議会議長会から提出された第5号及び第6号をはじめ、各地方町村議会議長会から提出された要望についても、全件、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号及び第6号では特別決議についてが提案され、原案のとおり決議されました。

次に、選挙第1号 会長選挙についてが提案され古川文雄鏡石町議会議長が選任されました。

議案第2号 副会長選挙についてが提案され、児玉智和下郷町議会議長と吉岡健太郎大熊町議会議長が選任されました。

議案第3号 監事選挙についてが提案され、武藤道弘西会津町議会議長、水野秀一浅川町議会議長、高橋実富岡町議会議長の3名が選任されました。

定期総会の議事終了後、優良町村議会の表彰が行われ、桑折町議会、会津坂下町議会、中島村議会が、そして、町村議会議員特別功労者として28名の方々、自治功労者として70名の方々表彰され、古川会長から優良町村議会に、そして特別功労者、自治功労者にあつては、その総代に、それぞれ表彰状、記念品が授与されました。

本議会から、町村議会議員として11年以上在職されております加藤宏樹議員、安井敬博議員が自治功労者として表彰されました。

なお、詳細につきましては、お手元配付の定期総会資料のとおりであります。

以上で、令和5年度福島県町村議会議長会定期総会の報告を終わります。

これにて、私からの報告を終了いたします。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

それでは、福島県町村議会議長会より自治功労者表彰を受賞されました加藤宏樹議員、安井敬博議員への伝達を本席において行いますので、暫時休議をいたします。

(午前10時12分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午前10時16分)

◎町政報告

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

第438回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田議長をはじめ、議員の皆様にご感謝を申し上げます。

また、ただいま自治功労者表彰を受賞されました加藤宏樹議員、安井敬博議員、本当におめでとうございました。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第438回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますのでご了承ください。

1ページをご覧ください。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。令和2年1月に国内で初の感染者が確認されてから3年5か月の間に8回の感染流行の波が起き、令和2年4月の政府による新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をはじめ、令和3年8月には福島県に新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が適用されるなど、流行のたびに町民の皆様には様々な行動の制限、基本的な感染対策の徹底など、感染拡大防止に対するご理解とご協力をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

国の方針により、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に移行となりまして、日常における様々な場面での衛生対策、医療体制、療養の方法などが変更となりましたが、今後も感染状況を注視し、必要に応じて防災行政無線や町ホームページなど、様々な広報媒体を通じて情報をお知らせしながら、引き続き感染症対策に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。本町では5月17日から令和5年春開始接種としまして、高齢者や基礎疾患を有する重症化リスクの高い方々等を対象としたワクチン接種を町文化センター及び町内の医療機関で実施しております。

5月23日現在の本町におけるワクチンの接種人数につきましては、1回目の接種を終えた方は1万5,339名、2回目の接種を終えた方は1万5,261名、3回目の接種を終えた方は1万3,091名、4回目の接種を終えた方は

9,781名、5回目の接種を終えた方が5,487名、6回目の接種を終えた方は631名となっております。

なお、6月7日現在、直近の本町におけるワクチンの接種人数につきましては、1回目の接種を終えた方は1万5,354名、2回目の接種を終えた方は1万5,275名、3回目の接種を終えた方は1万3,111名、4回目の接種を終えた方は9,828名、5回目の接種を終えた方は5,545名、6回目の接種を終えた方は2,383名となっております。

令和5年度におけるワクチン接種は、これまでの接種と違い、国の接種方針として接種人数や早期の接種などの目標を掲げて実施するものではなく、重症化しやすい高齢者や基礎疾患を有する方などが希望により接種可能である環境を整えることとされております。

このことから、これまで接種状況として報告しておりました町の接種率につきましては、基礎疾患を有する方の人数が対象者数として把握できないことから、今後は接種率を算出し、公表することができないことについてご理解をお願いいたします。

今後も、本町では接種対象者で接種を希望する方のニーズに合わせて夜間、休日等の接種機会を確保するなど、様々な時間帯で接種できるよう、引き続き接種体制の充実を図ってまいります。

次に、健康センター管理運営事業の実施状況についてであります。あゆり温泉につきましては、昨年3月16日に発生した福島県沖地震で被災し休館しておりましたが、営業再開した12月1日から3月末までの累計入館者数は2万6,203名でありまして、コロナ禍前の平成30年度の同時期と比較して約7割の入館者数となっております。昨年2月に導入した温泉畳の話題性等もあり、家族連れや若年層の利用が増えている傾向にあります。

令和5年度につきましては、4月1日から5月末までの累計入館者数は1万2,116名であり、コロナ禍前の平成30年度の同時期と比較すると約7割の入館者数となっております。なお、休館中における利便性向上のため、昨年6月30日に開始いたしました温泉宅配事業につきましては、3月末において683件の利用がありました。好評によりまして、現在も継続して事業に取り組んでおり、令和5年度については4月1日から5月末までの累計で94件の利用がありました。

温水プールにつきましては、年間入館者数は4万8,683名でコロナ禍前の令和元年度と比較して約8割の入館者数となっております。なお、老朽化設備の更新のため、4月18日から6月末まで休館としております。

次に、矢吹町コミュニティバスについてであります。

当該事業は、移動手段を持たない方の交通手段を確保する5年先、10年先の将来を見据えた施策として昨年12月より実証実験運行を実施しており、利用者のご意見やご要望、地域の実情等を踏まえ、時刻表の見直しや停留所の増設、乗車方法等の変更を行いながら、利用者にとって利便性が高く、効率的な公共交通体系づくり、これを目的に事業に取り組みました。3月末までの4か月間で延べ680名、日平均10.1名の利用がありました。

現在も継続して事業に取り組んでおり、令和5年度については、4月1日から5月末までで延べ293名、日平均8.6名の利用となっております。

今後も利用者のご意見やご要望を踏まえまして、よりお年寄り等が利用しやすいA I デマンドバス等への発展を検討しながら、継続して実施してまいります。

次に、遊水地整備事業についてであります。2月28日、三城目地区遊水地対策協議会役員により、北関東

を流れる利根川水系の一级河川渡良瀬川、渡良瀬遊水地の視察が行われました。渡良瀬遊水地は、面積が約3,300ヘクタール、総貯水量1.7億トンの日本最大の遊水地でありまして、本町で予定されている全買取方式により整備され、小学生などが環境学習のできる体験学習センターや子供広場、民間が経営するゴルフ場などに活用されております。散歩やジョギングをする人なども多く、日常的ににぎわいのある様子も見られ、維持管理の状況について、国の職員などと熱心な意見交換が行われました。

また、4月28日には、三城目地区遊水地対策協議会総会が開催され、令和5年度事業計画など、報告2件、議案3件の全てが承認となりました。今年度の事業として、会員を対象とする視察研修の実施、遊水地をはじめとする流域治水に関する講演会の開催などが予定されております。

さらに、5月24日には福島市で開催された阿武隈川上流改修促進期成同盟会、この席上におきまして、遊水地整備が予定されております本町、鏡石町、玉川村の3町村長より、流域治水における遊水地整備の重要性や計画に関して各町村が抱える課題や現状等について説明を行いました。流域全体の安全・安心を確保するために遊水地が整備され、整備後の適切な維持管理のためには、下流域の市町村も含めて継続的に協議を重ねながら一体的に取り組むということが重要であるということを確認いたしました。

今後も流域全体で遊水地をはじめとした治水対策への理解を深めるため、国・福島県、流城市町村で議論を重ねてまいります。

次に、令和4年度町独自の経済支援策についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により消費が落ち込み、低迷した地域経済の活性化を図るため、矢吹町商工会と協力しまして、矢吹町プレミアム商品券を発行いたしました。

プレミアムの付与率が過去最大の30%で、1枚当たり1,000円の商品券を13枚つづりで1冊とし、合計2万冊、総額2億6,000万円規模の事業を実施いたしました。

また、個人消費を喚起するため、町内の小規模事業者や中小企業者で組織する団体が個人消費の喚起及び販売促進につながるイベント等を行う際に要する経費の助成として3団体に69万6,000円を交付いたしました。

さらに、令和4年1月から9月までの期間における売上げが昨年同月分の売上額と比較し20%以上減少している飲食店や小規模事業者等を対象に、1事業者当たり10万円を給付する新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金を132事業者に対し1,320万円の給付を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に取り組んでいる町内店舗を対象に、感染対策に要する費用の一部として1店舗当たり3万円を助成する店舗応援キャンペーン感染予防対策助成金につきましては、122店舗に対し366万円を交付いたしました。

次に、一般国道4号矢吹鏡石道路整備事業についてであります。

令和4年11月15日に、矢吹町国道4号矢吹鏡石道路事業推進協議会が設立されまして、12月9日には国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所を訪問し、今後、当協議会と国、町とで連携協力体制の下、本事業を進めていくための協力依頼書を提出し、意見交換をしております。現在は、道路計画に関する設計見直しを検討するため、国道4号沿線においてドローンを用いた測量調査や地質調査を行っているところであります。今後も本事業を推進するために、国・福島県と連携しながら取り組んでまいります。

次に、町道整備事業についてであります。羽鳥幹線水路上部八幡町・善郷内線につきましては、社会資本

整備総合交付金事業を活用し、県道棚倉・矢吹線、矢吹大橋北側延長120メートルの改良工事を完了しております。

三神小学校の通学路神田西線につきましては、県道須賀川・矢吹線の東側、延長100メートルの改良舗装工事を完了しております。

矢吹小学校の通学路館沢・田内線につきましては、延長77メートルの改良舗装工事を完了しております。

このほかの路線につきましても、速やかな事業の執行を図り、早期完了に努めてまいります。

次に、放課後児童クラブについてであります。

4月1日現在の放課後児童クラブの入所者数は、矢吹小学校83名、善郷小学校156名、中畑小学校58名、三神小学校46名で合わせて343名が入所しております。

次に、幼稚園預かり保育についてであります。4月1日現在の預かり保育の利用状況は矢吹幼稚園17名、中央幼稚園45名、中畑幼稚園15名、三神幼稚園22名で合わせて99名となっております。

次に、善郷小学校児童クラブの開所式についてであります。

これまで同クラブでは、善郷小学校の特別教室等を使用しながら運営しておりまして、学校では特別教室等を使った午後の授業ができないなど、課題を抱えておりました。加えて、児童クラブ入所への需要が年々高まっておりまして、令和2年度に待機児童が発生したことから、待機児童の解消並びに学校側の不便さの解消を図るため、学校敷地内に児童クラブ専用の施設を建設し、4月3日に多くの関係者にご出席をいただきまして開所式を開催いたしました。

式典では、善郷小学校児童クラブの愛称であるゆりの木クラブを考案した2名の児童に表彰状を授与するとともに、開所を祝い、館銘板の除幕やテープカットを行いました。

なお、令和5年5月1日現在、152名の児童が入所しております。

次に、ことぶき大学の開校式についてであります。

4月18日、町議会議長、各文化部講師の方々のご臨席をいただきまして、ことぶき大学の開校式が町複合施設のKOKOTTOで行われまして、216名が入講いたしました。学級生の皆様には健康に留意され、それぞれが目標とする学習に楽しく励んでいただきたいというふうに思っております。

次に、第40回中畑清旗争奪ソフトボール大会についてであります。今年度は県内のスポーツ少年団65チームの参加により、矢吹球場をメイン会場として5月6日と13日の2日間開催いたしました。

開会式では、第40回大会を記念して、中畑清名誉大会長や、特別ゲストとして日本プロ野球本塁打王15回等プロ野球の最多記録保持者であり、現在福岡ソフトバンクホークスの取締役会長でもあられる一般財団法人世界少年野球推進財団理事長、日本プロ名球会顧問の王貞治氏、元ソフトボール日本代表監督、日本人の初の指導者として国際ソフトボール連盟の殿堂入りを果たされた宇津木妙子氏、現役時代、初登板で完投勝利の快挙を成し遂げた榎原寛己氏、元読売巨人軍のいわゆるV9選手、キャッチャーの吉田孝司氏と、元プロ野球セントラルリーグ審判部長井野修氏が応援に駆けつけていただき、大変盛り上がりました。

本町からはALL矢吹スポーツ少年団が参加し、しゅんらんブロックで見事優勝を果たしました。

日頃、スポーツ少年団にご支援をいただいております指導者の皆様、それから保護者の皆様、さらにご協力をいただきました審判団、ボランティアの皆様、多くの協力団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

また、第40回中畑清旗ソフトボール大会応援事業として、やぶき太鼓まつり実行委員会の主催により、新たな試みとして5月5日に大池公園水上ステージをメイン会場として、第1回やぶき太鼓まつりを開催いたしました。中畑清氏をはじめ、王貞治氏等の特別ゲストも大会のPRを兼ねて会場を訪れていただきましてご挨拶をいただき、町内外8団体による勇壮な和太鼓の演奏とともに、会場を大いに盛り上げていただきました。

屋台ゾーンには、グルメ販売等のブースも出店され、町内外の多くの方にご来場いただき、矢吹の新たな祭り、風物詩を楽しんでいただきました。ご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

次に、やぶきっ子応援給付金についてであります。コロナ禍における原油価格、物価高騰により生活に影響を受けている子育て世帯に対し負担の軽減を図るため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、町独自で給付金の支給を実施いたしました。令和5年1月1日に矢吹町に住民登録がある平成16年4月2日以降に生まれた児童を養育している方に対象児童1人当たり1万円を給付するもので、2月から給付を開始し、3月末までに1,495世帯、児童数2,652名分へ2,652万円を給付し、事業が完了いたしました。

次に、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についてであります。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援するために、対象児童1人当たり一律5万円の給付を、ひとり親世帯に対しては福島県が、ひとり親世帯以外に対しては本町が7月から給付を開始し、7月末までに103世帯、児童数182名分910万円を給付し、事業が完了いたしました。

ここまで町政報告から15点を抜粋し、報告を申し上げます。

矢吹町の地方創生に向け議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。私からの町政報告とさせていただきます。

その他18項目につきましては、お手元に配付いたしました第438回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で町政報告は終了いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより報告第1号 令和4年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第5、報告第1号 令和4年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてであります。本件は、令和4年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました防災重点農業用ため池緊急整備事業、主要町道道路整備事業等の13事業を、地方自治法施行令第146条第1項の規定により繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

報告第1号 令和4年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告については、地方自治法施行令146条第2項の規定による報告のため討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより報告第2号 令和4年度矢吹町下水道事業会計予算繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明いたします。

日程第6、報告第2号 令和4年度矢吹町下水道事業会計予算繰越しの報告についてであります。本件は、令和4年度矢吹町下水道事業会計予算において計上いたしました滝八幡地区県道本復旧事業（下水道2工区）を地方公営企業法第26条第1項の規定により、繰越計算書のとおり令和5年度へ繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第2号 令和4年度矢吹町下水道事業会計予算繰越しの報告については、公営企業法第26条第3項の規定による報告のため討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより報告第3号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第7、報告第3号 出資法人の経営状況についてであります。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している白河地方土地開発公社の経営状況を報告するものであります。

報告する内容については、令和5事業年度事業計画、令和4事業年度事業報告、令和4年4月1日から令和

5年3月31日までの損益計算書、令和5年3月31日現在の貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録のとおりであります。

以上報告いたします。よろしくお願いいたします。

- 議長（角田秀明君） 報告第3号 出資法人の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告のため質疑、討論を省略し報告のみとさせていただきます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（角田秀明君） 日程第8、これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

- 町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第8、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第1号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第10号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1億3,367万2,000円を減額し、総額を91億483万8,000円とするとともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、法人事業税交付金1,407万5,000円、地方特例交付金1,795万9,000円をそれぞれ減額し、地方交付税3,011万円、国庫支出金6,921万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費を国民健康保険特別会計繰出金等により1,393万8,000円の増額、総務費を電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等により7,698万9,000円の減額、土木費を移転補償費等により2,341万円減額するものであります。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、防災重点農業用ため池緊急整備事業等の8事業について、年度内完了が困難なことから総額6,447万1,000円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、庁舎改修事業債、これが850万円、地方道路等整備事業債2,120万円、農業施設災害復旧事業債が2,310万円、社会教育施設災害復旧事業債110万円、災害援護資金貸付金債250万円をそれぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第9、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第2号 令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,386万3,000円を追加し、総額を16億7,089万円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金10万2,000円、繰入金1,922万9,000円、諸収入868万8,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険税588万9,000円、使用料及び手数料17万2,000円、県支出金809万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費1,536万3,000円を増額し、保健事業費150万円を減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 令和4年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

〔発言する者あり〕

○議長（角田秀明君） それでは、暫時休議して協議します。

（午前10時49分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午前10時50分）

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 令和4年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 画面大丈夫でしょうか。

それでは、説明をさせていただきます。

日程第10、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第3号 令和4年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,848万6,000円を減額し、総額を16億4,712万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料765万6,000円、寄附金2,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金1,159万7,000円。

〔発言する者あり〕

○町長（蛭田泰昭君） 大丈夫かな。

じゃ、歳入の内容から。

歳入の内容は、保険料765万6,000円、寄附金2,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金1,159万7,000円、支払基金交付金2,646万8,000円、県支出金807万7,000円、繰入金2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、基金積立金を2,431万9,000円増額し、保険給付費5,980万5,000円、地域支援事業費300万円をそれぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしく願います。

大丈夫そうですか。ちょっと合わない。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 令和4年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第11、これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 令和4年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第11、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第4号 令和4年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ87万9,000円を減額し、総額を1億9,486万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金241万4,000円、諸収入16万8,000円をそれぞれ増額し、後期高齢者医療保険料346万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費6,000円を増額し、後期高齢者医療広域連合納付金88万5,000円を減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 令和4年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第12、これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和4年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第12、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第5号 令和4年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）について、収益的収入の既定の額に860万円を増額し、収入予算総額4億1,429万4,000円とし、収益的支出の既定の額に617万1,000円を増額し、収益的支出総額を4億3,047万9,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、営業収益860万円を増額し、支出の内容につきましては、水道事業費用のうち営業費用615万円、営業外費用1万5,000円を増額するものであります。

先ほどちょっと読み間違いがあったようです。下から6行目、水道事業費用のうち、営業費用615万、私、610万と読みましたか。615万6,000円ですね。営業外費用1万5,000円を増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和4年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第13、これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 令和4年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、日程第13、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第6号 令和4年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号）について、収益的支出の既定の額から70万6,000円を減額し、収益的支出総額を6億3,460万4,000円とするものであります。

収益的支出の内容につきましては、営業費用を71万8,000円減額し、営業外費用を1万2,000円増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 令和4年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号））を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第14、これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第14、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第9号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,300万円を追加しまして、総額を81億7,300万円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金6,950万円、繰入金350万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費を電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金等により6,303万8,000円の増額、民生費を子育て世帯生活支援特別給付金により996万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第15、これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 矢吹町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第15、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第7号 矢吹町税条例の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により、関連する矢吹町税条例の一部改正について、同日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

主な内容としましては、軽自動車税における環境性能割税率区分の見直しであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 矢吹町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第16、これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第16、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第8号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、関連する矢吹町国民健康保険税条例の一部改正について、同日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容としましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、地方税法施行令の改正内容に合わせて引き上げるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第25号～議案第29号）

○議長（角田秀明君） 日程第17、これより議案の上程を行います。

議案第25号、第26号、第27号、第28号及び第29号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第17、初めに、議案第25号 矢吹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴いまして、マイナンバーカード保有者について、マイナンバーカードの電子証明書がスマートフォン等の移動端末設備に搭載が可能となり、スマートフォン等を用いてコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による印鑑登録証明書の交付が受けられるようにするため、規定を整備するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第26号 矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、選挙における投票管理者、投票立会人、期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票立会人の負担軽減を目的に、管理者及び立会人の交替制を実施する際、職務に従事した時間数に応じた報酬を支給するため規定を整備するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第27号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を令和5年度も引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。国が示した基準に基づき減免措置を行った場合、減収分が災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で補填される措置は令和4年度までとなっておりますが、国の財政支援が延長されたため、引き続き国民健康保険税の減免を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第28号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、道路法施行令の一部改正及び福島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、福島県で定める額に準じて、占用料の額を改めるものであります。主なものとして、標準的な電力柱1本につき年間650円から80円増額の730円、標準的な電話柱1本につき年間380円から50円増額の430円であります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第29号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,775万8,000円を追加し、総額を82億7,075万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金が9,167万6,000円、県支出金206万円、繰入金440万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、衛生費を新型コロナウイルスワクチン接種委託料等により4,708万4,000円の増額、農林水産業費を農業関連物価高騰緊急対策助成金等により3,792万7,000円の増額、商工費を特別高圧受電事業者補助金により700万円増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

また、月曜日からは一般質問が始まりますが、立派な質問を期待しております。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午前11時16分)

令和5年6月12日（月曜日）

（第 2 号）

令和5年第438回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年6月12日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	総務課長	正木孝也君
企画・デジタル推進課長	国井淳一君	まちづくり推進課長	神山義久君
会計管理者兼総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君
保健福祉課長	山野辺幸徳君	農業振興課長兼農業委員会事務局長	鈴木辰美君
商工観光課長	柏村秀一君	都市整備課長	有松泰史君

上下水道課長	西	山	貴	夫	君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿	部	正	人	君
教育次長兼 教育振興課長	佐	藤		豊	君	生涯学習課長	渡	辺	憲	二	君
子育て支援 課長	小	椋		勲	君						

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認をさせていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせをいたします。質問時間終了3分前に予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても質問は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることになります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 芳 賀 慎 也 君

○議長（角田秀明君） 通告1番、1番、芳賀慎也君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） それでは、議場の皆様、おはようございます。

コロナ感染のほうも5類へと移り変わりまして、町のほうの活気も少しずつではあると思いますが、にぎわいが戻っているのかなと感じております。

しかし、引き続き感染対策という部分については努めてまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、1つ目の質問でございますが、生活道路の整備状況について質問をさせていただきます。

質問の目的といたしましては、各地区及び各行政区の皆様から陳情を受け、採択された生活道路の整備状況について確認したいというのが目的でございます。

質問する背景や経緯、課題についてであります。町民の福祉向上、安全安心な暮らしを送るためには、生活道路の早期整備というのが重要であると考えております。

各地区、行政区から道路整備を求める声が多く、喫緊の課題であると認識しております。

これまでも議会で採択された陳情路線は計画的に整備され、町民の皆様も非常に喜んでおり、未整備路線の早期整備が望まれておるところであります。

陳情を出された各地区の皆さんは、議会で陳情が採択されたとなれば、あとは、いつやってもらえるのかというところが一番気になる場所なのだと思いますが、先日も町民の方から昨年度陳情採択となった路線について、いつ工事が始まるんだとの問合せがございました。

陳情の内容やそれにかかる費用かつ他の陳情路線との兼ね合いや優先順位、全体の予算等様々な内容を精査した上でようやく工事の土台に乗るわけだと思いますが、中には何十年も未整備という路線もあるのが実情でございます。

そういったところを踏まえつつ、次の3点について質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目、現在、陳情で採択された路線で未整備路線の件数は何件残っているのか。

2点目ですが、令和2年度から令和4年度までの過去3年間に陳情採択された件数と年度ごとの整備状況、路線数、整備金額についてお伺いしたいと思います。

3つ目ですが、陳情案件の整備路線の選定についてはどのような方法で決められているのかという部分をお伺いしたいと思います。

それでは、大項目2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

町民検診の受診状況についてというのが主題でございます。

質問の目的としましては、町民の健康を守るため町民検診の受診を促進し、病気の早期発見、早期治療につなげるため、健康の促進という部分でございます。

質問する背景や課題なんですけど、近年、食生活の変化や運動不足によって糖尿病や高脂血症、高血圧といった生活習慣病が問題となっております。これらの病気はなかなか自分では気づかないものです。体の調子がよくないな、最近すぐ疲れるななどと思って病院に行ったときには病状はかなり進行している場合も少なくはありません。

健康診断は、自覚症状が現れる前に生活習慣病等をチェックするいい機会です。自分では気づいていない病気を早期発見できれば、病気の進行を食い止め治療によって治すことも可能です。今まで難病とされてきたがんも、現在は早期発見、早期治療によって治るケースが増えております。

健康診断の目的は、病気の早期発見にあります。将来、病気が原因で寝たきりになったり、介護度が上がることによって自分の体が不自由になり負担がかかるのはもちろんですが、それを手助けする家族への負担へとつながってしまいます。また、病気の早期発見は医療費の軽減という部分でも期待できる部分でございます。

人生100年時代、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるまちづくりを目指し、介護予防・健康づくりの推進や保険者機能の強化等、対応していく必要があるのではないかと考えます。

全ての人が心身ともに健康で、個人の健康寿命を延ばし、誰もができる限り自立した生活を送れるよう生活の質の維持、向上を図っていくことがとても重要な課題であると考えます。

それでは、3つの質問に移ります。

1つ目ですが、現在実施されている町民検診の事業概要、内容についてお伺いしたいと思います。

2つ目ですが、過去3年間の特定健診、高齢者健診の対象者数と受診率の推移をお示し願います。

3つ目ですが、町民検診の受診率を上げるために、町はどのような対策を行っているのかお伺いしたいと思います。

質問は以上になりますが、以上の点につきまして、ご答弁のほどをよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 町長の答弁をもらう前に、皆さん、タブレットのほうで町長の答弁が開けられているでしょうか。大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） それでは、答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、陳情で採択された路線で未整備路線の件数についてのおただしであります。議員おただしの生活道路の整備については、町では生活道路整備事業として行政区等からの要望を受け、未舗装の道路を現地の利用実態に合わせて道路幅を伴わない簡易舗装により実施しております。

生活道路整備事業につきましては、多くの要望に応えるため、平成17年度より事業に着手し継続的に整備を実施しているところであります。本事業の整備を求める声が多いということからも、住民生活に密着した重要な事業であると認識しております。

これまでの行政区等からの陳情件数は全体で182件でありまして、このうち127件について令和4年度末までに整備を完了し、整備率は約70%、未整備路線数は55件となっております。なお、今年度の実施予定路線につきましては、前年度からの継続路線4路線に加え新規路線として3路線、合計7路線、事業費1,200万円の整備を予定しております。

生活道路整備事業のほかの事業として、社会資本整備総合交付金を活用し通学路や主要幹線道路等の整備を実施する主要町道道路整備事業、地方債を活用し生活環境の向上と利用者の安全確保を目的として幅員狭小な道路の改良舗装等を実施する一般町道道路整備事業を実施しております。

生活道路整備事業につきましては、特に整備を求める声が多いということで必要な事業であると認識しておりまして、今後も継続した整備を進めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和2年度から令和4年度までの3年間に陳情採択された件数と年度ごとの整備状況、路線数、整備金額についてのおただしであります。

陳情採択件数につきましては、令和2年度は2件、令和3年度は3件、令和4年度は7件となっております。その整備状況につきましては、令和2年度は整備路線が2路線、整備延長190メートルで整備金額193万6,000円、令和3年度につきましては整備路線9路線、整備延長855メートルで整備金額995万3,000円、令和4年度につきましては整備路線8路線、整備延長847メートルで整備金額1,188万7,000円となっております。

このうち、令和2年度につきましては、令和元年の10月に発生した台風第19号に伴いまして記録的な豪雨、河川の氾濫、土砂災害等により道路や河川等インフラ全般に甚大な被害を受けたということから、災害復旧工事を優先的に実施したため、継続路線のみの実施となっております。

陳情につきましては、毎年複数件が採択されておりますが、路線によっては延長が長く舗装完了までに数年を要する路線もあります。整備要望に対しましては、いまだ多くの未整備路線があり、新たに陳情採択された

路線についても着手までに時間を要する状況にあります。

町といたしましては、予算を増やして対応しているところでありまして、今後も継続した整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、陳情案件の整備路線の選定方法についてのおたただしであります。実施路線の選定に当たっては、各行政区等からの陳情が採択された後、主に沿線に家屋があり日常生活に利用されている路線、舗装することにより敷砂利等の維持管理が軽減される路線等を優先に地域間の均衡を図りつつ……何でしょうか。

〔「今、出してもらっているんですけども、と答弁とずれているので」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） では、暫時休議します。

（午前10時15分）

○議長（角田秀明君） では、再開します。

（午前10時15分）

○町長（蛭田泰昭君） それじゃ、先ほど敷砂利等の維持管理のところやりましたので、軽減される路線等を優先に地域間の均衡を図りつつ、利用実態に合わせて選定しております。

路線の中には、隣地地権者の承諾を得られない路線、排水等の問題を解消する必要がある路線、現在利用されている道路が公図と大きく乖離しており権利関係の問題が生ずるおそれにより整備が困難な路線等があります。

このような理由から、選定の過程により整備までに時間を要する路線もありますが、本事業は地域からの要望の多い住民満足度の高い事業であるとも認識しております。

生活環境の整備、生活環境の向上を早期に実現するため、令和3年度以降は予算を増額して事業を推進しておりまして、今後も計画的に整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町で実施しております町民検診事業についてのおたただしであります。本事業につきましては、40歳から74歳までの国民健康保険に加入している方を対象とした特定健診、75歳以上の方を対象とした高齢者健診並びに胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検診などのがん検診と大きく3種類に分類して事業を実施しております。

本町で実施している町民検診の特色といたしましては、昭和47年度から他市町村に先駆け各種検診にかかる自己負担額の無料化を実施していること、昭和48年3月議会定例会における「がん追放宣言の町」の議決に伴うがん対策の充実した検診項目を設定していること、生活習慣病の早期発見に向けた町独自の検診項目を追加していることなどが挙げられます。特に、令和4年度からは、腎臓障害及び糖尿病の早期発見並びにフレイルとなる筋力低下につながる低栄養を評価するための項目を追加するなど、町民の健康状況に合わせた町独自の受診項目の設定に努めております。

町民検診につきましては、例年6月上旬頃に国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方及び加入する保険にかかわらずがん検診を希望する40歳以上の方や高齢者健診を希望する75歳以上の方に受診録を送付し

ております。

また、受診する日程につきましては、返信用はがきまたはインターネットにより申込みを行う仕組みとしております。なお、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、検診会場内が密にならないよう完全予約制としておりまして、15分ごとに予約時間及び予約人数を分けて実施しております。

また、女性がん検診として実施しております子宮がん検診につきましては、20歳以上の偶数年齢の女性を対象に町保健福祉センターを会場に10月に実施し、乳がん検診につきましては、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に同センターにて11月から12月にかけて実施しております。

なお、集団検診の日程が合わない方を対象とした追加集団検診の実施、どなたでも様々な受診の機会が得られるような白河市及び西白河郡管内での指定医療機関による個別検診の実施など、町民の皆様からの様々なニーズに対応した受診環境を整えております。

今後も町民の健康を守るため、糖尿病、高脂血症及び高血圧などの様々な生活習慣病の早期発見、早期治療につなげるため、町民の皆様の検診に対するニーズの把握及び受診しやすい環境づくりを進めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

次に、特定健診、高齢者健診の対象者数と受診率の推移についてのおたけしであります。

本町の40歳から74歳までの国民健康保険に加入している方を対象とした特定健診の対象者数、受診者数及び受診率につきましては、令和2年度は対象者数2,897名に対し受診者数が1,177名、受診率が40.6%、令和3年度は対象者数2,824名に対し受診者数が1,325名、受診率が46.9%、令和4年度は速報値となりますが、対象者数3,021名に対し受診者数が1,445名、受診率が47.8%となっております。

ちょっと失礼します。

下から6行目、また、75歳以上の方を対象とした高齢者健診につきましては、令和2年度は、対象者数2,542名に対し受診者数が428名、受診率が16.8%、令和3年度は対象者数2,502名に対し受診者数が513名、受診率が20.5%、令和4年度は対象者数2,533名に対し受診者数が612名、受診率が24.2%となっております。

本町の特定健診における受診状況につきましては、コロナ禍以前は、令和元年度の受診率が最も高く53.2%でありましたが、コロナ禍の影響を受けながらも年々受診率が回復しているという状況にあります。

また、福島県全体から見た本町の受診状況につきましては、令和元年度の県平均受診率は43.3%に対し、本町は53.2%、令和2年度の県平均受診率は37.6%に対し本町は40.6%、令和3年度の県平均受診率は42.3%に対し本町は46.9%となっております、毎年県平均受診率を上回る受診状況となっております。

国では特定健診の目標値を60%と定めていることから、本町におきましても、受診率が目標値を達成できるよう国の目標値を達成できますよう健康に関する情報提供及び健診の受診体制の整備に努めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、受診率を上げるための取組についてのおたけしであります。

8月下旬から実施いたします町民検診事業は、例年6月上旬頃に対象となる方へ検診のご案内を通知しておりますが、6月下旬までにお申込みのなかった方を対象にはがきによる受診勧奨を行い、さらに検診期間終了後となる9月上旬までにおいて、検診を未受診である方を対象に同様の受診勧奨を行っております。

この受診勧奨は、国の国民健康保険、保険者努力支援交付金を活用しまして、民間企業に業務を委託し、未

受診者の過去の受診状況に合わせた傾向を7種類に分けまして受診につながるよう効果的なはがきを送付しております。

この受診環境により検診案内封筒を見ていない方、受診申込みを忘れた方、健康に興味のない方など、個々の健康意識の違いに応じて検診の重要性を周知することにより、受診率の向上に寄与するところであります。

あわせて、かかりつけ医の医療機関で治療していることから、検診受診を不必要と考えている方等への未受診者対策として、町内の医療機関へ受診勧奨のチラシを配布し、医師から検診受診の必要性を説明していただくということを依頼しているところであります。

また、75歳以上が対象となる高齢者健診の未受診者対策につきましては、特定健診と比較し受診率が低いこと、それから、健診による病気の早期発見及び早期治療の必要性を周知するため、75歳となり新たに高齢者健診受診対象者となる全員に受診録を送付しております。

さらに、今年度は、新たに76歳、77歳の方につきましても個別通知により受診勧奨を行い、健診の必要性について周知を図っているところであります。

また、コロナ禍において、国及び福島県の行動制限により外出を控える高齢者が増え、要介護状態の前の段階となるフレイル状態の方は全国的に増加傾向にあり、本町におきましても同様の状況にあるものと考えております。フレイルの状態を確認するためには、一人でも多くの高齢者が健診を受診する機会を設けることが重要であり、受診率を向上させるための課題の一つとして交通手段の確保が必要であると捉えております。

今年度は、本町で高齢者等の移動手段として試行実施しております矢吹町コミュニティバス実証実験運行事業と連携し、受診対象者への健診のお知らせに加えてバスの運行状況を周知することで、未受診者対策の一つとして実施する予定であります。

今後も全ての人が心身ともに健康で健康寿命を延ばし、生活の質の維持、向上を図ることができるよう町民健診の受診を促進するため、引き続き健康づくりに関する情報提供及び受診しやすい環境づくり、これらを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、道路の陳情、生活道路の整備状況のほうについての再質問をさせていただきます。

先ほど、未整備路線の件数は何件あるのかということで、町長答弁のほうで未整備路線は55件ということで答弁いただきました。

道路の陳情については、現道舗装が主な内容であると思うんですが、陳情の中身には道路の拡幅であったり、排水路の整備等、陳情の内容にも様々な種類があると思います。こちらは、生活道路整備工事というのは、基本的には現道舗装という部分の費用が割り当てられると思うんですが、それ以外の道路の拡幅だったり排水路の整備等については、今、どのぐらいの、55件はこの未整備路線の55件以外にあると伺うんですが、そこについてお伺いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、有松泰史君。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 1番、芳賀議員の再質問へお答えいたします。

現道舗装以外の陳情路線の数についてのおただしであります。今現在、道路拡幅等の要望につきましては18件、排水路整備等の要望につきましては4件、合計で22件の要望件数が上がっております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） 拡幅18件、排水路が4件ということで、現道舗装以外にこれだけある。こちらは、生活道路の整備工事にはならないのであれば、こちらはこういった状態で進められていくのかをお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、有松泰史君。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

今ほどの拡幅等の要望による陳情路線につきましては、町長答弁にもありましたとおり、生活道路整備事業のほかに社会資本整備総合交付金事業を活用した通学路や主要幹線道路の整備と併せてそのほかに、地方債等の活用をいたしました一般町道道路整備事業において拡幅等の工事を実施しているところでございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

それでは、生活道路整備工事が完了したということは、広報やぶき等で確認できると思うんですが、広報以外で町のホームページの中で生活道路整備工事完了の情報を集約して閲覧できるようなページが今、ないと思うので、あると便利だなと思うんですが、そこについてどのようにお考えかお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、有松泰史君。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

現道舗装工事の完成後のお知らせ等につきましては、今現在、矢吹町の広報等に写真等掲載しながらお知らせしているところであります。

今後のホームページの記載についてのおただしであります。まず、現道舗装完了した後は広報等と同様にホームページのほうにも掲載しまして、まず周知を図ってまいりたいというふうを考えております。

あと、工事件数の公表につきましても、現道舗装工事が始まってからの集計がございますので、その情報についても整理して載せる方向で検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1 番。

○1 番（芳賀慎也君） ホームページのほうで情報適宜に見られると非常に町の方も便利だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

続いてですが、一昨年、産業民生常任委員会のほうで陳情道路未整備路線の視察を実施させていただいたんですが、その視察の中で、現在ではちょっと使われていないような路線の陳情案件も数多く残っております。

そういった優先度では低いところにある路線の今後について、町はどのように考えているのかお伺ひします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、有松泰史君。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 1 番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

現道舗装の陳情の古い路線で整備が進んでいない路線についての考え方についてであります。現道舗装につきましては、町長答弁にもありましたとおり、優先的に順位を決めてございます。その優先順位につきましては、まず生活道路であること、主に家屋等が立ち並んでいること、また、敷砂利等の維持管理が軽減される路線ということで選定してございます。

また、地域間のバランスということで、矢吹地区、中畑地区、三神地区のバランスなんかも考慮しながら実施しているところでございます。

農道につきましては、どうしてもそういう家屋等のある路線を優先的に進めておりますので、整備については若干時間を要してございますが、農道につきましても部落間をつなぐ路線であったり敷砂利等を行うことで維持管理が軽減される路線につきましては、利用状況を見ながら今後優先的に順位づけをして実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1 番。

○1 番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

道路の陳情というのは、各地区、各行政区の方が望んで上げてきている、道路整備というのは住民の方が求める声が多いため、今後も計画的に整備というのを進めていってほしいなと思います。

生活道路の整備については、終わります。

続きまして、町民検診の受診のほうの質問の再質問のほうに移らせていただきます。

町長の答弁の中にありましたフレイル状態の方について、健康の促進という点での再質問なんですけれども、フレイルの状態の方が全国的に増加傾向ということで、町の中でももちろんフレイルの方が増えております。私も今まで一般質問の中で、健康福祉に関する質問の中でフレイル予防対策というのが重要ですよということ、再三にわたって言っている部分であります。先ほどフレイルの状態を確認するためには、一人でも多くの方が健診を受診する機会を設けることが重要でありということがありましたが、町のほうで、町長の答弁の中でフレイルとなる筋力低下につながる低栄養を評価するために項目を追加する、町独自の受診項目の

設定というような取組があるということを受けましたが、具体的に今後フレイル予防という部分で町のほうで今、考えているような施策というのがあればお伺いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 芳賀議員の質問にお答えいたします。

フレイルの予防教室というところでお話しさせていただきたいと思います。

現在、町のほうでは社協が行っていますいきいきサロン、あるいは老人クラブなどに出向きまして、保健師あるいは会田病院の理学療法士の方にお手伝いしながらフレイルの予防運動、筋力低下予防運動を実施している現状でございます。今後につきましても、こうしたフレイルになる、要介護になる前の予防対策ということで、様々な健康づくりというところで町のほうで健康づくり推進協議会というような組織もございますので、そちらのほうでも先生方おりますので、そうした中でもどうしたものかというところでご意見をいただきながら教室のほう展開してまいりたいなというふうに思います。

答弁は以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

1 番。

○1 番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

先ほどの町民検診の受診率を上げるという部分で、ちょっとコロナ禍ということでちょっと受診率が低くなっておるといったことだったんですが、国で特定健診の目標値、受診率は60%と定めております。

県の平均は矢吹町は上回っているということで、引き続き受診率というのを高めていってほしいなという部分でお願いしたいんですが、その受診率を上げる中で、足の問題です。高齢者の足の問題、受診したいんだけど、保健福祉センターまで何で行くかなみたいな声もある中で、コミュニティバス実証実験運行と連携してという部分があると思うんですけども、将来的にですけれども、今現在は実証実験運行中なんであれですけれども、将来的に健康診断専門で専用のバス走らせてもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺町の考えはいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 1 番、芳賀議員の追加質問にお答えします。

今、コミュニティバスを運行させているのも実証実験というのも、まさにどういうニーズがあってどういった運行をすることが、特に足が不自由というかなかなかこれから特に2年後、3年後、5年後、10年後と行くに従ってなくなっていくお年寄り、なくなるというか足がです、足が非常に。そういう方々をどうやって支えていくかというのが非常に大きな課題でありますので、そういう意味で今、コミュニティバスを今、おっしゃったような健診であるとか医療であるとか、そういった中でどういったサポートをしていくかというのは非常に重要なテーマでありますので、今後、これは前向きにぜひ検討させていただきたいというふうに思っています。

す。

それはデマンドバスであったり、いろんなことを考える際に非常に重要なテーマであると思っています。

以上です。よろしくお願いします。

- 議長（角田秀明君） 芳賀君、今の、町長のリップサービスだから。というのは、健診に対する質問で、交通手段に対しては質問していないので。今、町長は答弁してくれましたけれども。そこら辺であれしてください。よろしくお願いします。

再質問ございますか。

1番。

- 1番（芳賀慎也君） 町民の方の健康寿命を延ばして、健康長寿のまち矢吹町を目指して、矢吹町を挙げて盛り上げていてもらいたいと思います。

一般質問は以上でございます。ありがとうございました。

- 議長（角田秀明君） 以上で、1番、芳賀慎也君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

再開は10時55分からです。よろしくお願いします。

（午前10時43分）

-
- 議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午前10時55分）

◇ 関根貴将君

- 議長（角田秀明君） 通告2番、2番、関根貴将君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

- 2番（関根貴将君） 議場の皆様、おはようございます。傍聴にお越しく下さいました方、ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症によりこの3年間不要不急の外出を控えるなど多くの制限がありましたが、ようやく出口も見え始め、町にも活気が戻り始めているように思われます。

5月初旬に大池公園でのやぶき太鼓まつり、翌日には中畑清旗ソフトボール大会が開催され、町内はもちろん町外からも多くの方々が当町にお越しいただき、また、各小学校では、運動会や交通安全鼓笛パレードが華やかに執り行われました。子供たちや高齢者、地域の方々の笑顔があふれるイベントが続き、大変うれしく思っております。

このようなイベントに携わり、ご尽力いただいている関係者各位に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従い、大きな項目2点、質問させていただきます。

1、個人情報保護法と自衛隊への個人情報提供について。

質問の目的。

自治体が行う自衛隊への個人情報の提供に対して、これからの当町の対応を明確にし、町民の方々からの理解を得るためにも、広報や町ホームページにおいて詳細を周知していただきたく質問させていただきます。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

平成15年に制定された個人情報保護法は、3度の法改正が行われ現在に至ります。さきの第437回3月定例会において可決された議案第11号 矢吹町情報公開・個人情報保護審査会条例も、令和3年に改正されたことを受けてのものであると思われますが、個人情報保護法に関しては、マイナンバーカードなど様々な点において、とてもデリケートな課題となっております。

こうした中、令和3年2月に防衛省及び総務省から各地方自治体へ「自衛官又は自衛官候補生の募集に関する資料の提出について」が通知され、住民基本台帳の一部の写しの国への提出は自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき現行においても実施可能であるとし、さらに、過去においては住民基本台帳の閲覧のみが認められ自衛官が必要な情報を書き写していただけてありましたが、デジタル庁が発足し文書などのデジタル化が進む現在は、紙に印刷されたものを提出することはもちろん電子情報として提出することも可能となっております。

なお、現在、自衛隊では全国の600を超える市町村から名簿の提供を受けており、住民基本台帳の閲覧・転記を含めると約9割の市町村から情報の提供を受けているとのこと。

これらを踏まえ、当町の今後の対応などを明確にし、広報や町ホームページで町民に対し周知していくべきであり、個人情報の提供を拒否する除外申請などの制度があることなども広めていくべきであると考え、質問させていただきます。

質問事項。

- 1、当町では、過去において自衛隊による住民基本台帳の閲覧などがあったかをお伺いいたします。
- 2、今年度及び今後、自衛隊への個人情報の提供に対し法や条例に照らし合わせた上、町ではどのような対応を取るかをお伺いいたします。
- 3、現在、町の広報やホームページにはこれらの情報は載せられていないと思うが、ほかの自治体の多くはこれらに関しての経緯や対応及び政策がホームページ上に詳細に書かれております。当町においても、自衛隊に対し情報を提供するのであれば、町民に対し除外申請なども踏まえ細かく周知を行っていくべきであると考えますが、執行部としてはいかがお考えかをお伺いいたします。

次に、大きな項目2つ目に移ります。

- 2、町管理地における倒木等による被害への対策について。

質問の目的。

昨今、不安定な気象による自然災害が多く見受けられ、当町の大池公園においても大木の倒木が相次ぎ発生し、甚大な被害はなかったものの大池公園に限らず町管理地における倒木の被害がいつあってもおかしくない状況を踏まえ、倒木による被害を未然に防いでいただきたく、質問させていただきます。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

今年の4月16日、神奈川県相模原市のキャンプ場で高さ18メートルの木が倒れ、テントで寝ていた夫婦が下

敷きになり女性が死亡した事件や、5月8日広島県福山市の公園では、倒木によりブランコが大破するなどの被害があり、また、公園やキャンプ場に限らず、鹿児島県の小学校では折れた木の枝の下敷きになり校長が死亡する事件や静岡では障害福祉サービス事業所の送迎バスの走行中に街路樹が倒れバスに直撃したという事件があり、全国的にも当町においても倒木による被害が増えている状況であると思い、質問させていただきます。

質問事項。

1、大池公園において、昨年から2度大木の倒木が発生しており、幸いにも人的被害には至りませんでした。今後も危険性が高いと思われます。特に、大池公園内の遊具のある場所やキャンプ場付近の安全性は担保されるべきであると思うが、どのくらいの頻度で安全性の確認を行っているのかをお伺いいたします。

2、過去10年、町内において倒木のおそれのある危険な木の伐採など対処した事例は何件あったかをお伺いいたします。

3、今後、倒木による被害を未然に防ぐためにどのような対策を講じていくのかをお伺いいたします。

以上となります。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、2番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、過去において自衛隊による住民基本台帳の閲覧などがあったかについてのおただしであります。令和2年度より、町には1年に1度9月下旬から10月上旬にかけて自衛隊福島地方協力本部長からの自衛官募集に必要な対象者情報の提供依頼が来ております。

これを受けまして、町では、住民基本台帳第11条の2に基づき町内在住の高校3年生男女については名簿で、中学3年生男子の情報については閲覧で提供しているところであります。

提供している情報の内容といたしましては、氏名、生年月日、性別、住所の4項目について住民基本台帳より抽出して提供しております。

自衛官募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項で都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うことが規定されておまして、また、地方自治法及び地方自治法施行令で定められた法定受託事務でもあることから、以前から募集案内の広報や自衛隊が募集案内を送付するための対象者の情報提供など募集事務を実施してきたところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、自衛隊への個人情報提供に対する町の対応についてのおただしであります。個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法につきましては、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し又は提供してはならないと利用及び提供の制限について規定されていることから、町といたしましては、自衛隊法第97条第1項に規定しております法定受託事務として個人情報保護法及び自衛隊法施行令に基づき適正な事務執行に努めてきたところであります。

今後も引き続き法令に基づき適正な情報提供を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、自衛隊への情報提供及び情報提供に係る町民への周知についてのおただしであります。

自衛隊への情報提供につきましては、法定受託事務として法令等に基づき適正な事務執行に努めてきたところでありますが、関根議員ご指摘のとおり、当該事務について本町ではこれまで町民に周知を行ってきた経過はありませんでした。今後は、広報やぶきや町ホームページにおいて当該事務についてお知らせすることで個人情報保護法と自衛隊法に基づく事務であることをご理解いただき、町民の安心の確保に努めてまいります。

また、自衛隊への情報提供が法令に基づくものであるとしても自身の情報提供をしてほしくないという方のために、自身の情報提供を拒否できる除外申請制度について前向きに検討してまいりたいと考えております。

除外申請制度を設けながら当該事務の積極的な周知を図ることで、個人情報保護法及び自衛隊法等の趣旨の理解促進と町民の安心の確保に努めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大池公園内における樹木等の安全性確認の頻度についてのおたしであります。

大池公園の管理については、年間における管理業務の中で受託者による週に1回の園内清掃に合わせ倒木等のおそれのある樹木の有無について目視により確認し、危険木等が確認された際には速やかに連絡をいただいております。また、担当課においても、台風や大雪等による豪雨や強風、降雪等により倒木等が予想される際の現場確認や夏季、ゴールデンウィーク等キャンプシーズン前の巡回確認を行っております。

議員おたしの大池公園における二度の倒木についてであります。昨年6月には、強風により園路付近におけるアカマツに倒木があり、直ちに伐採処理を実施しております。また、今年1月にも同じく強風によりキャンプ場内のアカマツに倒木があり、こちらも直ちに伐採処理を実施したところであります。倒木確認から作業実施までの間については、公園利用者の二次災害防止の観点からバリケード等の設置による立入禁止措置を行うとともに、町ホームページにおいて迂回路等を含めた注意喚起のお知らせを行っております。

なお、キャンプ場内の倒木後は、速やかに公園内3か所に倒木危険などの注意喚起の看板を設置し、天候等に十分留意の上ご利用いただくよう利用者への啓発を行ったところであります。定期的な点検のほか、今年4月に樹木等における知識を有する専門家の方にキャンプ場内のアカマツを中心に目視と打音による樹木の診断を依頼し、倒木のおそれがあると診断された樹木については既に伐採を完了し、安全確保を図っております。

今後も公園利用者の安全安心な施設利用を図るため、管理業務の受託者と連携を図り定期的な巡回監視や優先順位を設けた上での伐採等、適切な維持管理を行ってまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

次に、過去10年における危険な木の伐採等対処件数についてのおたしであります。

現時点で把握可能である直近5年において、大池公園を含む町内の公園及び矢吹駅周辺広場における対処件数につきましては、平成30年度に3件、令和元年度に2件、令和2年度に6件、令和3年度に6件、令和4年度に9件と5年間で合計26件の伐採等を実施しております。これらの多くは、大池公園内において強風等により倒木したアカマツや桜、さらには松くい虫により枯れ木となったアカマツの伐採、処分を実施したものであります。このほか新町の公園や小池公園、それから、三十三観音史跡公園等において、倒木のおそれがある危険木等について、早期の伐採処理、枝木の剪定を行ったものであります。

また、今年度においても小池公園内の枯れ木となった紅葉や、さきの答弁でもありました大池公園にて倒木のおそれがあると診断されたアカマツ等について、計4件の業務委託により9本の樹木伐採を実施しております。

今後も引き続き強風等による自然の影響による倒木を未然に防ぐため、定期的な樹木の点検と適切な樹木管

理を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、今後倒木等による被害を未然に防ぐための対策についてのおただしであります。近年の気候変動等によりこれまで以上の強風や豪雨等の発生に伴い、公園内の樹木の枝折れや倒木等が予測されております。

公園管理者である町といたしましては倒木等による被害の未然防止が必須であり、大池公園につきましては引き続き管理業務受託者との連携の下、定期的な巡回管理による目視確認の実施とアカマツの枯れ木を増やさないため薬剤地上散布による松くい虫防除作業や保護薬剤の樹幹注入を行ってまいります。

また、今後新たに専門家の意見を伺いながら樹木診断の方法や風の抜け道等による倒木のおそれが高まるといった現地調査による知識の習得、さらには、樹木管理に関するノウハウの習得のほか、町ホームページ掲載や看板設置により町民や施設等利用者への注意喚起及び周知を行ってまいります。

今後も町民及び施設利用者等の安全安心を守るため、公園を含め町管理施設の適切な維持管理を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。

再質問の前に一言申し添えさせていただきますが、今回の自衛隊への個人情報提供については自衛隊からの要請であり、私個人としてはこのことについて自衛隊法や住民基本台帳法に対しての適法性や憲法上違憲か合憲かなどを問うつもりはなく、また、東日本大震災を経験した私たちは、自衛隊の特に若い隊員たちの献身的な活動には感謝すべきであり、私の周りにも自衛隊に籍を置いていた立派な方もおり、ご息が自衛隊で活躍しているという方々もおり、国のために奉仕するそれらの方々に敬意を表しております。

ただ、本町の個人情報保護条例を踏まえ、町民の方々への周知及び町民の権利を明確にすることは行政としてしっかり取り組むべきであると思ひ、質問させていただいております。

それでは、再質問させていただきます。

情報者の年齢は18歳と22歳が一般的であるとされておりますが、答弁の中で矢吹町は中学3年生男子の情報も閲覧において提供しているとのことですが、この対象者情報は提供依頼が中3男子と高3男女であるということか。また、22歳の方々の情報は提供していない理由などがあればお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総合窓口課長、佐藤浩彦君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 佐藤浩彦君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（佐藤浩彦君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

まず、当町のほうで、現在、自衛隊のほうに提供している情報につきましては、15歳そして18歳の皆様の内容についてでございます。こちらにつきましては、白河の自衛隊の事務所のほうから依頼があった内容に沿ってこれらの年齢について対応しているところでございます。

なお、22歳の方についての情報の提供というものは、当町のほうには来ておりませんので、そういったことで対応していないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

答弁の中で、令和2年度より提供を行っている等のことではありますが、令和2年度以前の情報の閲覧または提供などはなかったか、資料が残っていないとかもあると思うんですが、以前のことにしてもお伺いたしたいと思います。お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総合窓口課課長、佐藤浩彦君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 佐藤浩彦君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（佐藤浩彦君） それでは、関根議員の再質問にお答えいたします。

まず、令和2年度より以前の対応についてということでございますが、令和2年度より以前は、まず文書の保存期間の関係で文書のほうが残っておりませんでしたので、当時の担当のほうに聞き取りをするような形で確認をしております。

令和2年度より以前は、閲覧という形で対応しておりました。また、いつ頃からやっているかということについては、文書が残っていないため、はっきりとした年数というような明言はできないんですけれども、10年以上前から行っているような状況であるようでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご丁寧な答弁ありがとうございます。お誕生日おめでとうございます。

○議長（角田秀明君） 関根君、笑い取っては駄目だよ。

○2番（関根貴将君） すみません、再質問させていただきます。

答弁の中で、除外申請制度について前向きに対応することとありますが、現在の世界情勢を鑑みれば自衛隊への情報提供をよしとしない方々も少なからずおり、そのような方々に対して個人情報の除外申請が認められるべきであると思うのですが、除外申請については各自自治体の判断となります。そこは国民の権利として必要であると思うのですが、現時点で前向きという言葉ではなく現時点で除外申請に対してはどのようなお考えをお持ちであるかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

除外申請でございますが、現在のところ、県内の周辺自治体を調べましたところ、白河管内及び須賀川、郡山市のほうでは、まだ取り組んではいないというところを確認をしておりました。

では、矢吹町のほうではどうなのかというところになりますが、参考までに横浜市なんかではこの除外申請

について、自衛隊法のほうでは情報提供をすることの定めはあるけれども、除外することについての定めまでは規定していないのでできかねますということで市民にお知らせしているという立場を取っている自治体もございます。

一方で、関根議員さんおっしゃるように、多くホームページなんかを拝見しますと比較的多くの自治体では除外申請という制度を採用している事例もありますので、その辺町としてどちらの立場を取るかということになりますが、大事なのは自衛隊法の趣旨と個人情報保護法というところで、個人情報保護法のほうではしっかりと必要以外にはその情報を使わないんだということをご理解いただくことと、自衛隊法の趣旨というのをご理解いただいて安心を確保するということが一番大切だと思いますので、前向きにという答弁をさせていただきましたが、そういった意味合いでもって今後は検討を深めてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

今回、この件に関しましては、ホームページや広報などで周知していくことが必要であるのではないかとという点と、やはり一番大事なのは、人間の持っている基本的人権として憲法にも関わることではありますが、除外申請、それは矢吹町としては行うべきではないのかなというふうに私個人の意見等ありましたので、そこをちょっと少しスポットライトを当てさせていただきかけたなとは思っているところではあるんですが、国会の中でも、除外申請とは別にこの件に関しては国会の中でもいまだにもめておりますし、市民団体なども動いているという現状がありますので、やはりそういうところをしっかりと体制を整えておけば今後そういう問題は起きないのではなかろうかということ懸念いたしまして、質問させていただいております。

それで、やはりこれから情報提供に関してホームページなどで周知していくということで、除外申請に関してもありますが、本町の方向性を決定していくに当たり、有識者などの審議会などを実施する予定はあるかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課課長、正木孝也君。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

現時点におきましては審議会開催のほうの考えはございませんが、関根議員のご提案をしっかりと受け止めて今後検討を深めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

法律的に問題はないということでは私も理解しているんですけども、町民の方からやはり知らない間に個人情報提供されていたとか、除外申請矢吹町は認められていないんだというようなことがないように、前もって体制を整えていただきたいなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、2つ目の倒木被害への対応についての再質問をさせていただきます。

今年1月10日だったかな、大池公園における倒木に関しての原因なんです、答弁書の中では強風によるものとありましたが、腐食などはそのときには見られなかったのか伺いたと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、有松泰史君。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 2番、関根議員の再質問にお答えをいたします。

令和5年1月に起きました倒木ではありますが、倒木した木の状態を確認しております。強風により枝の途中から裂けるような形で折れております。その折れた木の確認の中では、特に傷んだような様子等は見られていなかったという状態でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 強風による倒木となりますと、いつ何ときどの木がそのような状態になってもおかしくないというので、自然が相手ですので対策をしても絶対に安全であるとは言い切れないと思いますが。

不運にも事故が起こる可能性というのはやはりございます。20年ほど前になりますが、青森県での落木による被害を受けた女性に対し、青森県です、国及び県に対し1億9,000万円もの賠償金という判決が出されました。そうした場合の対策対応として、保険等に加入しているかどうかをお伺いさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、有松泰史君。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

保険のおただしでございますけれども、町管理施設につきましては総合賠償保険制度というものに加入しておりまして、大池公園についてもその加入、含まれております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

あと、考えられますのは、倒木により電線などが被害を受け停電となった場合、東北電力または民間の事業所等と災害協定などは結んでいるかをお尋ねさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 暫時休議します。

(午前11時29分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開します。

(午前11時29分)

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、有松泰史君。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

協定等のおただしであります、電力とは協定を結んでおりまして、倒木等が発生した場合は連絡をして対応というような流れになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

大池公園の管理者についてなんですけれども、大池公園の今現在、管理受託者が二区行政区とはなっているんですけれども、キャンプ場は教育委員会で大池公園は町という形であると思うんですけれども、二区行政区は全体的な管理業務となっているのか、そこちょっと確認させていただきたいのでお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、有松泰史君。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

受託者である二区行政区につきましては、大池公園全体の管理業務を受託しておりまして、その中でキャンプ場につきましてもごみ拾いや清掃につきましては受託内に含まれてございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） その二区行政区の方から伺ったことなんですけれども、1月に倒木があった際、バリケード等の設置や公園内3か所に注意喚起の看板を設置していただいたりとか、大変迅速、丁寧に対応していただいたと感謝されておりました。これからもそのように大池公園のみならず町管理地に対して迅速、丁寧な対応をよろしくお願いしたいと思っております。

質問は以上であります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、2番、関根貴将君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議をいたします。

再開は午後1時からです。よろしくお願いいたします。

(午前11時32分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

(午後 1時00分)

◇ 富 永 創 造 君

○議長（角田秀明君） 通告3番、13番、富永創造君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 富永創造君登壇〕

○13番（富永創造君） 議場の皆さん、こんにちは。そして、たくさんの傍聴席にいらしている町民の皆さん、私のためではないと思いますけれども、このまちづくりにおいて、熱い気持ちが伝わってきております。傍聴ありがとうございます。感謝申し上げます。

それでは、私の一般質問に移らせていただきます。

町政の取組の今後についてであります。

3つほどであります。2020年、令和2年1月より蛭田町政が始まり、公約が反映された第6次まちづくり総合計画後期基本計画の実現に向け、精力的に取り組んでまいりましたが、大雨や地震と度重なる大規模自然災害、新型コロナウイルス感染症等で、長期にわたってこれらの災害対応に尽力いただいておりますが、町長としてこの4年間を振り返り、まだまだやり残していることが多々あると思います。第7次目の総合計画の策定づくりが現在進められている状況で、町長は来年1月までの任期となります。笑顔があふれる豊かなまちづくり、住民福祉のさらなる充実に向け、2期目の蛭田町政による本町の課題解決が待たれていると私は思います。

そこで質問ですが、総合計画実現へ向け取り組んだ4年間の新たな課題は何か。

第7次計画では、何を重視したいかをお伺いいたします。

そして、笑顔あふれる豊かなまちづくり実現のため、2期目に向けた決意をお伺いいたします。

次の質問であります。森林環境譲与税についてであります。

令和6年度から、国民1人につき年間1,000円が住民税に上乗せさせられる形で、森林環境税として国税徴収され、これを財源に、町には森林環境譲与税が交付されます。先行的に、令和元年度以降、本町にも配分され、令和5年度の本町の当初予算では483万6,000円が計上されております。

森林環境税の目的は、森林整備に必要な地方財源の確保にあるとのことであります。以前、本町の緑の基本計画にある特定地域の森林整備保全に向けた取組を質問したことがあります。そのときの町長答弁では、三十三観音周辺、五本松、諏訪山、恩賜林等が町の水と緑の総合計画特定地域として保全整備の対象であり、この地域をはじめ、美しい里山風景を後世に残すため、国、県からの交付金等を活用し、官民一体となった里山保全活動に努めると話されております。

改めて確認するまでもなく、森には山の保水、防災、水の浄化、景観、精神の健康を促すといった公益的機能を有しております。

森林環境譲与税を生かした森林づくり、そのシステムも具体的でありたいと願っております。

そこで質問であります。令和元年度からの森林環境譲与税をどのような計画方針で活用しているのか。

他自治体の活用取組事例があるが、参考にして取り組む考えはあるかお伺いいたします。

最後に、緑の基本計画にある特定地域の周辺には私有地があり、それらを含めた特定地域の森林環境保全整

備を進める考えはないか。

以上、お伺いいたします。答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。そして、傍聴に来ていただいた本当に多くの皆さん、ありがとうございます。傍聴に来ていただける、そして、こういった議会の議事、議論、こういったことを聞いていただけるのは我々にとって本当に励みになります。ありがたいことです。

それでは、答弁をさせていただきます。

13番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、総合計画実現に向け取り組んだ4年間の新たな課題は何かについてのおただしであります。

令和元年12月、多くの町民の皆様の声をじかに聞きし、矢吹町に新しい風を入れて変えてほしいとの強い思いを受け止め、多くのご支持をいただきまして、町民本位、福祉重視のまちづくりを実現するという強い信念の下、町政を執行させていただき、3年5か月が経過しようとしております。

町長就任以来、町民に説明できる清潔な町政運営に努め、現場主義を重視し、分断や対立ではなく大同団結を目指し、町民の声や働く皆様の声をよく聞く対話を重視した町民本位、公平公正なまちづくりを進めてまいりました。

就任当時は、令和2年度からスタートする第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画4年間の計画策定を進めていた時期であります。県下ワースト、すなわち県下最悪でありました待機児童、当時22人でありましたが、福島とともに県下最低でありました、最悪でありました。解消や高齢化社会を見据えたコミュニティバス等による公共交通ネットワークの構築、企業誘致による雇用機会の創出を図り、産業、農業振興による地域の活性化等に重点的に取り組みました。

将来に希望が持てる活力ある矢吹町の基礎をつくる。町民が望まれる未来への布石、投資等を中長期スパンで皆様と共に考えながら取り組んでいくというのが私の思い、それが込められております。しかしながら、町民本位のまちづくり実現に取り組んだこの間、様々な困難がありました。

就任当時は、令和元年10月に発生した台風第19号東日本台風の大変大きな災害からの早期の復旧、復興を最優先課題として取り組んでおりました。その後、令和3年2月、令和4年3月と2年続けて矢吹町は大変大きな地震に見舞われました。本町でもインフラ施設の破損はもとより、多くの方が被災したということから、町民の皆様へのご支援と生活インフラの回復を最優先に取り組んでまいりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症との長く険しい闘いでもあります。感染が拡大するたびに、町民の皆様の日常生活にご心配やご不便をおかけし、人と会うことすらままならない生活を町民の皆様にお願ひする状況でありました。町といたしましては、感染状況を注視しながら防災行政無線を活用し、正確で新しい情報を町民の皆様にお伝えするとともに、ワクチン接種を必要とされる方が接種を行える環境整備についても、国や福島県の動向を注視しつつ、近隣自治体に先んじて準備を進め、多様な生活サイクルに合わせた接種機会を用意する等、スムーズで安心・安全なワクチン接種が行われるように、速やかに対応いたしました。結果として、

ワクチン接種を希望する方に、分かりやすく、親切でスムーズな対応につながったのではないかとこのように考えております。

コロナ対策に関しては、難しい判断を迫られる場面も多々ありましたが、現場の声を大切に、常に町民の皆様への安全・安心と、日常生活に様々な制限を受けながらご協力をいただいている町民の皆様への支援を最優先に考えて判断をまいりました。

新たな生活様式を迫られる、生活様式を変えろと迫られるほどの出来事であり、戦後の一貫した都市部への一極集中から一部揺戻しはあるものの、人の流れが地方へ移るほどの大きな転換期であったと捉えております。都市部を上回る利便性と魅力を備える新たな地方像、この実現が可能となった状況と捉えております。矢吹町をそうしたいというふうに思っております。それを実現するために、自然、人と人との触れ合いと地域の豊かさを生かし、幸せに暮らせる社会、デジタル田園タウンの実現、転換に向けて、積極的に取り組む必要性を再認識しております。

私自身も大変思い入れの強い事業でありまして、新型コロナウイルス感染症とも共生するウィズコロナ、あるいはこれを克服していくアフターコロナ、コロナ後の差し替え、これらの取組により、町民の皆様が安心して喜んでいただけるように、デジタル田園構想に基づき、子育て、教育、高齢者福祉、働く場の確保等にデジタル活用による利便性向上の取組を推進し、矢吹町は変わったと、よい方向に大きく変わったと感じていただけるように、町民の皆様のために新しい事業に全力で取り組んでおります。

このような状況下、町民本位のまちづくりを進めながら、将来にわたり皆様へ選ばれる、そして、誇れる矢吹町のまちづくりを目指して取り組んだ3年5か月により得られた成果や、新たに見えてきた課題について答弁をさせていただきます。

1つ目は、高齢者に優しい、働きやすく、住みよい、子供を育てやすい、活力あふれるまちを目指した取組であります。

総合計画においても、少子高齢化や人口減少問題への対策として、子育て支援の充実にも力を入れ、人々の交流と定住の促進に寄与する若い世代が安心して子供を育てられる環境や、高齢者に優しい生活環境の整備のために、様々な事業に取り組んでおります。

また、矢吹町のこれが大きな特徴ですが、恵まれた交通環境を最大限に生かして、積極的に企業誘致に取り組む、魅力あるまちづくりをPRしながら、自主財源の確保にも努めております。

具体的な成果としては、子育て世代に特に注目される保育園の待機児童、これが多くては若い人たちは来てくれません。私の町長就任時の県下ワースト、最悪の22人おって福島市と並んで最悪でありましたが、翌年には待機児童ゼロを達成しまして、現在も3年連続ゼロを継続中であります。

また、高齢化社会が加速する中、移動手段を持たない方の交通手段、言わば足を確保するための施策として、行き活きタクシーの運行をスタートし、そして利用者の皆様の声に基づき、対象年齢の年齢や利用回数を次々に解消拡大する、改善する等スピード感を持って改善を図りながら取り組んでまいりました。さらに、5年先、10年先の将来を見据えた施策、町民の便利な足をしっかりと確保するということ。

昨年12月より、公共交通ネットワークの充実を図るためにコミュニティバスの実証実験運行を行っております。利用者の方がはかばかしく増えないという課題はありますが、そもそもが実証実験でもあります。運行方

法の改善、ノウハウの蓄積が目的であり、今後は利用者のご意見やご要望を踏まえ、よりお年寄り等が利用しやすいA I デマンドバスや自動運転バス等への発展を検討しながら、継続して実施してまいります。

今よりも、ずっと便利になる方策を、今、検討しているところであります。将来的な町の発展を見据えたときに、町民皆様、みんなの足、この公共交通の充実は、お年寄りの活動の足を確保するほか、子育て世代の方々の子供の通学時の送迎等の負担を軽くする、今、非常に負担になっております。そしてまた、安全・安心、こちらにも寄与する等、様々な社会の課題を解決、そしてまた、その問題を軽減する、軽くする重要なものであると考えております。

次に、地域で支え合うことで、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように、矢吹町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例を制定いたしました。これは、手話が言語であることへの理解の促進と、障害のある方のコミュニケーション手段の普及について、基本的な事項を定めることによって、誰もが人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することを目的としております。引き続き、障害のある方の支援体制の充実にも取り組んでまいります。

さらに、企業誘致におきましては、既存企業の工場新設や拠点拡張を含めて8件あり、町なかで大変多額の投資をいただくということに計画しておりまして、大きな雇用が期待できるものであり、各層の働く場所の確保にもつながっております。

企業訪問、これらの企業誘致に当たって、企業訪問やトップセールスにも積極的に取り組んでおりまして、コロナ禍の中ではありましたが、本当に首都圏や関西圏に行くのが難しい時期でありましたが、その中で、感染対策には最大限注意を払いながら、大阪、そして東京の企業にもとんぼ返りで、ほとんどまさに危ないところには寄らないで、企業を訪れた際には、企業のトップ層にも大変喜んでいただき、このコロナ禍の中で来てくれたのは、いろんな工場をいっぱい持っているけれども、矢吹町の町長さんだけだというふうに言ってくれました。それらが、それらの人対人の関係が次なる投資、次なる進出、企業進出につながっているというふうに認識しております。

ただし、現在、工業団地は、先ほどの企業の拠点拡張であったり、様々進出していただいたおかげで大変うれしい悲鳴なんです、工業団地は完売状態、売り切れになってしまっておりまして、工業団地の新たな整備が必要になっております。それらの工業団地は大変お金のかかることなので、かなりしっかりとした調査が必要です。工業団地の候補地の調査にも、今、取り組んでおります。引き続きさらなる雇用機会の創出、雇用機会を生み出してもらうということで、産業、農業振興による地域の活性化に取り組んでまいります。

また、未就学児、まだ就学前のお子さんから高齢者の方、子育て世代の方まで、様々なニーズに対応するために整備を行ったのが矢吹町複合施設のKOKOTTOであります。令和2年10月にグランドオープンし、公民館、図書館、観光交流、そして、子育て支援の4つの機能が融合した施設でありまして、矢吹町民も矢吹町を訪れる方も利用することができます。

今後、複合施設KOKOTTOを最大限活用して、町民の皆様に喜んでいただくための種々の方策を打ち出して、周辺にさらなるにぎわいを創出していく、実は計画プランも様々に、今、練っているところであります。これらを打ち出しまして、周辺にさらなるにぎわいを創出していくことも重要な課題解決の一つであると考えております。

なお、KOKOTTO利用の際、最大の課題の一つだと、また、町民の皆様からも問題、課題として指摘されておりました駐車場の不足、このことにつきましては、幸い白河信用金庫が町内で店舗を、あそこのKOKOTTOの隣接の店舗から、それから東側のほうへということで統合していただいたということで、駐車場を確保することに成功しまして、現在ではかなり施設を利用しやすくなっているのではないかと考えております。

また、善郷小学校児童クラブであります。これらは年々放課後児童クラブ入所への需要が大きく高まっております。共働き世帯の増加であるとか様々な、これは構造的な問題でこれからも増えていくと思います。学校の特別教室等を使用しながらの運営であったために、特別教室をお借りしながらやっていたということです。しかし、学校では午後の授業で特別教室等授業できない、授業で使用できないなどの課題を抱えておりました。学校側の不便さの解消を図るため、学校敷地内に放課後児童クラブ専用の施設を建設し、令和5年4月に開所いたしました。子育て支援の充実につながる大きな一歩、大きな成果の一つであると捉えております。

一つ一つ着実に成果は上げているかと思いますが、どの事業につきましても一朝一夕では大きな成果、あるいは到達点にまだまだつながらないものであります。目先にある課題解決に真摯に向き合いながら、中長期的な視点で物事を見定め、住民福祉の充実向上と将来の矢吹町のさらなる発展につながるものとなるように、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目であります。

町民の皆様の声を広くとしっかりと公平に聞きながら、生活に直結する要望の実現に向けた取組であります。

これは、私が最も大切にしていることの一つであります。町民本位のまちづくりであり、また町民の皆様の声をしっかり聞く、町政運営に反映させること、これがまちづくりの基本であると考えております。私自身、町長就任前の前職、前の仕事においても現場主義を通してまいりました。町政運営においても現場に足を運び、町民の皆様の声をじかに聞く機会をより多く設けることを大切にしたいと考えておりましたが、町長就任後、私、初登庁1月14日だったと思いますが、4月3日に矢吹町が福島県内でも町村単位で第1号のコロナが発生し、それまでに、皆さんもご存じのコロナが相当程度全国に蔓延しつつありました。そのため、町長就任後、すぐに長く険しいコロナ禍への対応、コロナ禍との闘いが必要となりまして、自分の思いとは裏腹に事業実施には難しい判断、対応が必要となりました。

町長就任当初より、町民の皆様の声を知るための方法の一つと考えていた町政懇談会ではありますが、新型コロナウイルス感染症への不安はあったものの、令和2年11月、就任の翌年に矢吹地区、中畑地区、三神地区で計4回開催し、町民の皆様の声を知ることができる貴重な機会となりました。その後は、新型コロナウイルス感染症の大変大きな拡大を受けまして、町民の皆様と直接接する事業の中止や規模縮小を何度も何度も余儀なくされ、人を集めることがままならない状況が続いたことから、大変残念な思いの連続でありました。やむを得ず、先ほどのような町民の皆様の声を知ることができる大きな機会を見送って、開催を見送ってきた状況がございました。

このような中でも、現場主義で町民本位のまちづくりを重視したい私としましては、町民の皆様の声を知りたいということで、町政懇談会に代わる手段として、パブリックコメント制度の活用や、多くの行政区の総会の場に直接赴き、じかに声を聞く行政区懇談会等を開催する等、公平公正なまちづくりに努めてまいりました。

懇談会の中で、町民の皆様からいただいた声をスピード感を持って今年度の事業に反映させ、生活環境の充実に取り組んでおります。今後も町民との懇談会を含め、様々な方法で町民の声を聞かせていただく機会を設けながら、引き続き町民本位のまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

5月8日によろやく国のほうでコロナの大きな位置づけ変わりましたので、これからはぜひこの方向を皆さんと共にしっかりと進めてまいりたいと思っております。

3つ目です。

矢吹町の未来を担う人づくりへの取組であります。

総合計画においても、魅力ある教育の推進や教育環境、教育施設の充実、子育て支援の充実のために、様々な事業に取り組んでおります。具体的な成果としては、令和3年度から実施した小中学校における給食費の半額助成が挙げられます。財政健全化の取組として、旧総合運動公園予定地の購入時に、白河地方土地開発公社からの借入額の残額7年分を、これまでずっと延ばしてきたものを前年度に一括で繰り上げ、全額返済を行いました。それによって、これから7年分返さなくよいお金、これが年間3,500万あったんで、3,500万でもって小中学校の給食費の半額助成に充当して、少なくとも7年間はこれは続けられるという財源の見通し、しかも借金ではないと、借金を返した上でつくったことだと。子育て世代の負担軽減を図り、未来を担う子供たちを支援することで、安心して子育てできるまちづくりに大きくつながる取組となっております。

少しおまけとしていえば、この7年分の繰上げ返済を行ったことによって、利息の返済分が1,400万ほど浮きました。その1,400万浮いたもので実は皆さんがよく望んでおられる現道舗装であるとか、様々なことに使うことができました。これは繰上げ返済した、財政健全化をやったおまけのようなものですが、大変ありがたいことだというふうに思っております。続けます。言わば財政健全化とこの取組は、未来に向けた子供たちと子育て世代への応援の両立であります。

それから、もう一つ大きなことがあります。矢吹町の歴史や文化を継承するために、地元とのつながりを広く知っていただく取組として、NHK大河ドラマとの対アップ企画として開催した、トーク&パブリックビューイングイベント「鎌倉殿の13人」にちなんだ地元の鎌倉権五郎景正のお話と、そしてまた、鎌倉殿の13人で大変人気を博しました山本耕史さんの三浦義村、そして佐藤B作さんの三浦義澄、そして福地桃子さん、娘さん、北条泰時の奥様でありますけれども、こういった方々に来ていただいて、これは何かというと、若い方々に矢吹の歴史に興味を持ってもらいたいです。歴史に興味を持ってもらって、矢吹に愛着を持ってもらいたい。せっかく鎌倉殿の13人が人気を博しているのであれば、それを通じて郷里の鎌倉権五郎景正にしっかりと興味を持ってもらい、そして矢吹の歴史に興味を持ってもらう。そういったところから郷里への愛着は大きく膨らんでいくのではないかとこのように私は思っております。

そして、もう一つは、昨年の福島の恩賜林の植樹祭、恩賜林で行いました。こちらに、大変歴史ある恩賜林でありますけれども、それにふくしま植樹祭に合わせて矢吹町の歴史に関する写真展の開催や、参加者の町内小学生を対象に矢吹の歴史に学びの機会を設けたと。藤田正雄先生にこの先生をやっていたら、こういったことを行いました。ふるさと矢吹町の歴史を知り、愛着を深めていただく取組にも力を入れてまいります、また、まいりました。貴重な財産である矢吹町の歴史を未来へ受け継いでいくためには、様々な課題もございませうが、次世代への伝承に向け、町民の皆様と力を合わせて取り組んでまいりたい。矢吹を愛する郷土愛を持つ

お子様方をぜひ一緒に育んでいきたいというふうに思っております。

さらに、本町の未来を担う若者の定住促進を図るため、町内に定住して就業し、奨学金を返還している方を対象として、今、奨学金返還が非常に大変な若者たちの重荷になっております。そのため、奨学金返還のための支援制度についても充実を図っており、若い層の方から多数の申込み、利用がなされております。

本町には、幼稚園、保育園から小中学校、高等学校、農業短期大学と様々な年齢層のための教育環境が整備されております。私、全国歩いておりますが、こんなに様々な教育のステータスがそろっているところはあまりありません。こういったのを生かしていくことが大変大事だと思っております。これだけの財産が長い間ありながら、なかなか生かされていない。また、近くに全酪連という全国酪農業協同組合連合会というところありますが、こちら酪農関係については大変高い技術を持っている全国組織で、酪農については有名な全農よりも優れているというふうに言われるところです。こういったところがあるので、これは本当に生かしていく、教育関係、農業にも親しんでもらう、様々な産業のそういった可能性を私は秘めていると思っております。こういった学校が連携、教育していくことで、一定の教育水準を確保しながら対外的に子育て世代にPRできる、魅力ある教育環境の整備も可能となるのではないかと考えております。

矢吹町の子供たちに矢吹町を好きになってもらい、矢吹町に生まれたこと、そして育ったことを誇りに思ってもらおう。そういうことで、例えば、進学、就学等で一時ふるさとを離れても、将来的に町に帰ってきてもらえる、そういった選択肢をしっかりと種をまいておく。今後も未来ある子供たちの人づくりへの言わば投資は、よく言われておりますが米百俵の精神というのがあります。今あるお金を未来のために、子供たちのために様々な形で使い応援し、そして子供たちを育成し、その子供たちがまたこの郷里、ふるさとをしっかりと育ててくれる、一緒になってつくってくれる。この精神が非常に大切なのではないかとというふうに思っております。ぜひ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。これは決して子供たちを縛ろうというわけではなくて、子供たちの心に種をまき、その中で子供たちが矢吹町に愛着を持ってくれたら、そして子供たちが望んでくれたら、この矢吹町をしっかりと一緒に支えていきたいということでもあります。

4つ目は、矢吹町の財政健全化と災害からの復旧、復興であります。

防災対策を進め、町民の皆様の不安解消につなげる取組であります。総合計画においても、安全に暮らせる地域づくりや、行財政改革と行政運営、行政サービスの向上等、様々な事業に取り組んでおります。

具体的な成果としては、財政健全化への取組における子育て支援に寄与する安定財源の確保のために判断し、旧総合運動公園予定地、先ほどの、これちょっと重複します、借入金の返済について7年分一括繰上げ返済をしたと。内容はさきに答弁させていただいたとおりですが、従来の本町との言わば借金財政等に係る政治姿勢の思い切った転換に、市町村会、それから町村会等、西白河郡のありますが、周辺の市町村長さんからは、非常に大きな姿勢の転換に驚かれたというのを大変強く印象づけております。矢吹さんは変わったねと。

町長就任後、様々な取組により、本町の財政はしっかりと着実に改善傾向にあります。しかし、財源の蓄え等は、家計でもどこでもそうですが、借金をどんどん返していけば蓄えはなくなります。減ってしまいます。それをどうやってバランスを取りながら、財政、蓄えをどうしてつくっていくか、そしてまた、借金をしっかりと返していく、そのかじ取りが非常に大切かと思っております。道半ばの状況です、現在。県下ワースト2とか3とか言われた時代、要するに尻から2番目、3番目、今、やっ和中のまだ下ぐらいですか、その

辺までは大分上がってきております。ちょっと見方、カウントの仕方あります。ただ、改善していることは、いわゆる財務局、旧大蔵省の財務局のほうからも評価もいただいたので、そのぐらいまではきているのかなというふうに思っております。そのような認識しております、今後も財政健全化については、継続的にしっかりと皆様と共に取り組む必要があると思っております。

次に、課題のあった公共事業等の再点検についてであります。

これはもう選挙のときからいろいろなことお話ありました道の駅事業、そしてまた、一般社団法人まちづくり矢吹これは百条委員会にもこの2つは課題として掲げられておりますけれども、これらについては、やはり様々な課題があるということで、一度立ち止まり、きちんと課題を調査し、真に必要なものなのかを検証する期間を得る。そして、道の駅の事業であれば、本当に事業として成り立つものを、売れる商品であったり、魅力ある観光資源であったり、様々なものをきちんとやった上でないとなかなか難しかろうということもあり、道の駅事業は現在凍結、まちづくり矢吹は解散をいたしました。抜本的な出直しという決断をいたしました。これらは、大変思い切った決断だったというふうに思いますが、矢吹にこれ以上、大変な借金を重ねる前に、一旦きちんと見直そうという声が大変強かったように私思いますし、実際に見てみたら、やはりこれは一旦きちんとした見直しが必要だということで、こういったことを行ったわけでありまして。しっかりとした事業の見直しを行った後で、どうするかをまた考える時期が来るかもしれません。

その他の公共事業、例えば大きな投資となる、給食センター整備等については、緊急性、必要性和投資の有効性を見極めながら優先順位を整理し取り組んでおります。なかなか、先ほどの道の駅のほうも16億かかります、かかるようになっておりました。そして、この給食センターもいろいろ入れると15億ぐらいかかります。あのKOKOTTOはいろいろ入れてやっぱり15億か16億です。これらを例えばだから早い話が、これを3つ並べて造った際には、矢吹の財政は大変なことになります。だからそれをきちんと優先順位を決めて、どれが成り立ってどうなのかということをしかりと優先順位をつけた上で、成り立つような計算ができたところからやっていく、あるいは凍結を解くと、そういうことかというふうに思っております。

次に、防災、災害対応への強化であります。

近年の異常気象等により頻発する大規模災害の一つであった、令和元年の台風第19号によりもたらされた大きな災害を受けて、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトが計画されております。しっかりとした住民の皆様のために寄り添った細やかな対応を行うために、役場内に遊水地対策室という特別プロジェクトチームを設置いたしました。事業主体である国や福島県、鏡石町、玉川村等の関連市町村、これ鏡石、そして玉川と矢吹と合わせて3町村で999億円の大事業であります。将来の矢吹あるいはこの3町村に大きな影響を与える本当に大事業、10年かかります。連携しながら取り組んでおります。

また、令和3年2月の福島県沖地震に際しても、実際としては、大変な被害が町民の皆様に発生したにもかかわらず、本町は実はこの矢吹町の庁舎というのは地震に強くて、地盤が強くて、震度が1ぐらい低く出るんです。それであつたり避難所の利用者数が当初少なかったこともあつて、災害救助法というものの適用から外れてしまったんです。災害救助法の適用から外れると、大変家屋の損壊等起こった方にも、我々見舞金の1万円、2万円、3万円程度しか出せない。しかし、災害救助法適用申請になったところは、全壊、半壊、そういったところだと、例えば59万5,000円ぐらい出せる、全く違う。そのために災害救助法適用をしてもらえるか、

それとも、あるいはそれに準ずる措置をしてもらわないと、せつかく朝から罹災証明で寒い中を並んでいただいた町民の方々に大変申し訳ないということで、様々な方々のご支援等一緒にやっていたら、ここではどこか誰というのは省きますが、そういう形で政府にも、それから、例えば自民党なり各党にも働きかけていただき、そして最終的には知事のほうから、矢吹あるいはそれから相馬といったところに災害時救助法適用申請にならなかったところに対しても、県のほうで適用になったと同じぐらいの支援をするということをしていただくことができました。これは本当にオール矢吹で働きかけた皆様との成果だというふうに思っております。ありがとうございます。

次に、身近な通学路等の歩道整備や生活道路の整備についてであります。

町長就任以降、町民の皆様への安全・安心のために道路整備に力を入れてまいりました。特に町民生活に密着する生活道路の整備、いわゆる現道舗装整備事業について、予算規模を拡大し取り組んでまいりました。まだ、多くの要望路線が残されております。先ほども一般質問のやり取りにあったとおりであります。今後も計画的に取り組んでまいります。現道舗装についての予算規模についても、少しずつ大きくしてきているところであります。

また、本町では、国が事業主体になりますが、もう一つ大きな事業があります。国道4号矢吹・鏡石道路整備事業にも取り組んでおり、道路の全線4車線化により通行量の道路や周辺地域の整備が考えられます。これは矢吹町の悲願です。4車線にして国道4号線を拡幅すると。ただし、一方で考えなくていけないのは、北の郡山市、須賀川市、南の白河市、皆さんご存じのように目覚ましく発展して、道路や様々なコンテンツといえますか整備されていると。そうすると、北と南にすばらしいいろんな買物の施設であったり、それで道路も整備されてすぐ通りやすい、分かりやすい道路があると。その間に4車線で行きやすくなった矢吹が1つあったのを、下手すると素通りされてしまう。そこをどうするか、そのことをしっかりと町がどうするんだと。町がやはり4車線になった後に、どういう矢吹に魅力あるコンテンツ、あるいは商業施設であったり、楽しめる場所であったり、そういったところがないと4車線になっても素通りされるだけになってしまう。これが非常に大きなこれからの課題です。

今、矢吹町が町の中の道路、それから施設、その他もろもろどうやって前に進めるべきかというのは非常に大きな課題であります。これら、先ほどの遊水地と合わせて矢吹の将来像、10年後、20年後、30年後の将来像に大変大きな影響を与えるであろうというふうに考えております。これら将来像を皆さんと共に考えながら、どういう形で矢吹町を発展させていくかということ、そしてまた、その姿について、国やその他、関係機関へのしっかり要望を行いながら、現場の声をきちんと計画に反映できるように努めてまいりたい所存です。

さらに、町民の皆様への身近な要望等に対して迅速かつ丁寧に対応できる役場組織とするために、実はこれはすぐやる課というのを仮に掲げていた時期ありました。ただ、よくよく見てみたら、すぐやる課というのは実は一番最初にやっていた松戸では、今、どういう仕事になっているかということ、蜂の巣の除去が仕事の7割になっていると。要するに便利屋になってしまった。そうではなくて、やっぱり大事なものは窓口に来た様々な要望とか苦情とか、いろんなこういうことをしてほしいというのが、どれだけちゃんと課長にしっかりとつながる。今までの課はやはりちょっと大き過ぎて、なかなかそれが難しかったというふうに私は思っております。課を、よく恐竜がここを殴られると、でっかいブロントサウルスなんかは痛いと感じるまで3日かかると。そ

ういうのでは組織は駄目で、やっぱりここをたたかれた、ここに何か触ったらすぐに瞬時に反応して、それに対する。そういう組織にするということも含めて、今、組織についての再編を行っております。それが、先ほどのすぐやる課についての、取りあえずの私の答えだと思っております。その組織の再編と、それからあとは人材の育成、町民の皆様の声をしっかりと受け止められる組織ということが非常に大きな目標であります。

随分長くなりましたが、あと1枚でありますので。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響や昨今の物価高騰により影響が長期化する中で、あともう一つ大きいのは各所、コロナ等あったり、今のウクライナであったり、様々な物価高騰も含めて大変な状況になっているという中で、昨年のプレミアム付商品券、応援商品券や飲食店等支援の経済活動をしっかりと興して、矢吹町を元気にする。このプレミアム付商品券は、大変好評を博した、いただいたと聞いております。また、様々な各種応援の対策を立てて経済対策にも積極的に取り組んでおります。引き続き町民の皆様、事業者の皆様への切れ目のない有効な支援について、適時的確に取り組んでまいりたいと考えております。

総合計画の実現に向けた取組やコロナ禍への対応、台風、2回の地震と山積する、山積みする多くの課題に取り組んだ3年5か月の中で、新たに生まれた課題は多くあります。これはコロナ、ポストコロナの話であったり、それからその中で出てきたやはりデジタルへの避けられない対応であったり、様々なことがあります。

町民本位のまちづくりに着実に取り組んだ成果、これは成果というとは何ですが、しかし、とにかく子育て世代であったり福祉の向上であったり、生活に密着した形での対策に取り組んだ結果もあつたのではないかと思います。実は、いい部屋ネットというネットで住みこちランキングとか、こういったのをネットで大東建託さんがやっているものですが、引いてもらうとすぐ出てきます。そこで、実は全国のところの順位が出てくるし、各県の住み心地のランキングであったり、幸福度ランキング、いろんなものが出てきます。若い人たちそれを見ている。それを見ながら、次に住むところをかなり大きな参考、検討している。非常に点数の高いところ、当然住み心地がいいところに行きますよね。矢吹町を知らなくても、郡山に今、職場を持っている、白河に職場持っても、矢吹町がその点数が高ければ矢吹町に住むということを選択肢の一つにしてくれる。これは非常に大切なことです。

その中で、大変ありがたいことに、これはもう神様の贈物だとも思っておりますが、街の住みこちランキングは、これまで全く59市町村中の圏外、ランク外でしたが、おととしに最初に6位に入りました。59市町村中6位だからかなりすばらしいし、矢吹の上には福島、郡山とかはありますが、下に実は白河市とか、会津若松市とか、いわき市とかいっぱいあります。ただ、それは交通の便がいいというのと、生活の利便性がいいということと、あとは行政サービスもいいと。コロナ等で大変皆さんに評価していただいたおかげだと思いますが、6位、そして昨年が、もしかして急に落ちるんじゃないかと思いましたが、7位ということでベスト10を維持しました。これは西郷に抜かれましたが、西郷は今、絶好調なんでこれは抜かれるのはしようがないと思います。

しかし、そんなことで、あともう一つは、幸福度ランキングでは、これはちょっと本当にでき過ぎなんです。幸福度ランキングでは前年から急上昇して、昨年11月13日に発表されたのでは、何と2位です。1位が本宮市で2位が矢吹町で、それで3位がいわき市となっております。こういったのをしっかりと維持できるように、我々も町民の皆様と共に頑張っていかなければいけないというふうに思っております。

今、こんなお話をしたのは、このことで矢吹町の若い人たちがどんどんまた来てくれる。あるいはここに住もうと思ってくれる。このことについて、大変大事な要素を含んでいるからだというふうに御理解いただければというふうに思っております。

これから、眼前に山積する、山積みしている課題の、スピード感を持った対応に努めていくつもりです。中長期的な視点での課題解決にそれらがつながられるように、コロナがやっと一応収まってきて、現場主義をやっと発揮できる状況になってきたと。町民の皆様の声を大切にしながら、少子高齢化や人口減少問題などの現状を全国共通のマクロ的で、もうこれはやむを得ないんだというふうに甘んじて受け入れる、諦めるのではなく、先ほどのように取組次第では変えていけるんだと、よい方向に変えていけると。

また、先ほどの住みこちランキングとかそういうものを見れば、かなり若い人たちから選ばれる可能性がある。そういう中では、先ほどの全国一律の流れに従っていただくだけではなく、これにあえてあらがっていく、新しい流れをつくっていく、そういうことが私は可能だと思っております。

ぜひ将来にわたって、特に若い人たちも、そして若い人たちが住んでくれることによって、これからも長い目で見ても福祉も維持できる、それから様々な高齢者の皆様に対することも維持できる、自主財源も確保できる。それであって初めて、よくSDGsと言いますが、社会のSDGsは、やはり循環して若い人たちが来てくれて、子供たちを産んで、そしてその子供たちがこの地元を支えてくれる、全員じゃなくていいんです。そういう流れをきちっとつくっていくということに、我々が責任は持てないかもしれないけれども、どれだけ努力できるかということだと思っております。ぜひ将来にわたり皆さんに選ばれる、誇れる矢吹町となるよう、これからの町政を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解とご協力をお願いいたします。

大変長くなりました、失礼しました。

次に、長くて申し訳ない、次からは比較的短いので、今のがメインでありますので、次からはちょっと足早に。

2番目に、第7次計画では何を重視したいか伺いますということです。

次の計画ですが、そういうおただしであります、令和6年度からの8年間を計画期間とする第7次矢吹町まちづくり総合計画について、現在、策定作業を進めております。次の計画、総合計画を進めております。そして、町民本位のまちづくり実現のために、町民の皆様の声を大切に、まちづくりのご意見やご要望を伺う機会を多く設けながら、将来に希望が持てる活力ある矢吹町をつくる基礎づくりや、より町を発展させていくための道しるべとなるような計画を皆様と共につくり上げてまいりたいと考えております。

そこで、次期計画において、私が重視して取り組みたいことについてであります、まずは、少子高齢化社会が進む中で多くの自治体が直面している人口減少についてであります。第6次計画においても、重点プロジェクトとして対策に取り組んでおりますが、次期計画においても、引き続き人口減少のその進行を抑えていく、改善につながる、こういった方策を打ち出していきたいと考えております。

前日の新聞で、2022年における全国の合計特殊出生率が1.26、2005年と並び過去最低の数値となり、今後、より人口減少が加速していくとの記事がありました。現在、本町では若い世代、子育て世代に選ばれるまちを目指して様々な子育て支援策に取り組んでおりますが、子供を安心して産み育てられる経済的な支援の拡充や、産後のサポート、この充実に加え、さきにも答弁いたしましたが、一定数の教育水準の確保や幼稚園、保育園

から大学までが協力、連携し、独自性のある選ばれる教育環境の整備を検討する等、子育て世代に魅力をPRしながら、ソフト、ハードの両面から取組を推進してまいりたいと考えております。

また、少子高齢化が進む中で、子育て支援と同様に重要なのが高齢者への支援であります。核家族世帯の多い現状において、今後、移動手段を持たない高齢者の方は増加していくものと想定されます。行きたいときに行きたいところへ行けない、会いたい人に会えない等の悩みを解消し、高齢者の方の日常生活の活力につなげるための巡回バス等の公共交通の充実にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

利用者の皆様のご意見やご要望を踏まえて、より利用しやすい、今のバスから何段階も利用しやすい形に改善をし、AIデマンドバスや自動運転バス等への発展も見据えております。なかなか分かりにくいでしょうが、今と違ってまさにこういうスマホなり、ああいうiPadみたいのでA地点からB地点にと指して、何時何分にここに來られますかというふうに言うと、センターのほうからそういう答えが来て、あとそこまで行くバスが今、大池公園のほうにいますから、あとじゃ5分待ってくださいと。やがてはそういうふうになると、それはしかもそんな遠い将来ではないと思っていますが、そういう形で今とは違った形になってくると思います。

公共交通手段の推進は、子供から高齢者まで多くの皆様の移動手段となり、町内の人の流れも大きく変わる可能性があり、本町のさらなる発展に寄与するものであると考えております。

次に、移住や定住に関する取組です。

本町が持つ大きな強みは、恵まれた交通環境にあります。高速道路のインターチェンジを2つ有し、新幹線への乗換えもスムーズに行うことができ、福島空港へのアクセスも非常にしやすい、福島空港はこれからは発展すると思います。今は、北海道と大阪だけですが、これから福岡であったり沖縄であったり、そういう中で、ここから10分、15分で行ける矢吹の可能性は非常に広がる。福島空港の活用については、積極的に我々も声を上げていきたいというふうに思っております。

本町では、県外から移住した方の生活環境の変化による経費の増加を支援するとともに、移住の促進と定住人口の増加を図ることを目的とし、移住定住総合サポート支援金の制度や、移住定住向けのPRパンフレット等を作成する等、様々な取組を行っております。コロナ禍によりテレワーク等の働き方が一般的に認知されてきた昨今において、2拠点生活希望者や移住定住希望者に対して本町の魅力を伝え、空き店舗等の利活用方法等も十分に周知しながら、人口の増加につなげられるような取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の推進であります。

さきにも答弁させていただきましたが、現在、新たな工業団地整備の候補地の調査を行っており、現在、企業が新たに進出を検討いただく際の材料となり得る環境整備にも取り組んでまいりたいと考えております。さらに、昨年度は企業立地優遇制度を拡充する等、企業を応援する制度の充実も図っております。新しい企業にばかり目を向けるのではなく、既存企業、今いる企業さんとの関係性強化にも努め、企業の不安や課題、今後の目標等を町と企業が共有し、よりよい結果に結びつくように取り組んでまいりたいと考えており、現場主義の私にとって、皆様の声をじかに聞くという機会をより多く設けたいと考えております。町民の皆様の働く場所の確保にも積極的に取り組んでまいります。

次に、町のさらなるにぎわい創出に関する取組であります。

町民の方はもとより町外の方が訪れてみたいと思えるような環境整備が必要であると感じております。本町

には、矢吹町の複合施設のKOKOTTOや大池公園、あゆり温泉と取組次第でさらなる発展の可能性がある施設や場所が複数ございます。既存施設やその周辺等の利活用についても、十分に調査研究をしながら、さらなるにぎわいにつなげてまいりたいというふうに考えております。

各所に点在する点と点を線で結び、楽しんでいただけるような仕掛けも巡回バス等を活用しながら検討したいと考えております。町内外の人が立ち寄りたいたいと思えるような、子供や孫を連れていきたいと思えるような環境整備に取り組み、子供からお年寄りまでが3世代で楽しんでいただけるような町にしたいと考えております。

さらに、国主体の大規模事業であるものの、本町の将来に大きく関わる阿武隈川緊急治水対策プロジェクトである遊水地整備事業と一般国道4号矢吹・鏡石道路整備事業、2事業の確実な事業推進であります。現場の声を大切に、皆様から造ってよかったと思っただけの整備になるよう取り組んでまいります。

農業が主要産業である本町において、多くの田畑が失われ、遊水地整備事業は関係地権者の方には難しい判断をお願いする場合もあるかと思いますが、手塩にかけて育てたお米や作物を一夜にしてのみ込んだ台風による河川氾濫等を二度と起こさないように、関係機関と十分な協議を行いながら、整備後の利活用方法の活用も検討も含めて、今後取り組んでまいります。

また、本町を通る国道4号の全線4車線化は本町の悲願であり、町の発展に大きな可能性を秘めております。国道4号の整備に併せて町道整備についても、道路利用者が使いやすく分かりやすいものになるように、関係機関と共に検討を深めてまいります。

ここまで、第7次計画において重視したい考えや事業等を答弁させていただきましたが、よりよいまちづくりを進めていくに当たり、何事に取り組むとしても効果的に財源を確保していくことは大変必要であります。本町の財政は着実に改善はしてきておりますが、まだまだ道半ばであります。

昨年度、新たな取組として電力やガス等のエネルギー類の価格高騰によりご苦労をされている農家支援の一環として、ガバメントクラウドファンディングによる自主財源の確保に取り組みました。趣旨にご賛同いただいた多くの方々から、これは全国から応援をいただきました。からの応援により目標金額を大きく達成することができました。現在、PRを行う掲載サイトの拡大や返礼品の拡充等を進めているふるさと納税制度と併せて、本町の魅力や取組を効果的に発信しながら、より多くの皆様に応援いただけるよう工夫をしながら、自主財源の確保についても重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

私は、デジタル田園タウン構想の推進に取り組んでおりますが、地域の課題を包括的に捉え、持続可能な地域の再構築、経済発展の実現について効果的にデジタルの技術を活用する等、取組次第で、先ほど申し上げましたが、都市部を上回る利便性と魅力を備える地方像を矢吹町で実現できるのではないかとこのように思っております。

町の取組によって生活が便利、楽になったと。矢吹町に住んでよかった等々感じていただけるように、町民の皆様と、皆様への情報発信と情報共有を大切にしながら、真に誰一人取り残さない社会の実現に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

大分長くなりましたが、あと1ページでございますので、ご容赦をいただきたいと思います。

3番、次に、笑顔あふれる豊かなまちづくり実現のため、ちょっと私も水を一杯。

失礼しました。再開いたします。

次に、笑顔あふれる豊かなまちづくり実現のため、2期目に向けた決意についてのおたただしですが、矢吹町に新しい風を入れて変えてほしいとの、さきの選挙での町民の皆様の強い思いを受け止め、多くのご支持を受けて、町民本位の福祉重視のまちづくり実現に向けた強い信念の下、町政を執行させていただいております。

町長就任以来、これまでの歩みの中で着実に成果を上げ、道の駅凍結等、課題ある公共事業の見直し、子育て世帯への対応、町民の足としての行き活きタクシーやコミュニティバスの整備、充実等、構想を具現化している、具体化している事業も多くございます。

しかしながら、町民の皆様本当に矢吹町は変わったと実感いただくためには、私がなすべきことや課題はまだ道半ば、課題も多く残っております。今後も議会をはじめ町民の皆様から信頼が得られるよう精いっぱい努力をし、再度4年間の町政を携わらせていただきたいと考えております。

矢吹町民の皆様が、これからも明るく元気に笑顔があふれ豊に生活することができ、矢吹町に生まれてよかった、矢吹町に住んでよかったと思ってもらえるような町にすること、これが私の重要な職務であると認識しております。そのためには、現計画である第6次矢吹町まちづくり総合計画はもとより、現在、策定作業を進めている第7次矢吹町まちづくり総合計画の着実な推進と財政のさらなる改善に取り組み、確かな財政基盤を確立するとともに、矢吹町のさらなる発展のために、子育て支援や住民福祉の向上、そして財政再建とともに並行してやはり行わなければならないインフラ整備、こういった将来に向けた、未来に向けた投資も非常に大切であります。これらについてを適時的確に行い、矢吹町の可能性を、矢吹町は可能性があるので、本当に。その可能性を切り開いていく、皆様と共に切り開いて前に進んでいく、このことが私に与えられた最大の使命だと考えております。全身全霊をもって皆様と共にこの職務に邁進してまいりたいと思っております。

富永議員をはじめ、議員の皆様のご理解をお願いいたします。それでは、よろしくをお願いいたします。

もう一つありました、すみません。

議場の傍聴の皆さんには、大変お疲れのことと思いますけれども、いま一つ、森林関係のことがありますので、ちょっとお待ちいただければと思います。

次に、森林環境譲与税についてのおただしですが、初めに、森林環境譲与税の計画方針につきましては、森林環境譲与税は、温室効果ガスの排出削減による二酸化炭素の森林吸収量を確保することを目的とした地球温暖化対策に係る財源を確保するため、平成31年3月に制定された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村の私有林の面積、林業就業者数、人口の各割合により算定され、令和元年度より各市町村へ譲与されている地方財源であります。

また、その用途については、間伐材の森林整備、木材利用の促進や普及啓発等に活用されていることとされておまして、本町における活用方法については、平成25年度から令和4年度の事業期間において、町内全域の山林を対象としたふくしま森林再生事業による森林整備等を優先的に実施したことから、譲与が開始されて以降、森林環境譲与税基金を創設し、後年度における事業に要する費用として積立てを行い、令和4年度末時点の基金残高は972万8,000円となっております。

今後の計画方針につきましては、ふくしま森林再生事業が一定以上の空間放射線量が必要となるなどの事業

要件が見直されたことにより、事業継続が困難となったことからその後継事業として、未実施地区の森林所有者の今後の森林経営や管理の意向調査を実施し、引き続き間伐等の森林整備を推進するため、今年度の当初予算において調査費用等を計上させていただいたところであります。

本町といたしましては、森林の有する多面的機能を最大限に発揮させるため、森林整備による健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、森林所有者への保全管理等の意識醸成につながるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、森林環境譲与税に関してほかの自治体、他自治体の事例を参考とする考えについてのおただしであります。

先ほどの答弁と一部重複いたしますが、森林環境譲与税の用途については、間伐等の森林整備、木材利用の促進や普及啓発等に活用することとされておりまして、本町におきましては、森林整備の推進を最優先に実施したいと考えております。一方で、森林整備は一度限りだけでなく、長期的な維持管理や育樹等の保全管理が必要であり、森林所有者の高齢化等により持続的な管理システムの構築も必要であると認識しております。

先進地の事例といたしましては、森林所有者の意向を確認し、長期的な林業経営を含めた保全管理等に森林環境譲与税を活用している事例もあります。また、ほかの活用事例では、荒廃竹林の整備、森林病虫害等の対策、木材利用促進による公共施設の木質化や木製ベンチ等の導入、小学生を対象とした自然環境での森林学習の実施など、間伐等の森林整備以外にも様々な活用事例があることから、引き続き他の自治体の事例等を調査研究し、本町の美しい里山風景が次世代にも受け継がれることができるよう、官民一体となった持続的な森づくりのシステム構築を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、緑の基本計画にある、特定地域と周辺私有林の森林環境保全整備を進める考えについてのおただしであります。緑の基本計画は本町の長期的な水と緑の総合計画として、平成14年3月に策定され、町指定文化財である三十三観音史跡公園及びその周辺や福島県が指定する五本松の松並木、恩賜林の自然環境保全地域、町民一般に開放し公衆の保健休養に資するため、県が指定する諏訪山保健保安林などが特定地域として保全整備対象となっております。

当該地域については、矢吹町森林整備計画においても、保健レクリエーション、文化機能の維持増進を図る森林としても指定しており、森林学習の場や自然と触れ合える場を提供する観点から、町民のニーズ等に応じ、多様な森林整備を推進する森林として計画を策定しております。

本町では、これまでふくしま森林再生事業により、当該特定地域の周辺私有林を含めた森林整備を実施し環境保全に努めているところであり、三十三観音史跡公園及びその周辺では第二区自治会や一般社団法人里山創生やぶきと連携し、整備後の森林を花木の植樹や小学生等のやぶきフィールドの活用など、保全活動を継続的に実施しております。また、昨年度は、本町の恩賜林が第5回ふくしま植樹祭の会場に選定され、植樹や育樹活動などを通し、町内外の多くの皆様に本町の自然環境に触れていただき、森林に対する意識醸成を図ったところであります。

議員ご承知のように、本町の山林は住民に身近な里山であり、四季折々の風景や自然環境に親しめる場所が多く存在し、その環境保全については、行政のみならず地域の皆様及び関係団体との連携が不可欠であると認識しております。

今後も、地域の皆様及び関係団体との連携を深め、未来へつなぐ森づくりを積極的に実施していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で13番、富永議員の答弁とさせていただきます。長時間ご清聴ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 長い答弁とのこと、そんな答弁を促してしまいました私の質問の内容、大いに反省したいと思います。

今の答弁の中で、重責を担い2期目に臨むという決意を聞くことができました。町長の誠意ある答弁、それゆえ丁寧であった答弁でありましたが、すばらしい答弁を得たと思っております。

次に、森林環境譲与税に関しての再質問であります。

この譲与税、もう令和元年度から交付されておまして、基金のほうに積立が行われているということであります。が、この森林環境譲与税基金、これの活用目的、これをお聞きします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 13番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

森林環境譲与税基金の目的についてというおただしでございますが、森林環境譲与税につきましては、目的が定められております。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条において、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用などということで、利用目的が定められております。

矢吹町におきましては、先ほど答弁のとおり、ふくしま森林再生事業未実施地区につきまして、昨年度もこの基金を活用させていただきまして、森林所有者の方へ意向調査をさせていただいたところでございます。先ほど答弁のとおり、今年度につきましても意向調査などの予算を計上しておりまして、森林環境譲与税基金を取り崩して財源として実施する予定となっております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 今の答弁の中で、ふくしま森林再生事業、これを使って除染だと思ってしまうんですけど、これをまだ残された地域があるので除染作業を進めていきたいという考えだと思ってしまうんですけど、ふくしま森林再生事業はもう既に終わっております、令和4年度で。そして、それに対してその流れの中で、この譲与税基金だけをこの基金から除染作業、残されているこれから完了しなければならない除染作業、そのみに使われる考えなのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 13番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

森林環境譲与税基金の使途についてのおただしかと思いますが、先ほど説明したように、ふくしま森林再生事業ということで平成25年から事業実施してございます。こちら当初、放射線量の高い田内地区のほうから実施してございまして、途中で空間線量などの要件が変更してございまして、該当しない地区ということで、今現在、鍋内地区から明新地区にかけての山林が未実施地区となっております。当面の間は、こちらの地区を優先的に後継事業ということで保全事業のほうを実施してまいりたいと思います。

終了後につきましては、新たに森林整備計画等にとりまして、森林保全事業などに活用できればということと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 森林環境譲与税の目的というのは、温室効果ガスの排出削減、二酸化炭素の森林吸収量を確保する、これを目的としているわけです。これを目的として、森林整備ということになってくるわけですが、果たして、今、この地域、鍋内地域、その地域の除染、これ令和5年度中に完了できるのでしょうか。そこら辺、質問したいと思うんですけども。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

森林環境譲与税基金を使用しまして、鍋内地区等の保全事業が令和5年度中に完了するのとおただしかと思いますが、令和5年度の予算におきましては、森林所有者に対する意向調査と、昨年度令和4年に一部意向調査実施しておりますので、そちらの方に対する設計などを令和5年度予算で予定しております。

伐採等の事業につきましては、令和6年度以降に実施するような予定で計画してございまして、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） そうしますと、今、除染作業も含めた森林整備を令和6年度まではかかるような内容の答弁だったと思うんですけども、そこで、もう既にこの森林環境譲与税は国のほうから交付されてきているわけです。では、これをどのようにこの町の森林整備に使っていくのかという計画、方針、それに対してのつくる取組はあるのかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 13番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

町のほうでは、先ほど答弁にもございましたように、緑の基本計画や森林整備計画に基づきまして、森林保全等を進めてございます。こちらにつきましても、今後もこの計画にのっとりまして森林の整備を進めまして、未来に森林の環境が引き継がれますように、町としても取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 緑の基本計画及び矢吹町森林整備計画、こういうものがあると。これは農業振興課が担当しているものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 13番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、緑の基本計画につきましては、平成14年3月に策定した計画となっております。

続きまして、森林整備計画につきましては、こちら令和2年に策定しまして、令和3年度に内容を変更してございます。こちら令和12年3月までの計画となっております、現時点での担当課は農業振興課ということでご理解いただければと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） ということで、この計画、内容はほぼ共通していると、私はそういうふうを受け止めております。これ森林環境譲与税が今後、来年度から1人1,000円取られるようになります。そういった財源もできるようになるわけですから、しっかりとこういった似たような計画を1つにするとか、また、これからさらに発展した計画づくりに取り組む、そういうのが求められるのではないのかなと私は考えます。

その点、考えお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 13番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちらの2つの計画につきましては、随時計画の見直し等、今後も行ってまいりたいと考えておまして、この計画の中にも、先ほど富永議員のほうからございましたように、三十三観音史跡公園ですとか、諏訪山、恩賜林などにつきまして計画として位置づけられております。森林整備計画の中では、保健機能森林ということで位置づけられておりますので、町として当然保全していきながら将来につなげていくということで考えてございますので、ご理解いただければと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） そういった計画で進めていただければと思います。

なお、ちょっと具体的になってしまいますけれども、例えば緑の基本計画ではもう21年経過しております。そういった中で、森林整備に対しての取組、取組というのを繰り返してしまっていますけれども、いわゆる整備に対していろんなところとの連携しながら、町、森林組合、そしてほかの関連団体と長期的に取り組んで森林整備を進めていきますよという、こういう仕組みづくり、これは行われているのか、または考えているのか、この点、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 13番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

このような、先ほど答弁にもありましたように、ほかの自治体を参考に、美しい里山風景を次世代に受け継ぐことができるよう、官民一体となった持続的な森林づくりのシステムを、構築を目指してまいりますということで町長答弁させていただきましたが、そのとおりでございまして、将来にわたって住民の皆様が美しい森林環境に触れられるように取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 質問ではありません。そういうふうな計画づくりにしっかり取り組んでいただければと思います。

それで、最後になりますけれども、町長の答弁に対してさらに、町政へのガバナンス力を高められて、そして、笑顔あふれるまちづくりに力を発揮されることを願います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 以上で、13番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時40分から、よろしくお願いいたします。

（午後 2時28分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午後 2時40分）

◇ 堀 井 成 人 君

○議長（角田秀明君） 通告4番、5番、堀井成人君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴に来られまして、ちょっと少なくなったんですけども、ご苦労さんでありありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

2つあります。まず、1つ目ですけれども、国道4号線の進捗状況及び町道の整備計画についてですが、国道4号の4車線化の整備については、道路利用者が安全・安心に利用できるだけでなく、町外から多くの人を呼び込むことができる可能性を秘めた、矢吹町にとって重要な事業であります。

国の事業化により、昨年の令和4年7月にはKOKOTTOにおいて隣接する住民や地権者、事業者に対して説明会が行われ多くの意見が寄せられましたが、その意見に対する報告や、その後、説明会も開催されておらず、住民は将来の道路計画について期待がある一方で、不安も抱えているとの声が聞こえています。

その不安の多くは、自分の所有する土地がどれだけなくなってしまうのか、生活できるのか、また、事業者は店舗の営業を継続できるのか、さらに、4車線化による地域が分断され道路への往来ができなくなるなど、生活に直結する問題を抱えています。

4車線化により、渋滞が解消され道路利用者が便利になる一方で、地域住民が不便にならないよう、地域住民に寄り添った道路計画を国に対して求めるべきであり、さらに、町も国道4号線の整備に併せて町内から国道4号線へ接続するための町道の拡幅や、新たな道路整備、また、踏切を横断する道路についても、住民のニーズに合わせて整備する必要があると考えております。

そこで、3つの質問をお伺いいたします。

まず、①に、国道4号矢吹・鏡石道路の現在の進捗状況をお伺いいたします。

②に、国道4号へ接続する現在の町道の整備や迂回路等について町の考えを伺います。

③として、国道4号整備に合わせて、JRを交差する道路整備を行う考えがあるのかお伺いいたします。

次に、2番目の質問に入りたいと思います。

国の事業である、三城目地区遊水地群事業について、令和4年度は、三城目集落センターで3回の遊水地事業説明会がありました。また、1回の、地権者と書いていないですけれども、地権者のための用地説明会が開催され、事業の進捗状況や計画、用地補償額等の考え方について国から説明がありました。

県道矢吹・小野線は、付け替えルートが示され、遊水地に水がたまっている状態でも通行できる高さで設計し、片側2メートル50センチメートルの歩道設置の説明がありました。地域の要望が少しずつであります、形になってきております。

しかし、地域住民の関心が高い重要課題であります支川対策、内水対策については、現状では具体的な対策を示されておられません。

特に、阿由里川が、大雨による越水で地域に甚大が被害をもたらしており、内水被害にも多くの住民が苦しんできた経過があります。これらの問題について、遊水地整備事業に合わせた解決を地域では望んでおります。当然解決されるものだと多くの住民は期待しているところであります。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトは、国では令和10年に完成したいと示していますが、矢吹町、鏡石町、玉川村の3町村の協力なしでは前には進みませんが、国に対して三城目地区遊水地対策協議会や町からの要望

活動によって、地域住民と町が一体となり、三城目地区、矢吹町の将来のために、様々な課題に取り組んでいくことが重要であると考えております。

そこで、3つの質問をさせていただきます。

①として、阿由里川の1級河川指定に向けた協議状況について伺います。

②について、阿由里川において、内外対策と書いてありますが、内水対策と訂正いたしますのですみません。内水対策の計画について伺います。

③について、3町村にまたがる本事業での協力関係について伺います。

以上、2つの執行部の答えをお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、5番、堀井議員の質問にお答えいたします。

初めに、国道4号矢吹・鏡石道路の現在の進捗状況についてのおただしであります。昨年7月14日、19日及び20日の3日間で開催された住民説明会において、地域住民の皆様より様々な意見や要望が出されたことから、4月22日、町は国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長に対し、地域住民から寄せられた意見や要望等が可能な限り計画に反映されるよう、計画の見直しを求める要望書の提出を行っております。

また、昨年11月15日に沿線住民や各種団体等より選出いただいた代表の方々で構成される、矢吹町国道4号矢吹・鏡石道路事業推進協議会が設立され、12月9日には、国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所を訪問し、円滑な事業推進を図るための協力依頼書を提出しました。

現在の進捗状況といたしましては、国の発注により、5月中旬から8月下旬までの期間で国道4号沿線において、道路計画の見直しに関する検討を目的に、新たにドローンを用いた三次元測量調査を実施しているところであります。

町といたしましては、今後も引き続き矢吹町国道4号矢吹・鏡石道路事業推進協議会と連携を強めて、地域の声を国に伝えるとともに、早い時期、早い段階で地域住民の皆様へ事業スケジュールをお知らせすることについても国に対し求めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国道4号へ接続する町道の整備及び迂回路等についてのおただしであります。

先ほどの答弁のとおり、現在、昨年の住民説明会において、地域住民の皆様から出された意見や要望等が可能な限り反映された道路計画となり、特に要望の多かった交差点を残すことができるよう、町といたしましても強く要請を行っているところであります。

国道4号へ接続する町道につきましても、併せて協議を行っており、今後、国から示される道路計画や工事の進捗等に合わせ計画的な整備を行っていく必要があります。一方で、4車線化に伴い中央分離帯が設置されることで、国道4号へ右折ができず、迂回する必要がある箇所への対策や、店舗等の営業継続についての不安等については、沿線住民の方々から不便を来さぬよう、しっかりと意見や要望に耳を傾けながら側道や副道及び転回場等の整備について、国へ要望を行ってまいります。併せて国道4号と並行する町道などを利用した迂回路等の整備や機能強化について返答してまいります。

今後も道路整備に伴う地域の活性化や利便性の確保、さらには安全・安心で利用しやすい道路計画となるよう、引き続き国及び県と協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国道4号整備に合わせたJRを交差する道路整備についてのおたただしであります。町といたしましても、本町の発展と地域の活性化のため、さらには災害時の緊急輸送路として国道4号から町内へアクセスし、特に、JR東北本線を安全に横断できる道路の必要性は非常に高いと認識しております。

本町において、JRを交差し大型自動車の横断が可能な路線は、福島県管理である主要地方道棚倉・矢吹線の立体交差橋と、平面交差する町道新町・弥栄線の2路線であり、特に棚倉・矢吹線については、朝晩の通勤時の混雑が見られ、課題として認識しているところであります。

議員おただしのJRを交差する道路整備については、現在、道路利用者の安全の確保と道路混雑の解消を目的として、町道1本に29号線の整備を進めております。踏切についても平面交差による拡幅を計画しております。

整備完了後は十分な幅員が確保された踏切として大型車の横断が可能となるため、先日の2路線を含め、計3路線がJR東北本線を安全に横断できる道路として確保され、国道4号からの町内へのアクセスの向上と、より一層の本町の発展、地域の活性化が期待できるものと考えております。

今後は、国道4号4車線化事業に係る進捗状況を踏まえ、国道4号からその他町道や、町内各施設のアクセスについて、住民や事業者等へのニーズを把握しながら、道路網の将来構想について検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、阿由里川の1級河川指定に向けた協議状況についてのおたただしであります。阿由里川は昭和50年に準用河川として指定されて以降、町で管理を行っております。これまでも台風により阿由里川沿線において甚大な浸水被害が発生した経過がございます。特に、令和元年10月発生の台風第19号では、過去最大規模の浸水被害を受けたこともあり、三城目地区住民の皆様及び三城目地区遊水地対策協議会としても、遊水地整備に合わせた阿由里川の確実な治水対策を強く望んでいることは、町においても最重要課題として認識しておりました。

阿由里川は準用河川であり、町が管理を行っておりますが、町から国や福島県の関係機関に対し、幾度も阿由里川の治水対策の必要性について強く要望、要請してきたところであります。その協議の中で、遊水地に関連する鏡石町の鈴川、玉川村の泉郷川が、1級河川として県が管理しているから阿由里川においても、他の支川と併せて一元的に川で管理を行うことにより、抜本的かつ早期の河川整備が可能となるということから、昨年12月に私から福島県知事に準用河川阿由里川の1級河川指定に関する要望書を提出したところであります。

1級河川指定に向けた協議状況については、国が1級河川指定に向けて、令和5年2月に県知事に対して河川法第4条第3項に基づき、1級河川指定に係る意見照会を行い、県では令和5年福島県議会2月定例会において、1級河川について同意する旨の議決を経て国に回答しております。

今後の1級河川指定までの手続としては、国で開催する社会資本整備審議会河川分科会に諮問され、承認が得られれば官報公示で掲載され、今年の夏頃、阿由里川が1級河川に指定されると伺っております。1級河川の指定区間は、上流に位置する荒池から阿武隈川合流部までの延長22.8キロメートルであり、荒池から上流部分は引き続き町管理となるため、1級河川指定後、準用河川指定延長の変更について告示をする予定でありま

す。

阿由里川の1級河川指定につきましては、今後も、国や県と継続した協議、調整を行い、速やかな指定に向けて進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、阿由里川における内外水対策についてのおたただしであります。令和5年1月24日から3日間において、阿武隈川上流遊水地群整備における住民説明会が開催され、阿由里川について遊水地整備の一貫として阿武隈川本川の水位上昇に伴う越水を回避するため、阿武隈川との合流地点から県道須賀川・矢吹線にあります阿由里橋の上流約0.8キロメートルをバックウオーター影響区間として、遊水地と一体的に堤防等を整備すると国から説明がありました。

また、同区間につきましては、さきの答弁のとおり、現在、1級河川指定に向け協議中であり、指定後は福島県が管理を行うことから、令和10年度に完了予定の流水地整備に合わせた完了、改修について、県と町で協議を重ねております。

本改修により、阿由里川の河道断面を広げ、流下能力を大きくし、堤防を阿武隈川の堤防と同じ高さで整備することで、阿由里川からの越水、内水被害の軽減が見込まれると聞いております。支川対策である内水対策、バックウオーター対策について、町で最重要課題と認識しており、遊水地整備に合わせた課題解消に向けて、三城目地区遊水地対策協議会と連携し、引き続き国や県に対し早期の計画策定や対策を求めるための要望活動を行い、また、綿密な協議を重ね、三城目地区の安全・安心な暮らしの確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、3町村の協力関係についてのおたただしであります。

国による遊水地整備事業が計画されて以降、矢吹町、鏡石町、玉川村の3町村長により、各町村が抱える課題や現状について綿密な意見交換を行っております。さらに、毎月定期的に3町村の事務担当者による協議打合せや課題検討、現状確認、情報の共有を行っております。

なお、これまでに令和3年11月24日、令和4年6月9日の2回、福島県知事への要望活動を3町村長の連名で行っております。3町村からの要望を受け、令和4年5月から福島県は各種相談調整窓口として遊水地に関するプロジェクトチームを設置し、万全なバックアップ体制の下、事業に取り組んでいただいているところであります。

また、5月18日には3町村長による協議において、引き続き共通課題を確認しながら要望活動を行うこと、3町村だけでなく阿武隈川流域の福島市、郡山市、須賀川市等の市町村とも連携を図りながら、遊水地整備事業に取り組むことを再確認いたしました。

5月24日に開催された、阿武隈川流域13市町村が参画する阿武隈川上流改修促進期成同盟会の総会では、私と鏡石町長、玉川村長、遊水地計画における各町村の現状や流域全体の安全・安心を確保するために、遊水地の整備が必要であり、さらに整備後の適切な維持管理のために、流域市町村で継続的に協議を重ねながら一体的に取り組むことが重要であること等を説明いたしました。

今後は、当同盟会で遊水地整備に係る流域市町村の関わり方について協議を行っていく予定であります。

引き続き、鏡石町、玉川村との連携を密に図り、阿武隈川流域市町村が流域治水における遊水地整備の重要性について理解を深める取組を進め、将来の三城目地区、矢吹町が……

じゃ、再質問ということでもないんですけども、先ほど同僚議員が前にももらいました、いろいろ意見で、遊水地とか国道4号線のほうは町長から説明もらいましたので。ただ本当に矢吹町にとってもう大事業です、国道4号線、三城目遊水地、今までかつてない大事業だと思います。そんな中で、先ほど町長が2期目を立候補しました。そんな中で、しっかりと町の発展と地域が安心・安全に生活できるような、そんな町政をつくってもらいたいと思います。

これで、一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、5番、堀井成人君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議して、3時30分から開会します。

よろしくをお願いします。

（午後 3時13分）

○議長（角田秀明君） 再開をいたします。

（午後 3時30分）

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） ここでお諮りをいたします。

時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認め、時間を延長して一般質問を続けたいと思います。

◇ 藤 井 源 喜 君

○議長（角田秀明君） それでは、通告5番、4番、藤井源喜君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴席の皆さん、いつもありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルスワクチンの接種が令和5年春開始接種として5月17日から始まりました。私も6回目の接種を完了したところであります。接種に関わる皆様方、いつもありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の位置づけが先月の5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に移行されました。私たち議員も各小学校で開催された運動会に、初めてですが、招待をいただきました。マスクを外して大きな声で元気のある子供たちの声に心が洗われ、すがすがしい思いを胸いっぱい感じたところでもあります。これからの行事が順調に開催できる世界であることを願うばかりです。

それでは、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

1つ目には、農業政策と耕作放棄地等農地の管理についてであります。

土地改良区から除外された農地等について、まとまった土地として活用が何かできないのかということを検

話し、保全対策を検討していくというような目的でございます。

質問の背景等ですが、令和5年度の経営所得安定対策等の概要によると、これはJAのほうにも置いてあるこういうチラシなんです、その中身をちょっと書き出させていただきました。

水田活用の直接支払交付金。水田で麦、大豆、飼料用米、野菜等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率、自給力の向上を図ります。

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落です。

交付対象水田。5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としません。ただし、以下の全てに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

①湛水管理を1か月以上行うこと。これは、圃場に水を張るということになります。

2つ目、連作障害による収量低下が発生していないこと。これが資料の中に載っている内容でございますが、三神地区には大豆を作付し、3万5,000円の1反歩当たりの交付金の対象となっているところがありますけれども、土地改良区から地区除外となっている。このままでは水張りの要件を満たすことができないため、交付金の対象とならないことが懸念される。その後は、耕作放棄地になることや太陽光の導入等も進む可能性が考えられるというところで、質問事項として、まず①この地区除外となっている農地に対して対策は考えているか。

②耕作放棄地の把握はされ、耕作放棄地にしないための手段は考えられるのか。

③農地中間管理機構の役割と町の関係はどのようになるか。

これが、まず1つ目であります。

2つ目ですが、マイナンバーカードの普及及びトラブル等の状況についてということでございます。

マイナンバーカードの普及により、町民が行政サービスを享受できるように進めてきたが、相次ぐトラブルの中で町の現状を確認し、不安を払拭していきたい。これが目的になります。

質問しようとする背景、経過、課題等ですが、マイナンバーを巡るトラブルが相次いでいる。

1、マイナンバーカードと一体化した健康保険証に他人の情報が登録される。

2、マイナンバーに別人の口座を誤登録するミス。原因は、支援窓口の端末操作で利用者がログアウトをし忘れたこと。

3、マイナンバーポイント誤付与。

4、コンビニでの証明書交付サービスの不具合等々。

5月29日月曜日の新聞では以下のように報道されています。マイナンバー活用拡大への不安の有無を年代別に見ると、「不安を感じている」との回答は、「大いに」「ある程度」を合わせて、高年層60代以上で77.4%、中年層40から50代でも73%に上った。若年層30代以下は54.8%で、「不安を感じていない」も「あまり」と「全く」で計44%であった。活用拡大に懸念を抱く中高年層と、比較的寛容な若年層の意識の違いが浮き彫りとなった。このような報道でありました。

そこで、まず質問事項でございますが、①町内で確認されている重大なトラブル等はないか。

②直近のマイナンバーカードの交付状況はどのような実績になっているかという内容でございます。

今回、3つ目でございます。

中学校の休日部活動の地域移行に向けた対応についてということでございますが、こちらのほうは、実は昨年6月の議会の中で、同僚であります関根議員のほうからも、教師の働き方改革、運動部活動の地域移行についてということで一般質問がありました。1年も経過したところでありますので、今回、一般質問のほうをさせていただきます。

質問の目的ですが、2022年6月にスポーツ庁での有識者会議で提言された、休日部活動の地域移行は教師の働き方改革に対応するもの、あるいは中学校等の生徒をはじめとする青少年にとってふさわしいスポーツ環境を実現するためのものとしている。そのために、町としてはどう対応するのかをこの一般質問の中で確認をしていきたいと思っております。

背景等ですが、5月12日金曜日付の、これも新聞ですが、公立中学校の休日部活動の地域移行に向けて、県内で本年度、外部指導者による指導や試行も含めた合同練習会の開催などを計画するのは11市町村にとどまるとある。11市町村は福島市、会津若松市、喜多方市、川俣町、下郷町、金山町、この近くでは石川町、平田村、それから三春町、広野町、浪江町ということになります。

スポーツ庁は、本年度からは3年間を地域移行に向けた改革推進期間に位置づけている。検討を続ける48市町村のうち10市町村は、地域スポーツ団体などとの協議会を設けて、来年度以降の早期移行に向けた話し合いを進めており、早ければ年度内の前倒しもあるとしている自治体もある。9市町村は年度内に協議の場を設ける見込みであり、残る29市町村は、現時点で地域移行の見通しは立っていないと報道がありました。

新聞報道があったので、矢吹の町がどの位置に該当するんでしょうねというような町民の話がありました。そういったところで今回の質問に至っております。

質問事項の1つ、当町ではどのように検討し対応していくのか。

②中学校での部活動は運動部、文化部で数はどの程度あり、顧問等で先生方は何人ぐらいこの部活動に関わっているかというような内容でございます。

答弁のほうをよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業政策と耕作放棄地等の農地対策についてのおただしでございますが、地区除外となっている農地に対する対策につきましては、三神地区に位置する白山、神田西、沢尻地区の一部の水田は矢吹原土地改良区の受益地の末端に位置し、羽鳥用水の慢性的な用水不足により水稻作付の支障となっていたことから、平成29年度に約23ヘクタール、平成2年度に約5ヘクタール、平成3年度に約1ヘクタール、合計約29ヘクタールの受益地が地区除外され、除外後の営農形態は大豆を中心に畑作物が栽培されております。

作付されている大豆は……。もうやめるか。

〔「町長、 ならいいですよ」「そうしてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 暫時休議します。

（午後 3時45分）

○議長（角田秀明君） 再開します。

（午後 時 分）

○議長（角田秀明君） 町長より、体調不良のため、これから一般質問を欠席したい旨の申出がありましたので、ここで暫時休議しながら議会運営委員会で検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。
暫時休議します。

（午後 時 分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午後 4時13分）

○議長（角田秀明君） ただいま休議中に議会運営委員会を開いていただきまして、これからの流れを皆さんにお話をしていただきましたので、その結果を委員長のほうから、7番、三村さんのほうから報告をいただきたいと思ひます。

7番。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） ただいま藤井議員の一般質問中に、答弁者である町長のほうから体調不調が訴えられましたので、その後の対応について議会運営委員会を開催いたしまして協議をいたしました。その結果、町長答弁については、今後、副町長に答弁をしていただくということに決定をいたしました。

なお、その後の本日の日程は、高久美秋議員の一般質問まで今日は執り行う予定となっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） それでは、答弁を求めます。

先ほど蛭田町長が答弁した残りを副町長の小松健太郎副町長に答弁をさせていただきたいと思ひます。

答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業政策と耕作放棄地等の農地対策についてのおただしであります。

地区除外となっている農地に対する対策につきましては、三神地区に位置する白山、神田西、沢尻地区の一部の水田は矢吹原土地改良区の受益地の末端に位置し、羽鳥用水の慢性的な用水不足により水稻作付の支障となっていたことから、平成29年度に約23ヘクタール、令和2年度に約5ヘクタール、令和3年度に約1ヘクタール、合計約29ヘクタールの受益地が地区除外され、除外後の営農形態は大豆を中心に畑作物が栽培されております。

作付されている大豆は国の施策であります経営所得安定対策交付金の対象作物であり、農家所得維持のため

作付の推進を図ってまいりました。しかしながら、令和4年度から令和8年度の5年間に一度も水田へ水張りが行われなかった場合、令和9年度以降は交付金が対象外となる国の制度改正が行われたところであり、当該地域は、今後も水田としての管理が困難な地域であり、地域農業の振興、発展のための対策が喫緊の課題であると認識をしております。

今後の対策といたしましては、農地が一定以上に広がる連担した地区であるため、その特性を生かした土地利用の可能性について調査を実施する予定であり、今年度は、まず地権者の意向を確認させていただきながら、現状の土地利用状況の把握、分析を行い、将来的な土地利用の手法や可能性について、町の新たな農業振興、産業振興を活発に促す新しい目線で調査しながら、農業水利の確保や農地整備における課題等の抽出、解決策の整理、分析を行い、農業団地等の可能性について検討してまいります。

町といたしましても、当該地区の耕作放棄地や遊休農地対策として、引き続き、福島県や町内両JA、農業委員会などの関係機関と連携を図りながら、農業の振興、地域経済の活性化につながるような取組について検討を重ねてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、耕作放棄地の把握及び耕作放棄地にしないための手段についてのおただしであります。

農業委員会では、毎年8月から9月頃にかけて、町内全ての農地について、農業委員及び農地利用最適化推進委員が一筆ごとの農地の利用状況について現地確認を行う農地の利用状況調査及び荒廃農地状況調査を実施しております。その調査により、農地の状況を耕作中、農地として再生可能な状況、農地としての再生が困難な状況の3区分で判定しております。農地として再生可能な状況と判断された農地については、将来耕作放棄地となるおそれがある農地として対策を進めるものとしております。

具体的な対策といたしましては、農地所有者に対して利用意向調査を行い、今後の農地の利用についてどのように考えているのかを確認し、自分で耕作できる場合は耕作再開をお願いし、自分で耕作できない場合は、代わりに耕作している方を探す活動をしております。

また、農地としての再生が困難な状況と判断された農地については、現在、計画の策定を進めている地域計画において、地域内の農業者と農業経営の実情や農地の集積、維持の方針、10年後の地域農業の目指すべき姿等について、十分な話し合いを行い、検討してまいります。

なお、昨年度の利用状況調査の結果については、町内の約2万500筆、約2,580ヘクタールの農地のうち、農地として再生可能な状況は約700筆で約90ヘクタール、全体の農地の約3.5%であり、農地として再生が困難な状況は約1,600筆で約150ヘクタール、全体の農地の約5.8%であり、残りの約1万8,200筆で約2,340ヘクタール、全体の90.7%の農地が耕作中との状況でありました。

耕作放棄地になる要因は様々であり、1つには農業従事者の減少や昨今の米価下落、農業生産コストの急激な上昇が考えられます。

もう一つの大きな要因として考えられるのは、農業機械の大型化が進んだことにより、農業生産には不向きである不整形な農地や狭小な農地が耕作されていなくなってきたことが挙げられます。農家への支援事業といたしまして、町ではこれまで水稻種子購入費用に対する助成や水稻農家への肥料高騰対策、施設園芸農家への燃油高騰対策、畜産農家への飼料高騰対策などを実施してきたところであります。

さらに、農業生産の効率向上のために圃場整備を進めておりますが、耕作放棄地については全国的にも年々

増加している現状であります。

農業委員会では、このような状況により営農の継続が困難となった農業者から、「農地の借手などを探してほしい」との相談を受けますが、そのような場合、担当地区の農業委員や農地利用最適化推進委員が、隣接している農地の耕作者や地域の担い手の農家などに声をかけ、耕作者を探す活動をしています。それでも耕作者が見つからない場合もありますが、草刈り等による農地の維持管理、継続を農地の所有者にお願いし、これ以上耕作放棄地が拡大しないような働きかけをしている状況であります。

町といたしましても、農業委員会を中心に町内両J Aや土地改良区等の農業関係機関と連携しながら、これ以上の耕作放棄地が増加しないように努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農地中間管理機構の役割と町との関係についてのおただしであります。

農地中間管理機構は農地の貸し借りを仲介する国の農地中間管理事業を担い、都道府県知事が1つに限って指定するもので、農地バンクとも呼ばれております。福島県においては、平成26年4月に福島県知事が、農地中間管理事業の推進に関する法律第4条に基づき、公益財団法人福島県農業振興公社を指定しております。

機構の主な役割として、自分で耕作ができなくなった地域内の分散した農地の所有者、いわゆる出し手から農地を借り受け、まとまりのある形で担い手、いわゆる受け手に長期間貸し付ける事業を行っております。

また、農業経営の規模拡大、農地の集団化を促すため、規模縮小農家等から農地を買い入れて、意欲のある農業者の方々などに売り渡す事業も行っております。

機構を通した農地の貸し借りや売買を考えている場合、まず窓口である農業委員会へ相談していただき、申請書類を提出していただきます。機構では農地の出し手と受け手の仲介役として貸し借りの賃料や売買の金額等について調整を行い、双方で合意に至れば契約が成立となります。

本町の機構による近年の契約実績といたしましては、令和2年度は農地の売買が4件、面積が約3.6ヘクタール、農地の貸し借りは4件、面積が約2.9ヘクタール、令和3年度は農地の売買が7件、面積が約3.3ヘクタール、農地の貸し借りは1件、面積が約2.1ヘクタール、令和4年度は農地の売買が4件、面積が約1.7ヘクタール、農地の貸し借りは2件、面積が約0.9ヘクタールとなっており、直近3年間の合計は、農地の売買は15件、面積が約8.6ヘクタール、農地の貸し借りは7件、面積は約5.9ヘクタールとなっております。

機構を活用するメリットといたしましては、公的機関が行う事業でありますので、利用者は安心して農地の貸し借りや売買を行うことができるというところにあります。

また、農地の売買については、譲渡所得税の800万円までの特別控除や登録免許税の2%から1%への軽減、不動産取得税の3分の1相当額の控除などが受けられ、登記事務の書類作成や手続から賃借料の精算まで全て機構が代行して行うものであります。

農地の売買ができる条件といたしましては、農振農用地内の農地で効率的な農作業ができる優良な農地に限定されており、農地の貸し借りについては契約の期間が原則10年以上となり、短期間での契約は取り扱っておりません。

なお、農地中間管理事業の課題としては、出し手側が機構に農地の売買や貸し借りの希望を申し出ても、受け手側の方が少ないため、マッチングできないケースもある状況となっております。

町といたしましては、今後も農地中間管理事業の窓口である農業委員会を通して、農地所有者等からの相談

を受け、事業の要件に合致する農地の売買や貸し借りについては、引き続き農地中間管理事業の活用を推進し、耕作放棄地の解消に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、マイナンバーカードの普及及びトラブル等の状況について、重大なトラブル等はないかとのおただしであります。

マイナンバーカードを活用した健康保険証や公金受取口座の登録などに際し、各分野でデータの誤登録などのトラブルが相次いでいると連日のように全国的に報道されております。国は、令和5年5月26日、デジタル庁を中心に関係する総務省や厚生労働省と連携して、データ総点検などの対策を強化するとし、総務省はマイナンバーカードと公金受取口座との照合、厚生労働省は健康保険証との照合を早期に実施すると公表しております。

5月24日には、デジタル庁より各自治体宛てに「自治体手続支援における公金受取口座の登録に係る手続支援マニュアルの順守状況の調査」がありました。調査内容は、各自治体での事象把握の有無と対応状況等ですが、本町では現在、トラブル等の発生は確認していないと報告したところであります。

その後、6月7日、デジタル庁は公金受取口座の照合結果について発表しております。本人ではなく家族名義の口座が登録されたと見られるケースが約13万件、他人の口座が登録された可能性が高いケースが748件あったとのこととあります。そのうち、本町での該当者の有無については、現時点で情報が来ておりません。

なお、健康保険証の照合結果については、7月末頃の発表となる見通しであります。

本町といたしましては、町民の安全・安心を確保するため、この問題を非常に重視しております。誤使用や不正アクセスによるリスクを最小限に抑えるため、誤登録の可能性のある方々への早急かつ丁寧な対応が求められるところでありますが、自治体による照合や該当者の把握は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法など関連法に規定する利用目的の制限に当たるため、情報を保有する国の対応を注視している状況であります。

また、今回のマイナポイント事業の申込方法は2つあり、1つは町民ご自身のスマートフォンなどの端末からの申込み、もう一つは、自治体や携帯電話会社の店舗等に設置してある支援端末から申込みを行うものであります。

本町では、来庁された町民の皆様に対し、総務省の申込手続支援マニュアルに従い、職員がそのサポートを適切に実施してきたところであります。

窓口業務においては、正確な登録手続の実施や個人情報の保護に常に細心の注意を払っておりますが、今後も引き続き、登録する情報の入力に際して打ち間違いなどがないように、町民のご自身でよく確認いただくとともに、場合によっては、職員と共に読み合わせやダブルチェックを行うなど、誤りを起こさないための対策を実施してまいります。

また、登録変更が必要となったしまった方へ丁寧な対応と手続支援を実施していくなど、町民の皆様の安全・安心な生活と信頼を守るため取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、直近のマイナンバーカード交付状況についてのおただしであります。

町のマイナンバーカードの普及状況につきましては、直近の令和5年4月末時点で、申請率77.5%、申請人数1万3,254名、交付率71.5%、交付人数1万2,217名となっております。

また、同じく令和5年4月末時点での全国及び福島県の普及状況であります。全国の交付率は69.8%、県の交付率は69.6%となっております。

町では、一昨年よりマイナンバーカード普及のため、関係機関や各種団体への普及啓蒙チラシの配布や各種会合でのPR、町内全域への新聞折り込みチラシの配布、防災無線による啓蒙、日曜日の臨時窓口開設などを行いながら、全庁的に取り組んできたところでありますが、皆様のご理解、ご協力により、交付率につきましては全国平均を上回ることができております。これもひとえに町、議会、議員の皆様をはじめ、関係機関や各種団体、そして町民の皆様のお力添えのたまもであります。この場をお借りしまして心より感謝を申し上げます。

なお、今後につきましても、引き続きマイナンバーカードの普及啓蒙に注力しながら、さらなる申請率、交付率向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、こんにちは。傍聴の皆様、ありがとうございます。

では、4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、部活動の地域移行についてのおたがででございますが、国では部活動の環境の充実、教員の働き方改革の視点から、将来にわたりスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、部活動の地域移行を進めております。新聞報道等にもありますように、福島県内においても今年度中に部活動の地域移行を具体的に実施する市町村もございます。

本町における検討状況であります。令和4年6月議会定例会の関根議員への答弁と一部重複いたしますが、令和4年1月に矢吹中学校担当教員、教育委員会指導主事、総合型地域スポーツクラブ関係者、教育振興課の学校教育担当職員、生涯スポーツ担当職員で構成された中学校部活動の地域連携・地域移行検討委員会を立ち上げ、中学校部活動の現状や地域連携に関する意見交換を行い、本町における部活動の地域移行に関しての課題、問題点などについて内部で検討しております。

委員会においては、受皿となる団体や指導等を行う人材の確保、地域移行により発生する費用負担、部活動顧問教員と外部指導者との指導方針の違いによる子供たちの混乱などのデメリット等、様々な課題、問題点が挙げられております。

今年度につきましては、委員会で挙げられました課題、問題点に対し、さらに検討を深め、着実に部活動の地域移行を進めるために、町内の文化スポーツ団体関係者を含めた協議会を立ち上げ、部活動顧問教員や子供たちに対し、部活動の地域移行に対する意見及び現状についてアンケート調査等を実施し、学校及び子供たち、地域の方々の部活動に対する思いなどの把握を行うとともに、さらに、スポーツとデジタルを掛け合わせた矢吹町スポーツデジタル振興プロジェクト事業等との連携の可能性についても協議し、地域移行に必要な環境整備について検討を行う予定であります。

また、福島県教育委員会では、市町村への支援策として部活動の地域移行に関する協議会を設立し、地域移

行に関する課題の検討と、市町村が情報交換できる機会を設けることとなっておりますので、県や県内の市町村の動向も注視しつつ、先進的な事例等を参考にしながら、本町にとって最善な部活動の地域移行となるよう検討を深めてまいります。

教育委員会といたしましては、地域の子供たちは学校を含めた地域で育てるという意識の下、子供たちがそれぞれに適した環境で文化、スポーツに親しめるよう、学校や地域の実態に応じ文化、スポーツをはじめとする社会教育関係団体との連携を図り、地域の方々の協力の下、持続可能な運営体制が構築できるよう、部活動の地域移行を段階的に推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、部活動の運動部、文化部の数及び顧問等の先生の人数についてのおただしであります。今年度の矢吹中学校の部活動の種類は17部であり、運動部については、野球部、サッカー部、陸上競技部など14部があり、その中でバスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球の4種目につきましては、男子、女子に分かれ部活動が行われております。

また、文化部については、吹奏楽部、美術部、パソコン部の3部がございます。各部とも福島県中学校体育大会の上位入賞や各種大会の入賞に向け、部活動顧問の指導の下、練習に励んでいるところであります。

次に、顧問等で部活動に携わる教員の人数であります。管理職や専門職を除く全ての常勤の教員が顧問や副顧問として部活動に携わっており、今年度は26名の教員が部活動の指導に当たっております。

なお、平成30年度より、教育委員会では矢吹中学校と協議を行い、福島県公立中学校運動部活動指導員配置促進事業費補助金を活用し、野球部に部活動指導員1名をパートタイム会計年度任用職員として継続して配置しております。

現在、配置しております部活動指導員は、以前、中学校の教員を務められ、部活動は野球の顧問として携わった方であり、これまでの経験を生かした専門的な指導や、活動中の生徒の安全の確保など、質の高い活動が実施されております。矢吹中学校からは、「教育の多忙化解消につながり、大変助かっています」との報告を受けております。

部活動の地域移行につきましては、地域人材の確保や費用負担の在り方などの課題があることから、国・福島県の動向を注視し、情報収集に努めながら検討を進めてまいります。教育委員会では、生徒にとって望ましい部活動に向けた環境整備を進めるとともに、教職員の働き方改革の観点から、教員の部活動における負担軽減について、今後も中学校と連携しながら取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁、ありがとうございました。

それでは、若干再質問をしたいというふうに思います。

まず、農地の関係なんです。現在、地区除外されているところは、太陽光の話も前には出ていた。今はどうなのかちょっと分かりませんが、あと、除外ではないところにも実は太陽光やってみようというような方もいるんですけれども、現時点で太陽光を設置するに当たって、その除外ではないところとかは、法律上の問題とかというところがあるのかどうかというのをちょっと確認をしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 4番、藤井議員の再質問にお答えしたいと思います。

太陽光についての法的な制限があるのかというおただしかと思いますが、まず、農地を農地以外に利用する場合には農地法の適用を受けることとなります。農地に太陽光設備を設置する場合には、農地転用の手続が必要となってまいります。基本的には、当該地区につきましては、農地が10ヘクタール以上広がる連担した農地が広がっておりますので、第1種農地の農地区分となります。第1種農地につきましては、原則、農地転用の適用除外という形になっておりますので、原則、転用は不許可となることと思われま。

ただし、営農型太陽光につきましては設置の可能性がございまして、こちらにつきましては、周囲の農地に影響がないかどうかとか、そういう判断がございましてけれども、営農型の太陽光設備であれば設置の可能性がございまして、場所等につきまして、もし相談等がございましたら、農業委員会のほうまでご相談いただければと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。

第1種農地という、そういう区分けがあるということで、その辺は少し私もこれから勉強しながらやっていきたいなと思っています。

それと併せて、耕作放棄地の関係等ありますけれども、実際には農地って、今年作付できないから誰かやってくれと見つけようとしてもなかなか見つからない。中間管理機構、農地バンクのほうに登録しておいても、マッチングがないとなかなか進まない。計画的に来年のことはもう今からやっておかないと駄目とかと、なかなか難しいところもあるので、今年、町の計画の中でいろんな調査をしてくれるということでありまして。職員のツノダヨシツグ君でしたか、いろいろ農業関係の勉強にも行っているということなので、そちらのほうは、その結果の中で期待をしていきたいなというふうに思っております。

続きまして、2つ目にいきます。

マイナンバーカードの関係なんですけど、これは結果的には国のシステム管理の問題とかなので、ここでどうこう言っても何ともしようがないのかなというふうに思うんですが、まず、今現在、私らがもう登録してありますけれども、自分のマイナンバーカードがひもづけされている保険証、それから口座番号、それがどういったものになっているかということは確認する手法はありますか。そこをちょっと教えていただければ。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画・デジタル推進課課長、国井淳一君。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 藤井議員の再質問にお答えいたします。

登録されている情報、口座であったり保険の情報であったりとか、そういった部分の確認の方法というのは、

基本的にはそのカードをお持ちのご自身で確認していただく方法がまず一つです。町としまして、なかなか、先ほど議員さんのほうでもお話があった中高年層は不安を感じている、これは多分、その操作に不慣れなところも多分あってのお話だと思いますので、そういった方への対応については、引き続き、役場のほうにおいていただければ、確認する手順について一緒になって確認をするような、そういった支援サービスは今後も引き続き行うようなことで検討しておりますので、そういった形で不安解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 役場のほうでも確認ができるということですので、ぜひ、この後、国のほうでどういう方針とか出てくるかは分かりませんが、広報等の中で、もし個人個人が本人が確認できるスマホの中のアプリとかだったのかな、それを見れば分かりますよとか、それから、できない人は役場のほうでも確認できますというようなことを広報等に載せていただいたりして、不安に思っている方はその場で確認できるよというようなことを、手法があるんだよということを、ぜひやっていただくことを検討していただきたいというふうに思います。

最後です。

地域移行の関係ですけれども、私の実は娘の部活のときに、もう震災の前の年になるんですが、震災の年、うちの娘、中学3年生、震災の前で中学2年生で、卓球部に入っていて、卓球部の顧問の先生がいて、たまたま体育館出来上がったばかりか何かで、ちょっと私行って話を聞いたら、その先生、卓球やったことない、やったことないんだけど、顧問をやるというようなことがありました。一生懸命の先生だったので、私も手伝いたいなというふうに思っていたので、じゃ3年生になったら、時間があったら私もちょっと行って、指導、今できるかどうか分からないけれども、やってみようかと言ったんですが、残念ながら震災になってしまって、そのところはちょっと実現はできなかったというところではありますが、そういった私の経験もありますけれども、この地域移行は少子化も問題だと。スポ少なんかも合併していかないといけないという状況になっていますが、大きなところでは教師の働き方改革という面であろうというふうに思います。

その点では、現場の先生方が休日に子供たちを連れて練習やったり、どこかに練習試合に行ったりとかあるんだと思いますけれども、そういった負担は、先ほどの答弁の中では大変、一人の支援サポーターの方がいるということで、それはよくなっているということですが、もし教育長が実際の現場を経験されてきた中、中学校は話を聞いたんだろうというふうに思いますけれども、教育長の立場でこの地域移行が先生方の働き方改革の中に大きく寄与できるものなのかどうかというところを、経験のところを踏まえてお話聞かせていただければと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 4番、藤井議員の再質問のほうにお答えいたしたいと思います。

議員さんお話しのとおり、学校現場には、部活動の顧問をしたいけれども、なかなか希望する種目の顧問にはなれないというような先生もいますし、部活動の顧問をしたいというような強い思いで教員を目指したという方もいます。また、教員になるに当たっては、部活動よりは私は授業の、その教科の授業をやって、子供たちにその教科の楽しさを伝えたいんだというような先生方もいます。

ですので、その先生がその部活動に対してどのような思いを持っているかによって、その負担感というものも変わってくるものではないかなというふうに考えています。

先ほどのお話の中で、この地域移行が先生方の働き方改革にとってよりよいものになっていくのかどうかというおたがしであったかと思えますけれども、確かに楽になっていく部分はあるかと思えます。ただ、それは先生方の働き方が楽になっていくというようなことだけでなく、やはりその分を子供たちの授業の充実に近づけていくということがあるべきものではないかなというふうに思います。

先生方、楽になった、そういうことだけではなく、その時間を教材研究に費やして、そしてよりよい授業を目指していく、そして子供たちに力をつけていきたいというような思いを先生方、持っていますので、本来の先生方のそういった思いに応えられるような形での地域移行ということを目指しながら進めていくことが大切ではないかというふうに考えております。

以上で、4番、藤井議員の再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございました。

再質問のほうも1つつさせていただきました。ぜひ、これからまた、まだまだいろいろ問題は出てくるんだと思えますけれども、頑張っているところに取り組んでいければというふうに思っております。

以上で、私の一般質問は終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、4番、藤井源喜君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議をいたします。

再開は5時5分からです。よろしくお願ひします。

(午後 4時53分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

(午後 5時05分)

◇ 高久美秋君

○議長（角田秀明君） 通告6番、3番、高久美秋君の一般質問を許します。

3番。

[3番 高久美秋君登壇]

○3番（高久美秋君） 議場の皆さん、こんにちは。

最後の質問になります。頑張ります。

通告に従いまして質問させていただきます。

1 問目は、行政区未加入世帯の状況と対策についてであります。

令和2年の国勢調査によると、矢吹町世帯数は6,049世帯です。行政区の加入世帯は4,623世帯で未加入世帯が1,426世帯で、未加入率は23.57%です。

5年ごとの未加入率を見ますと、平成22年が21.82%、平成27年が21.98%、令和2年は23.57%、10年間で未加入率が年々増加している状況にあります。行政区は地域コミュニティの支えとなる組織であり、住みよい豊かなまちづくりのため、地域の様々な活動を通し問題解決に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に資する団体です。このまま未加入世帯が増えていけば、まちづくりの理念である自助、互助、共助、公助が希薄になって、支え合い育み合う地域づくりができなくなっていくのではないかと心配しております。

そこで質問します。

未加入世帯の増加をどのように見ているか伺います。

2つ目として、未加入世帯があることで、どのような弊害があるか伺います。

3つ目として、未加入世帯をなくす方法として、どのような方法があるか伺います。

2つ目の質問です。

町民懇談会について。

町民懇談会は、地域の現状や課題、よいところや困り事などを話し合って把握し、町民の方が町行政に関心を持っていただいて、地域の将来像を考え合う場です。しかしながら、コロナ禍の影響で町民懇談会が開催されませんでした。町民本位のまちづくり、多くの町民の声を聞いて地域の課題を拾い上げ、町政運営に反映させることが、まちづくりの基本であると、町長談話、令和2年12月号に書かれてありました。

そこで、次の点についてお伺いします。

町民懇談会の開催ができなかったことに対する思いを伺います。

2つ目として、町民懇談会が開催されないことで弊害があったかどうかを伺います。

今年度中に町民懇談会を開催する予定はあるかお伺いします。

以上の2つの点について答弁をよろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 3番、高久議員の質問にお答えいたします。

初めに、行政区への未加入世帯の増加についてのおただしであります。

議員おただしのとおり、本町においてもほかの自治体同様に、年々行政区への未加入世帯が増加傾向にありますが、西白河地方の市町村平均71.3%、全国の同規模団体平均74.2%と比較すると、本町の行政区加入率76.4%は比較的高く、これも行政区長の皆様が分譲住宅建設時やアパート建設時の積極的な行政区加入の勧誘など、日々の活動のたまものであると感謝しております。

しかしながら、少子化、単独世帯化傾向となっている昨今、行政区への未加入において特に懸念しているのは、地域住民の連帯感が薄まり、非常時、災害時の協力体制の確保や、町の様々な情報の伝達に支障が出ると

考えております。

また、行政区はまちづくりの理念である自助、共助、公助の推進の核であり、地域コミュニティの支えとなる組織であります。今後も未加者や転入者へ行政区加入による協働のまちづくりの重要性について、広報やぶきや転入時に加入周知のチラシ等を配布するとともに、区長の皆様と十分に連携しながら加入促進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行政区への未加入世帯であることへの弊害についてのおただしであります。

さきの答弁でも触れましたが、広報やぶき等により周知される町や地域等のイベントや情報が届きづらい、また、ごみ集積所の利用や清掃等の維持管理における行政区との問題、さらに非常時や災害時における近隣とのつながりによる声かけなど、早期の安否確認がしにくい、避難所開設や運営についての情報伝達の遅延などが挙げられます。

このほかにも、行政区独自の活動として、子供会、老人クラブ、お祭り、スポーツなど、地域コミュニティイベントを通じた地区住民との交流による絆づくり活動、交通安全協会、子ども見守り隊、地区消防団を通じた防災防犯活動、害虫駆除、草刈りや花植え等の協働のまちづくりなど様々な活動を行っておりますが、そのような地域活動が低下してしまい、ひいては町全体に影響が出てしまうと考えております。

町といたしましては、行政区の加入に向けて地域活動のPRなどを行うとともに、行政区加入の相談に対し丁寧な対応を行い、行政区への加入促進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、未加入世帯をなくす方法についてのおただしであります。

本町では、転入者に対し、転入手続時に窓口での案内チラシの配布や、行政区長と連携し、行政区の活動内容や加入方法が記載されているチラシ等を用いて行政区への加入を呼びかけております。

また、今年度の新たな取組としましては、矢吹町区長会主催により全ての行政区長を対象として地域活性化やまちづくりに精通した講師を招き、行政区への加入促進や協働のまちづくりについての講演会が開催される予定と伺っております。

町といたしましては、今後も転入者等に対し積極的な行政区への加入促進に努めるとともに、加入した場合の業務負担の軽減を図るため、例えば、広報やぶきやチラシ等の電子配信による配達業務の簡素化など、デジタル化に向けた取組も検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、コロナ禍により町民懇談会の開催ができなかったことに対する思いについてのおただしであります。

議員おただしのとおり、蛭田町長が最も大切にしていることは、町民本意のまちづくりであり、多くの町民の皆様の声をしっかり聞き、町政運営に反映させることがまちづくりの基本であると考えております。

町長ご自身も、町長の職に就任する前の前職においても現場主義を通してきたと聞いております。町政においても、現場に足を運び、町民の皆様の声をじかに聞く機会をより多く設けることを大切にしたいと考えておりました。

町長就任当初より、その方法の一つと考えていたのが町政懇談会であり、令和2年11月には新型コロナウイルス感染拡大への不安はありましたが、対策を十分に講じながら、矢吹地区、中畑地区、三神地区において開催し、4日間で延べ103名の方にご参加いただきました。新型コロナウイルス感染に係る不安や、限られた日程による開催であったことから、多くの皆様にご参加いただくことがかなわなかったものと認識しております。

が、参加いただいた方からは、「高齢者の交通手段の確保に関する事業への取組」や「企業誘致を今後どのように進めるのか」など、ご意見やご要望をいただく貴重な機会となりました。

開催方法や時期を検討しながら、継続的に開催したいと考えておりましたが、議員ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は感染拡大と終息を繰り返すだけでなく、感染の大流行により緊急事態宣言が発令された期間もありました。大人数が集まる飲食を伴う懇親会や会合、感染拡大地域への不要不急の外出の自粛要請により、町民の皆様には大変なご不便をおかけしたと考えております。

各種事業の中止や規模縮小を余儀なくされ、人を集めることさえままならない状況であったことから、町長も大変残念な思いがあったと思いますが、町民の皆様の安全・安心のために感染防止を最優先に捉え、町政懇談会につきましてもやむを得ず開催を見送っておりました。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、コロナ禍により町民懇談会が開催されないことで弊害があったと思うかについてのおただしであります。

繰り返しになりますが、町民本意のまちづくりを進めるためには、多くの町民の皆様の声をしっかりと聞き、町政運営に反映させることがまちづくりの基本であり、その一つの方法として、町政懇談会が重要であると捉えておりましたが、町民の皆様の安全・安心のためにやむを得ず開催を見送っておりました。

このような経過はあるものの、町民の声を広くしっかりと公平に聞きながら町政を進めていくためには、町民の皆様及び議会、各種団体、行政が連携や協力をしながらまちづくりに参画していただくための取組を推進することが大切であると考えておりました。そのためには情報共有や情報発信が非常に重要であり、広報やぶきの町長談話コーナーで町政についての町長の考え方や思いを述べております。

また、町ホームページ等を通じて町民の皆様への確かな情報をお伝えするとともに、政策等の策定途中で事前にその計画等の素案を町民の皆様にご公表し、それに対してご意見、課題、問題点、情報等をいただくパブリックコメント等の制度も活用し、住民合意を得る機会を多く設けてまいりました。

また、矢吹町区長会主催の行政区長意見交換会では、地区ごとに行政区の抱える課題や取組、町への要望等をお聞きし、内容を共有することで、それぞれの役割を自覚するとともに、対等な立場で共通目標の実現に向けた取組として、協働のまちづくりを推進してまいりました。

さらに、令和4年度には町民の皆様と行政の直接対話の機会として、行政区総会の場をお借りして、行政区懇談会を開催し、懇談会の開催を希望する9つの行政区総会に直接赴き、町民の皆様のまちづくりに対してのご意見やご提案を多数いただき、喫緊の課題解決にととまらず、今後の町政運営に反映できるような貴重なご意見をいただくことができました。内容については関連する担当課と速やかに共有し、課題の改善に向けた対応を指示したところであります。

議員おただしの、コロナ禍により町民懇談会が開催されないことでの弊害を生まないよう、影響を最小限にとどめる代替案として様々な取組を行ってまいりましたが、今後も、住民合意を得る機会についてはさらなる充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、今年度中に町民との懇談会を開催する予定があるのかについてのおただしであります。

町政懇談会は住民との合意形成を図る上で町民の皆様から幅広い意見を聞き取りすることができる最善の機会であると認識しております。長らく開催の障壁となっていた新型コロナウイルス感染症についても、国の方

針により令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類へと移行となり、各地で人の流れが増え、かつての日常生活が少しずつではありますが着実に戻ってきていると感じており、町が主催するイベント開催等にも積極的に取り組んでいるところであります。

今後も、町民との懇談会も含め様々な方法で町民の皆様の声を聞く機会を設けながら、引き続き、町民本位のまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） まず1点目ですけれども、行政区未加入世帯の状況についてちょっと再質問させていただきます。

この未加入世帯の方に対して、広報やぶきはどのようになっておるでしょうか。配布されているかどうか。お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

未加入世帯の方から連絡が来たときに、改めて別途郵送するように対応しております。または、その方に役場のほうに取りに来ていただくとか、そういったお話をさせていただいております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） これ、そうしますと、要望がない場合はやっぱり広報やぶきは届かないということで理解してよろしいでしょうか。

まあ、いいです。これ、大丈夫です。

駄目ですか。それでいいですか。

要望がない場合は、広報やぶきは届かないということでよろしいでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

先ほどちょっと漏れてしまいましたが、公共施設にも設置させていただいております。そちらについて、その未加入の方、ご自分で取得するというような形、取っています。

なお、未加入の場合、特に連絡もない場合、うちのほうから改めて送るということはちょっとしてございません。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 私がこれ、未加入世帯の状況で、それをすごく心配しているのは、やはり情報共有がなされていないというのと、情報共有がなされていない場合のちょっと問題点として、例えば防災であったり、防火であったり、交通安全であったり、防犯であったり、あとはいろいろなレクリエーションとか、こういうものが全然伝わっていかない。住民相互の連絡も取れていないんじゃないかと思っております。

また、集会施設の維持管理だったり、環境美化、こういうものもその未加入世帯の方は全然手つかずになっていると思うんですね。そうすると、これ、協働のまちづくりをうたう矢吹町で、なかなかこれうまく、23.57%でしたっけ、の人が入っていない状況、これ令和2年の数字ですけれども、これ増えている状況にありますから、このままいってはいけないんじゃないか。

私、前回、同じような質問をさせていただきまして、いろいろ協議をしながら検討するということでしたが、これ区長会なり、区長様なり、行政区の皆さんとか職員の皆様も一生懸命、未加入世帯にならないように頑張っていてやっていただいているのは分かるんですけれども、いかんせん、この未加入率を見るとどんどん増えている状況、これは近隣市町村でも同じ状況。これ全国的にもこれ一緒なんです。

それで、これ何でこうなっているかという状況を見ると、核家族化になって、それで都市化になって、サラリーマン化して、サラリーマン等の進展で、地域の連帯の希薄、連帯意識の希薄化、自治会等への参加の低下を指摘し、その流れで自治会等に参加する意欲がだんだんなくなっている。こういう状況の中、このままではいけないんじゃないかと思っています、私。

もう少し、一歩進んだ加入促進をやっていただく考えはないかと思ひまして、私、これ町の条例で、自治会加入に関する条例を考えていただければなど思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

行政区に加入を正直、強制できることはできません。あくまで個人の自由意思になっております。

しかしながら、高久議員のほうでおっしゃっていただいたようなことについては、我々行政のほうでも非常に危惧しているところで、何とかしていかないと地域コミュニティが崩れてしまうというふうに、同じ考えを持っておりますので、今まだ、いつそういった条例等を整備できるかというところは断言できませんが、そういうある程度の強制力を持つようなところまで果たしてできるかどうかも含めてですが、今後の検討課題、検討とさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 全国的に見ますと、やはり条例をつくっている自治体は何個かありまして、そういうのを検討しながら、矢吹町もそっちに向けてやっていただければと思ひしておりますので、前向きに検討していただきたいと思ひます。

こういうことを、やはり自治会に入っていない人というのはいろいろなことに参加していないので、町民の方がやはり何なんだという思いがあるので、例えば、前回質問した寄附金もそうですし、環境美化もさっき言いましたけれども、そういうことがすごい弊害になってきていますので、そういうことをやはり町長の町政懇談会で、やっぱり町民の方は町長と話したいと思うんですよね。そういう意味でも、やはり町政懇談会も開いていただく、前向きに検討していただきたいし、この自治会に入る条例も前向きに懇談会でやっぱり、私が言っているというよりはやっぱり周りの町民の方が相当、これに関しては懸念していますので、どうか前向きに検討していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、3番、高久美秋君の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で、本日の一般質問は全部終わりました。

明日はまた一般質問を続けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

本日の会議はここで閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 5時31分）

令和5年6月13日（火曜日）

（第 3 号）

令和5年第438回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年6月13日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案の付託

議案第25号・第26号・第27号・第28号・第29号

陳情の付託

第9号・第10号・第11号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	総務課長	正木孝也君
企画・デジタル推進課長	国井淳一君	まちづくり推進課長	神山義久君
会計管理者兼総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君

保健福祉課長	山 野 辺	幸 徳 君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	鈴 木 辰 美 君
商工観光課長	柏 村	秀 一 君	都市整備課長	有 松 泰 史 君
上下水道課長	西 山	貴 夫 君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策監 理 監	阿 部 正 人 君
教育次長兼 教育振興課長	佐 藤	豊 君	生涯学習課長	渡 辺 憲 二 君
子育て支援 課 長	小 椋	勲 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 三 村 正 一 君

○議長（角田秀明君） 通告7番、7番、三村正一君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴席においでの方の皆さん、どうもありがとうございます。早朝よりの傍聴ありがとうございます。

約3年ぶりでマスクのない議会というか本議会が開催されるということで、非常に緊張しております。

また、私の一般質問と同じような質問が同僚議員からも出されておりますが、私なりの質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、私の一般質問の通告について一般質問をいたします。

1つ目は、農業政策についてであります。

質問の目的としましては、生活物価の高騰、肥料、農薬、農業資材の高騰で、町内の農業経営の継続が困難になってきており、高騰対策と農業経営支援が必要である。あわせて、耕作放棄地、遊休地の増加により、町内の田園風景が荒廃し始めている。環境保全の点からも農業者個人の自助努力ばかりでなく、町としても主体的に取り組むべき必要があると考えるので、その対策について町の考えをお尋ねしたいと思います。

質問しようとする背景でございますが、人・農地プランの策定に当たって、705名の水稻耕作者を対象にしてアンケート調査が実施されましたが、その結果について、矢吹町の農業経営者の現況をどのように把握して、策定されたのか。複合経営型専業農家、稲作専業農家、個別完結型の農家、それから、一部作業を委託、全部作業を委託している農家、それから、農地を貸付けしている農家の方、いわゆる小作の出し手としての農家の経営実態があります。これらについての実態の把握状況と計画策定の対策をどのようになされているのかをお尋ねいたします。

このうち、兼業農家は、農業以外でデータであります。農業以外で得た所得ということで訂正をお願いしたいと思いますが、所得で農業を行って、家業の農地と農家を守ってきたが、電気料や生活用品等の物価高騰で生活費用が増加したため、今までのように農業に支出が向けられない。加えて、ウクライナ戦争等により肥

料、農薬資材等が前年と比べて大幅に値上がりしたために、農業、農家を廃業、離農するような声が出ております。離農すれば、町外移転等により人口減少と結びつき、町の衰退は必至であります。町の支援、対策が必要であります。これらについてのお考えをお示しいただきたい。

町のテーマである田園のまちは、田や畑がきちんと耕作され、土地と人々が暮らすイメージであると考えております。耕作放棄地の増加は、この豊かな環境が守られなくなるおそれがあります。町はその対策をどのように考えているかをお尋ねします。

質問事項でございますが、矢吹町の農業経営者の現況をどのように把握し、策定されたのか。複合経営型専業農家、稲作専業農家、個別完結型、一部作業を委託、全部作業を委託、農地の貸付け、いわゆる小作の出し手としての経営実態がありますが、これらについての実態の把握状況と計画策定と対策をどのようにされているのかをお尋ねいたします。

農業対策の2番でございますが、農業、農家を廃業、離農するような声が出てきております。離農すれば、町外移転等により人口減少と結びつき、町の衰退は必至であります。町の支援、対策が必要であります。これらについてのお考えをお示し願います。

3番でございますが、耕作放棄地の増加は、町の環境保全問題と捉えて対策すべきであると思いますが、町はその対策をどのように考えているかをお尋ねします。

大きな質問項目の2番でございますが、空き家、空き店舗対策及び未利用公共施設の活用についてでございます。

町内の空き家、空き店舗について、情報を共有し利用拡大を図り、町の活性化に寄与したい。

それから、未利用公共施設、元中央公民館の利活用、解体後の利活用について、町の検討状況を確認し、最善策を考えていきたいと思っております。

質問しようとする背景や経緯でございますが、町内の空き家、空き店舗が非常に多く目についております。これらは個人の資産であります。町の環境資源であり、町の活性化のためには、重きを置いて取り組む必要があると考えております。町は町内の空き家、空き店舗をどのように把握し、その利活用対策をどのように考えているのか。この取組に対する住民の周知はなされているかなどについて検討いただきたい。

移住定住促進の空き家バンクについての考えをお尋ねいたします。

地域振興のアイデアを持つ企業などに未利用施設を売却、貸与するという福島市の提案型民間活力導入制度で契約者が決まったという報道がありました。人口減少と少子化を背景に増える小学校の廃止したやつ、廃校などを有効活用の知恵を絞っております。独自の制度のノウハウや成果、課題を共有し、新たなモデル構築につなげてもらいたいとの新聞報道がありました。当町での未利用公共施設、元中央公民館の利活用、解体後の利活用について、議員による現場状況の視察、耐震、アスベスト、老朽化等で解体及び再利用の調査費用の予算については承知しております。取壊し後の土地についてどのように利用するのか。解体費用と解体後の土地の価格について、それらの検討状況についてどのようにやっているのかをお伺いたします。また、建物再利用については、どのような施設、利用方法で調査を依頼するのか、町の検討状況を確認したい。

質問事項でございますが、町内の空き家、空き店舗が非常に多く目についております。これらは個人の資産であるが、町の環境資源であり、町の活性化のためには、重きを置いて取り組む必要があると考えます。町は

町内の空き家、空き店舗をどのように把握し、その利活用対策をどのように考えているか、各地区ごとの空き家、空き店舗、空き地の数を数値でお示し、移住定住促進と空き家バンクの考え方をお示しいただきたい。

2番目でございますが、未利用の公共施設、元中央公民館の利活用、解体後の利活用について、町の検討状況をお尋ねします。調査費用、解体費用の概算、解体後の土地の価格、リノベーション工事費用概算等について数値でお示しをいただきたい。

元公民館の解体について、解体費用が売却予定収入を超過した場合等について、どのように検討がなされているかをお尋ねいたします。

大きな質問項目の3番目でございますが、公共交通の推進事業についてでございます。

質問しようとする背景については、公共交通推進事業で、地域住民に特に免許を持たない高齢者や年々増加する高齢者の免許返納による受皿としての移動手段として、住民の期待度の大きい事業であります。町は、さきに行き活きタクシー事業を開始し、その後、町民の声を聞きながら、その事業の利用拡大に努めております。さらなる利用の向上を図るため、令和4年度の計画対実績、費用対効果を検討いたしたい。

令和4年12月1日より開始した矢吹町コミュニティバスの実証実験運行について、昨年度の計画対実績を利用者、経費を検討し、事業効果を検討したい。

質問事項でございますが、令和4年度の行き活きタクシーの利用計画及び利用実績、予算と経費、費用対効果、利用者数、延べ利用者数、1人当たりの経費補填額について数値でお答えいただき、その結果についてどのように事業評価をしたかと、令和5年度の取組についてお伺いいたします。

質問項目の2番でございますが、令和4年度コミュニティバス運行実証実験運行の利用計画及び利用実績、予算と経費、費用対効果について、利用者数、金額ベースでお答えいただき、その結果についてどのように事業評価したかと、令和5年度の取組についてお伺いいたします。

3番目でございますが、コミュニティバス事業について、運行実証実験後の事業目的、目標等についての検討状況をお尋ねします。

以上、質問いたしましたので、よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴にお忙しい中、来られた皆様、ありがとうございます。励みになります。

それでは、7番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業政策についてのおただしであります。人・農地プランの策定による農業経営の現況把握につきましては、現在、農業者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地が増加傾向にある中、農業生産の効率化に向けた農地の集約化を推進するため、5年後、10年後の地域農業の将来において、中心的な役割を果たすことが見込まれる担い手への農地集積及び農業者や農業団体等が地域の現況や将来の課題や実態を把握し、実現性を高めるための将来方針を定め、地域で共有することを目的に、国の法律に基づく人・農地プランの策定を義務づけております。

本計画については、地域農業の現状、課題、担い手への農地の集約化に関する方針等を策定する必要があり、農業経営の実態把握のため、令和4年2月、町内715名の水稲耕作者を対象に、専業農家、兼業農家等の農業経営の状況、農業者の年代や後継者の有無、作業委託の状況、今後の営農意向を確認するためのアンケート調査を行っております。アンケート調査の結果では、経営規模を拡大したい農業者が約10%、現状をこのまま維持する農業者が約50%、残りの約40%の農業者が近い将来、離農したい、農地を全て貸したい、譲渡したいとの結果が出ております。離農等を考えている背景には、米価の下落や後継者不足、農業機械の老朽化等が要因であると分析しておりまして、それに加え、議員おただしのとおり、昨今の農業資材の物価高騰により、特に酪農等の畜産農家や兼業農家等の農業経営はさらに圧迫され、今後も先が見えない状況にあり、離農者や耕作放棄地を増やさない対策が喫緊の課題であると認識しております。

本町では、アンケート結果と耕作地の地域性等を踏まえた町内全域を19地区にエリア分けした人・農地プランの策定を進めており、間もなく公表する予定でおります。今後は、当該計画をさらに詳細な計画とする地域計画の策定を令和6年度末までに進めていく予定もしており、農業委員会、町内両JA等の関係機関と連携し、地域内の農業者と農業経営の実情や農地の集積、維持の方針、10年後の地域農業の目指すべき姿等について十分な話し合いを行うため、現在、準備を進めております。農業が厳しい状況に直面する中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、人と農地の問題を一体的に解決することや、誰が地域農業を守っていくのかが最も重要であり、農業者の皆様が将来も安心して農業経営や農地の集積、維持に取り組めるよう、地域農業の将来像を農業者の皆様と継続的に意見交換を行いながら、一緒に考えてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業者の離農による人口減少とならないための支援と対策についてのおただしであります。

先ほどの答弁と一部重複いたしますが、農業者の現状については、米価の下落や高齢化、後継者不足に加え、昨今の農業資材等の物価高騰により、離農者や耕作放棄地増加の歯止め対策が喫緊の課題であると認識しております。

町独自の支援の取組については、令和3年度には、米価下落緊急対策事業として水稲種子、種です、種もみ購入費用に対する助成、令和4年度には、農業資材等の物価高騰対策として水稲農家への肥料高騰対策、施設園芸農家への燃油高騰対策、畜産農家への飼料高騰対策を緊急的に実施し、将来へつなげる支援を行ったところであり、その財源の一部には、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングという新しい仕組みに挑戦しまして、この取組に共感いただいた全国から156名の支援者のご寄附と温かい応援メッセージをいただいております。

ガバメントクラウドファンディングは、農業関係について、言わばこういった農業支援を行うという自治体が旗印を掲げて、全国の支援していただけるという方々から浄財を頂くと、これをふるさと納税の仕組みを活用した形で行うということでありまして、自治体では全国初の試みでありました。非常に、畜産農家をはじめ苦境にあるということを見ていただいた視聴者の方々から、九州から、全国至るところから寄附と、それから、大変ありがたいことに農家に対する温かい応援メッセージをいただいたということで、皆、大変感動、感謝しております。

また、耕畜連携による有機肥料の利用拡大を推進するため、堆肥購入に対する助成を継続して実施しており

ます。今年度からの新たな事業として、国や福島県の補助事業の対象とならない新規就農者への就農支援や、農業機械購入に対する費用の一部助成、家畜伝染病等の予防接種に対する助成を支援する予定であります。

先の見えない厳しい状況が続く中で、本町の基幹産業である農業の持続のため、本定例会において、兼業農家等も対象とした物価高騰対策予算を計上させていただいたところでもあります。今後も、本町の農業が持続的で元気なまちであるよう、関係機関と連携し、農業者目線に立った支援を継続的に実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、耕作放棄地の対策についてのおただしであります。藤井議員の答弁と一部重複いたしますが、農業委員会では、毎年8月から9月頃にかけて、町内全ての農地について、農業委員及び農地利用最適化推進委員が1筆ごとの農地の利用状況について現地確認を行う農地の利用状況調査及び荒廃農地状況調査を実施しております。その調査により、農地の状況を耕作中、農地として再生可能な状況、農地としての再生が困難な状況の3区分で判定しております。

農地として再生可能な状況と判断された農地については、将来、耕作放棄地となるおそれがある農地として対策を進めるものとしております。具体的な対策といたしましては、農地所有者に対して利用意向調査を行い、今後の農地の利用についてどのように考えているのかを確認し、自分で耕作できる場合は耕作再開をお願いし、自分で耕作できない場合は、代わりに耕作してくれる方を探す活動をしております。

また、農地としての再生が困難な状況と判断された農地については、現在、計画の策定を進めている地域計画において、地域内の農業者と農業経営の実情や農地の集積、維持の方針、10年後の地域農業の目指すべき姿等について十分な話し合いを行い、検討してまいります。

耕作放棄地になる要因は様々であります。一つには、農業従事者の減少、昨今の米の価格の下落、そして、燃油や農業生産コストの急激な上昇が考えられます。また、もう一つの大きな要因として考えられるのは、農業機械の大型化が進んだことにより、農業生産には不向きである不整形な農地や狭小な、狭い、あるいは、形がぐちゃぐちゃであったり、そういった非常に使いにくい農地が耕作されなくなっていることが挙げられます。町といたしましては、このような農地については、圃場整備の実施を計画しており、現在、館沢、大町地区が進行中であります。その他複数の地区についても、圃場整備の実施を検討しております。

今後は、地域で大規模に経営している担い手の皆様に農地を集約していくことはもとより、農業以外にも収入の柱となる仕事をしている兼業農家や、最近注目されている収入を得るための農業ではなく、半分の労力で自分が食べる分だけを作っていく農業という、言わばちょっと新しい半農半X、半Xというのはいろんなことをやっているということです、の方や、また、新たに農業参入を考えている企業等の多様な担い手の方々がいらっしゃいます、こういった方々に広く関わっていただくような仕組みづくりについても、調査、研究をしてまいりたいと考えております。

町といたしましては、耕作放棄地の増加は、景観的、環境的にも好ましいことではない、爽やかな田園のまちということが崩れてしまう。そのため、本町のキャッチフレーズであるさわやかな田園のまちを今後も守り続ける、美しい景観を未来に、子供たちに、孫たちにも引き継いでいくということでもあります、今後も守り続けていくために、農業委員会や町内両JA、そして、土地改良区等の農業関係機関と連携し対策を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、空き家、空き店舗対策及び未利用公共施設の活用についてのおたかしであります。

初めに、空き家、空き店舗の把握状況及びその利活用対策について、本町では、平成29年度及び平成30年度の2か年で町内全域を対象とした空き家調査を実施しております。平成29年度は、課税情報や世帯情報、上下水道の使用状況等のデータを集計し、空き家の可能性が高いと思われる推定空き家、これが310棟あることが分かっております。平成30年度には、推定空き家の現地調査を実施し、219棟を空き家と判定したところであります。この空き家の判定は、個人情報保護、その他もろもろがあつてなかなか難しいんです。

おたかしの地区ごとの空き家、空き店舗の数であります。矢吹地区は空き家が137棟で、このうち空き店舗とされる店舗、事務所等の併用住宅が10棟、中畑地区は空き家が39棟で、このうち空き店舗とされる店舗、事務所等の併用住宅が2棟、三神地区は空き家が43棟で、このうち空き店舗とされる店舗、事務所等の併用住宅が1棟であります。なお、空き地ではありますが、この空き地につきましては調査対象としおりませんので、実態がまだ把握できておりません。

また、昨年度から町内にある空き家を有効活用するとともに、移住定住を促進し、地域の活性化を図るということで空き家バンクを設置しております。5月末現在3件の登録申込みがあり、うち1件が登録済みとなっております。新規登録や利用申込みの方法、登録物件の情報については、町ホームページで公開しております。今後も引き続き福島県と連携し、福島県もこういった活動かなり一生懸命やっております。町の移住定住事業や県の「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業を活用し、移住支援制度の情報発信と登録物件の充実を図ってまいります。

また、昨年度に矢吹町空き店舗対策事業補助金交付要綱を改正しまして、補助対象地区をこれまでの中心市街地から町内の全域に拡大し、空き店舗の解消と利活用の促進に努めているところであります。

今後も空き家の状況把握に努めながら、空き家の解消につながるよう各種の施策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、未利用公共施設の利活用についてのおたかしであります。

現在、本町において未利用となっている公共施設につきましては、議員おたかしのとおり、旧中央公民館があります。旧中央公民館につきましては、令和2年10月から約2年半以上使用されておらず、その間にも令和3年2月及び令和4年3月の福島県沖地震で2度にわたって震度5強が記録されるなど、建物への影響が懸念されるところであります。

また、旧中央公民館の周辺は、矢吹小学校、善郷小学校、矢吹中学校の通学路となっており、防犯上の観点からも町としては速やかに解体することが必要であると考え、これまでの議会定例会の中でも答弁をさせていただいたところでありますが、令和4年12月議会定例会において安井議員から、解体した場合と改修をした場合のコストの比較を行い、町民に公開する予定はないのかとご質問がありました。

そのため、令和5年1月議会臨時会において予算を計上し、解体した場合の設計額のほか、比較資料として、改修した場合の設計額や老朽化の状況調査を追加して業務委託を行っているところであります。調査等の結果につきましては、令和4年度末までにはお示しできるように作業を進めているところではあります。建物内部の劣化状況の確認に予定より多くの時間が必要となっております。予算を令和5年度に繰り越し、現在も調査を続けているところであります。

なお、業務委託が完了した際には、解体、改修、それぞれの費用等に関する比較、検討を行い、その結果について改めてご説明をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

失礼します。

失礼しました。続けさせていただきます。

次に、解体費用が売却収入を超過した場合のおただしであります。

現時点において、建物を解体した後の利活用方法については、具体的に決定されている状況ではありませんが、仮に用地を売却した場合について申し上げるとすれば、公用地を売却する際は、原則として一般競争入札の方法が取られることとなります。その際の最低売却価格については、不動産に関する国家資格である不動産鑑定士から聴取した鑑定結果を基に、適正な売却価格を決定することとなります。

したがって、議員おただしのとおり、売却の解体や整地等にかかった金額によっては、費用が売却額を上回る可能性も考えられます。しかしながら、旧中央公民館の所在地については、町の中心市街地に位置し、近くには幼稚園や小学校もあり、通勤通学に非常に便利であることから、多くの需要が見込まれる土地でもあります。解体費用等のほうが超過したとしても、土地が継続的に使用されるのであれば、将来にわたって固定資産税等の収入が見込まれることから、今後の利活用を検討する上で、売却も有効な手段の一つではないかというふうに考える次第でございます。

いずれにいたしましても、まだ正確な解体費用等の算出ができていないことから、現時点で詳しい説明を申し上げることはできませんので、もう少しお時間をいただきたいと考えております。解体等に係る費用が分かり、コストの比較ができ次第、早急に利活用案を提示させていただき、議員の皆様の意見をお伺いしながら、有効な利活用方法について検討をまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和4年度の行き活きタクシー利用計画及び利用実績、予算と経費及び費用対効果についてのおただしであります。

行き活きタクシー利用料金助成制度につきましては、本町に住所を有し、当該年度末日で満70歳以上の方で町税等を滞納していない世帯の世帯員を対象としております。事業内容につきましては、町内での利用で月10回までを限度として、タクシー料金は500円を超えた分を助成する事業であります。

利用実績、予算及び経費につきましては、年度ごとの比較としまして、事業開始年度の平成30年度は、実人数31名、延べ利用者数89名、1人当たりの平均助成金額1,523円、予算額10万8,000円に対し決算額が4万7,220円。次の令和元年度は、実人数81名に増えまして、延べ利用者823名、そして、1人当たりの平均助成金額は6,319円、予算額72万円に対し決算額は51万1,900円となりました。次の令和2年度であります、実人数84名、延べ利用者767名、1人当たりの平均助成金額が6,229円、予算額96万円に対し決算額が52万3,250円であります。次の令和3年度は、実人数222名、延べ利用者3,295名、1人当たりの平均助成金額が1万601円、予算額が236万円に対し決算額235万3,620円であります。令和4年度は、実人数284名、延べ利用者数が4,748名、1人当たり平均助成金額が1万3,975円、予算額408万円に対し決算額396万9,130円となっております。

実人数、延べ利用者数とも、平成30年度から比べると大変大きく増えております。これは、使いやすいために、アンケート等を相当行いまして、それについて利用者様のどうやったら使いやすくなるかということを開いた上で改善を図ってきたということも大きくあるかと思っております。

事業評価につきましては、年々登録者及び利用者数は増加しております、利用者の負担軽減の対応としまして、負担額を当初の800円から500円に減額し、毎月の使用制限も当初の4回から10回に増やしております。利用者からも好評を得ている事業であり、高齢者の移動支援に有効であると評価しております。

しかし、今後の事業拡大については、新型コロナウイルスの影響で、これは矢吹に限らず新白河もはじめとして各地で同様な状態にあります、タクシーがどんどんなくなっていると、運転者もいない、これはテレビ等でも皆さんよくご覧になっているかと思いますが、タクシーの供給体制がかなり縮小していると、夜の街に人がいなくなり、タクシーがどんどん減らされてきたと。そのために行き活きタクシーに使われるタクシーも、お願いしているタクシー会社さんのほうでどうしても供給体制が十分でないという状況が続いております。これは、今、5月8日にコロナが2類から5類になり、そして、行動制限が解除され、今、大きく人々の行動が、人流が変わっておりますが、一旦減らされたタクシー会社の社員であったり、それから、タクシーの在庫であったり、そういったものはすぐに回復するわけではありません。そのことが課題であるかなというふうに思っています。

ちょっと失礼します。

続けます。

このタクシーの供給体制がすぐにコロナ前の状況に戻るものではないため、利用したい時間帯に空車がない、空いている車がないとの利用者の声もいただいております、需要と供給のバランスが課題となっております。

令和5年度におきましては、このような課題の解消も含め、利用者データの取りまとめやアンケート等を実施し、移動手段を持たない高齢者の生活の支えとして、これが最も大事であります。移動手段を持たない高齢者の生活の支えということであり、いただける仕組みの検討を進めるということで、本事業を含めた新たな公共交通体制、ちょっと言うと硬いですが、要は、移動手段を持たない、あるいは、将来、免許の返納も含めて、持たなくなる、2年後、3年後、5年後となれば、多くの方が移動手段を持たなくなる、そういう方のために、どういった形で高齢者の足を確保し、高齢者が活発に活動していただき、健康を維持していただくことも含めて、それをやっていくかということが最大の課題だと思っております。公共交通体制の構築はそういう意味であります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和4年度のコミュニティバス運行実証実験の利用計画及び利用実績、予算と経費、利用者数についてのおたがしであります。

あくまでこのコミュニティバスというのは運行のための、先ほど最後に申し上げた、何で公共交通をしっかりとやるのか、そして、お年寄りの足を確保するためにどういった形でやるのかを研究、検証するのか、そのままに実証実験であります。これは商売ではありません。そこをよくご理解いただきたいというふうに思います。

利用計画及び利用実績、予算と経費、利用者数についてのおたがしですが、コミュニティバスにつきましては、交通手段を持たない方の移動手段を確保する施策として、以前は、あゆり温泉バスがその役割の一端を担っておりました。その中で、あゆり温泉バスによる移動が困難な高齢者の移動を支援するため、矢吹町公共交通ネットワーク検討協議会において行き活きタクシー利用料金助成制度が検討され、年々利用者は増加傾向にあります。その後、新型コロナウイルス感染症や震災の影響により、あゆり温泉バスが休止することと

なり、地域公共交通の基盤となる移動手段が存在しないという、大変厳しい状況になってまいりました。

このような状況の中、令和3年度に実施したアンケート調査では、巡回バスの実施を望む声が大変多い結果となりました。高齢者以外の幅広い年代の方を対象とした移動手段の確保のため、各公共施設、そして、主要商業施設へ向かう巡回バス、実証実験の実施を検討することといたしました。令和4年度の実証実験につきましては、12月から3月までの間で67日間運行し、利用者は延べ680名、1日当たりおよそ10名となっております。支出につきましては、チラシやステッカーの広報資材、実証実験運行业務委託など合わせた予算額が749万7,000円、決算額が658万4,974円であります。

次に、事業の評価であります。今のところ、利用者はまだ少ない状況にあります。それは、じゃちよっと先ほど申し上げたようなことを少し念頭に置いていただければと思うんですが、今年3月に町内在住の方を無作為に抽出して実施したアンケート調査では、認知度は7割を超え、認知度は上がってまいりました。ようやくです。そして、利用した方のうち約8割の方はまた利用したいと、再度利用したいという結果が得られております。逆に利用したことがない理由、これは、停留所が遠い、自分の好きな時間に利用できない、それから、まだ自分が運転できる、そして、今はまだ必要ないという意見が多く見られます。

しかし、こういったことを言っている状況がいつまで続くのでしょうか。免許返納であるとか、それから、家族がいつでも送ってくれるという状況をいつまで確保できるのかというのは、私は心配しております。その他の意見として、免許返納後は利用したいので、それまで事業が継続してほしいと言っておられます。お年寄りだけでなく、中高生の送迎やスポーツ少年団の練習にも使えると便利だと思うといった意見もありました。これにつきましては、昨日の質問にも類似の質問がございましたが、この今の運行しているバスは、こちらのほうにも向ける可能性をしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

なお、アンケートについては、集計、分析作業中であり、後日、公表予定でございます。

アンケートの結果から、今現在の利用者数で判断するのではなく、将来にわたり必要な取組であり、町民の期待する声、改善すべき点が把握できたということは実証実験、これは事業ではなく実証実験であります、実証実験として多くの成果を得られていると高く評価しております。

このようなことから、令和5年度では、さらに改善を図るため、7月に矢吹町地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、9月には、有識者のご意見やアンケートによる利用者のニーズを反映した矢吹町公共交通計画書を策定する予定であります。申し上げた様々なこういうご意見を踏まえながら、しかし、将来どういう公共交通体系、皆さんの、特に高齢者や、先ほどの学童の方々の送迎やら様々なことも含めて足を確保するのかということ、非常に大きな町の課題でありますので、そういったことをしっかりと検討していきたいということとあります。本事業についての計画内容等につきましては、広報やぶきや町ホームページ等で周知するとともに、引き続き矢吹町コミュニティバス実証実験運行を実施していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、コミュニティバス事業について、運行実証実験後の事業目的、目標等の検討状況についてのおただしであります。まず、目的であります。

自家用車等、自分で移動手段を持っている方、そうでない方、公共施設や商業施設に近い方、そうでない方も、誰もが町内移動を便利に、そして、安全・安心に行える環境、そして、様々な、特に高齢者が活動ができ

るようにということがあります、を整備することです。

次に、目標等の検討状況であります、先ほどの答弁で一部重複いたしますが、利用時間やバス停に関するアンマッチ、なかなか先ほどの行きたい時間にそれがなく、そういったことについて、町民のニーズへの対応、利便性が課題であり、あるいは、停留所が遠いというのもありました。実証実験後の本格運用におきましては、再度アンケート調査を行い、課題を含め集約した利用者のニーズに沿った事業となるよう目標を定めることとしております。

また、これからの取組といたしまして、新たに路線バスと、今のが基本的には路線バスです、これと、言わばタクシーの中間的位置づけでA Iを活用して、よく言われておりますA I、そして、タクシーの利便性を備え、多様で柔軟に対応できるA I デマンドバス運行、乗り合い的なことであつたり、それから、来てほしいところに来てくれるというところが、将来に向かっては大きな課題でもあるけれども、恐らくその方向に行くんだろうと。

昨日もちょっと説明したので、言わばこういう i P a d であるとか、こういうものでより使い方を本当に簡単に、地図を広げてA地点からB地点へ何時に来てほしい、そうすると、今、バスは大池公園の辺りに行くから、あなたのところに行くまでは10分ぐらいですよというようなことが出てきて、それを待っている。例えば、そういう姿だと思います。そこはまだもうちょっと時間かかるかもしれませんが、そういうところにするために、それも一つの到達点で、のためにたゞいま実証実験等もやっているようなことであると私は思っております。今、A I デマンドバスを検討しておりますし、自動運転バスも検討しているという状況です。

現在、コミュニティバス実証実験と並行し、A I オンデマンドバス運行について先進地である喜多方市、喜多方市が先進地であり、の運行方法、取組について議員の皆様と視察を行い、情報共有を図りながら、A I オンデマンドバス実施計画の作成、テスト運用について検討してまいります。今後とも当該事業につきましては、町民の皆様へ利便性はもとより、安心してご利用いただけるように、特に安全面に配慮した運行と利用者ニーズに合わせた公共交通施策に努めてまいります。様々な声を聞いて実現してまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） それでは、農業政策についてお尋ねをいたしたいと思っております。

農業者の経営支援についてご答弁がございました。ご答弁ありがとうございました。長時間にわたって朗読ありがとうございました。

農業者の経営支援、ご答弁の中に、兼業農家についてもそれらの対策を行っているということでございますが、それにそれらの対策、具体的にはどのようなことだったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、三村議員の再質問にお答えしたいと思います。

兼業農家を含めた農家支援ということでございまして、先ほど答弁でも一部触れましたが、令和3年度に米価下落緊急対策事業として、水稻種子購入費用を助成させていただきました。こちらにつきましては、面積当たりというか、種子の購入量に対しての助成でございますので、兼業農家を含めた農家に対しての支援ということで認識してございます。

また、昨年度実施いたしました農業資材高騰物価対策事業としまして、こちらも水稻農家へ肥料高騰対策事業ということで、こちらにつきましても面積当たりで助成をしてございますので、全ての農家の方に対しての助成ということで、町としては認識しております。

答弁につきましては以上とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

○7番（三村正一君） 議長、令和5年度の答弁もいただきたいんですが、令和5年度の計画がありましたらばよろしくをお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 三村議員の再質問にお答えしたいと思います。

令和5年度の予定ということでございますが、令和5年度につきましては、今回の6月補正のほうで予算を計上させていただいておりますが、まず、稲作農家に対しては、農業資材高騰対策ということで、こちらにつきましても10アール当たり1,000円ということで、現在、検討してございます。その他、施設園芸農家に対しまして燃油電気代高騰対策、また、農業水利施設等ということで、揚水機場やライスセンターなどの電気代高騰対策ということでの助成を検討しております。また、畜産農家に対する飼料高騰対策ということも今回の予算のほうに計上させていただいております。総額で約3,500万円の農家支援事業の予算を本議会に計上させていただいたところでございます。

答弁は以上とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 耕作放棄地の報告がございました。耕作放棄地150町歩があると、全体の面積の約6%が耕作放棄地というか、農地として再生が困難であるというような土地がそれだけあるよということで、このまま行けば、一部はもうなっていると思うんですが、耕作放棄地というような形の中で、荒れ放題になっていく可能性もあるというようなことを捉えているわけなんですが、これらについては、今後、これらを、ご答弁では、JAや農業委員会等でこれらの解消を図っていくという答弁でしたが、やはりそれだけでは、所有者自体が動いてくれるのかどうかということが心配なんですが、その辺についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、三村議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、先ほど答弁でも触れましたが、人・農地プランから地域計画のほうへ移行するような手続を今、取っているところでございます。こちらの地域計画につきましては、それぞれの地区で農家の皆さんに話し合いをしていただきまして、10年後の目指すべき姿について話し合いを進めさせていただくこととなっております。そこで、その地区の抱える課題などを明確にした上で、どのような対策が可能かということを具体的に話し合いの中で方向性を見いだしていければと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ご答弁の中に、今後も先が見えない状況にあつて、営農者や耕作放棄地を増やさない対策が喫緊の課題ということで認識しているということでございますが、これらに対応する窓口というのはどこが相談窓口になっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、三村議員の再質問にお答えしたいと思います。

窓口につきましては、町の農業委員会と、あと、農業振興課のほうに相談していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） さわやかな田園のまちを今後も守って、美しい景観を未来に引き継ぐということですが、今、矢吹町で景観を守るのに各行政区の事業で30万円ずつ支給して花をいっぱい町の中に飾っていただいたり、そういった景観やっております。そういった景観の中の一つとして、これ所有者の意思にもよると思うんですが、耕作放棄地でどうにもならないような、リストを作って、そういった中で、強く言えば代執行みたいな形でNPOかその区の人をお願いするかで、草刈り作業か整備をお願いするようなことも考えてはいかかかなと思うんですが、それらの予算措置もあればなと思うんですが、そういったことについてのお考えはございませんか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、三村議員の再質問にお答えしたいと思います。

農業振興課関係ですと、多面的機能支払交付金事業ということを実施してございます。こちら現在、26地区で取り組んでおられまして、その事業の中で花いっぱい活動ですとか、あと、用水路を土側溝からU字溝に替える事業、また、農道整備などということで、農村環境の整備をするような事業もございまして、町のほう

にご相談いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ぜひ農振地区以外の地域もこういった荒廃というか、こういった耕作放棄地でございますので、それらに対応できる予算の計上というのをご検討いただくことを要望して、農業問題についての質問は終わりたいと思ひます。

次に、空き家、空き店舗対策の未利用関係でございますが、それについてお尋ねをいたします。

空き家、空き店舗、非常に多くの空き店舗があったということで、矢吹地区で137棟、中畑で39棟、三神で43棟ということで、これらの調査の中で、これら所有者は全部売却とか貸家の意思があったのかどうかの確認はされたのかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工観光課課長、柏村秀一君。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

空き家調査をしたことについて、意向確認を行ったのかとご質問ですが、平成31年に現地調査によって空き家と判定された210軒についてアンケートは行っております。回答率は52.9%になっております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 今のご答弁ですと、意向は空き家だったという実態を確認したということのご答弁だったということでよろしいですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工観光課課長、柏村秀一君。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

意向調査のアンケートにつきましては、幾つかの項目でアンケートを行っております。まずは、対象家屋についてどのような状況になっているのか、それから、所有者について、それから、現状と要因、それと、管理はどうなっているのか、それから、今後の活用などについて調査を行っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 今後の活用についての調査を行ったということで、実際、空き家があったとしても、所有者が貸したいとか売りたいとかというような意向がなければ、幾らこちらで気をもんでも、実績というか空き家バンクの利用が増えないんじゃないかなというような意味で質問しているわけなんですけど、今、空き家バ

ンクが209軒調査した中で1軒しか登録されていない、3軒の登録の申込みがあるというようなことでしたが、非常に少ないわけなんです、この登録しない原因はどのような理由かをどのように捉えておりますか。登録していない理由についてをどのように捉えているかをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工観光課課長、柏村秀一君。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

空き家バンクの登録軒数が少ないのではないのかとのご質問であります、まず、空き家バンクにつきましては、今年の3月に設置をいたしました。4月の広報やぶきのほうで周知を図っているところでございます。ですので、設置後少し間もないということが一つの原因かなと考えております。それから、3軒のうち登録が1軒のみになっております。その2軒はどうかといいますと、申込みをいただいた後に物件調査を協定を結んでいる不動産会社と一緒に調査を行っております。調査の際には、例えば、トイレや浴室、台所、居室がきちんと使えるのかどうか、そういったところを調査をした上で登録を行っているということで、このような結果になっております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 登録しない原因というか、登録軒数が少ない原因は、今年の3月から空き家バンクを開始したというようなことでの利用が少ないということで理解をいたしました。先日、私の知人が東京に引っ越して空き家になったということで、泉崎の住宅が空き家になっておってそれ売れたわけなんです、須賀川市から一つの夫婦で子供2人の人が移って、そこに住むようになったということをお聞きしたんですが、空き家ってすごく移住定住というか、人口対策にも大きく寄与するものだなというふうに考えて、この空き家、空き店舗対策、重きを置いて進めていただきたいなというふうに思っておりますので、今後とも空き家バンク活性化するようにお願いを申し上げたいと思います。

続いて、未利用の公共施設の利活用ということで、旧中央公民館の施設についてご答弁をいただきました。

私のほうでも3月の議会でお尋ねの中で、解体費用だと1億2,000万、改築だと6億円というような、そういった説明がございましたが、これらの利用目的と内訳はどのような内容だったのかをお尋ねしたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課課長、正木孝也君。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

まず、概算の費用であるということをお話しさせていただきます。解体工事費用につきましては、直接工事費が建物で5,000万円、電気工事で320万円、機械設備で500万円、計5,820万円で約6,000万円、これに対して諸経費としまして直接工事費の2倍として見積もりまして、1億2,000万円とご説明申し上げたこと

ろでございます。

改修工事費用につきましては、建物が1億3,600万円、電気工事、これはLED化するものですが、6,900万円、機械設備が5,800万円、エレベーター設置がありますので、2,500万円の計2億8,800万円で約3億、これに諸経費を2倍と見積もりまして約6億円と、あらあらの概算で試算したものでございます。

なお、この試算につきましては、あくまでも建物本体の解体、改修のみの比較として算出しておりますので、ご了解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 解体、改修の予算、建物本体ということですが、本体以外にどのような経費がかかるのかは算定したのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課課長、正木孝也君。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

建物以外というところで、敷地内に駐輪場、陶芸室、物置等、また、外構等、様々なものがございますが、今回算出しているのはあくまで建物の比較ということで算出したので、そちらの解体等に係る費用は算出してございません。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 改築の場合の6億円の費用なんですが、これは改築は利用目的を何で改築の予算を立てたのかということをお尋ねしたいですが。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課課長、正木孝也君。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

改築を何を前提として改築というご質問だったかと思うんですが、まだ、あくまでも解体を前提としておりますが、仮に改築した場合のということであって、その利活用の目的といいますか、そこまでは想定しておりません。ただ、もし改築する場合には、公共施設でございますので、今の現在の基準に則した、例えば、県の人にやさしいまちづくり条例であるとか、そういったものに準拠した内容でバリアフリーであるとか、エレベーター設置、そのようなものも踏まえて利用者の利便性、また、安全性の確保というところに十分配慮した改築というところで検討しております。試算しております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 目的はないけれども、今の建物をそのまま改修した場合にというようなことでの予算が6億円だというようなご答弁だったと思います。そのように理解をさせていただきました。土地と建物解体した場合の今後の見積りは、土地の今後の不動産鑑定士の評価によるということでしたが、あそこ3,100平米しかない土地で実質有効、3,100のうち大体3割は道路とか何かで取られるので7割ということになると、かなり面積的には大体2,100平米ぐらいの面積しか売却面積にならないとすれば、あまり大きな収入は期待できないのではないのかなというふうに思って、解体費用との差額について質問させていただいたところでございます。

それで、今、解体の話と、それから、改修の話、改築の話は出たんですが、前日、あそこの施設をそのまま使いたいというような、そういった町内の人からのお話を伺いました。ぜひそういった面で、この公民館を使って、町おこし、地域おこしに役立てたいというような、道の駅のような、似たようなものを取り組んでいきたいというような話が出てきましたので、その具体性どうなるか分かりませんが、ぜひ相談に乗っていただいて、そういった活用方法も一つの案として取り組んでいただけるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課課長、正木孝也君。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

議員ご承知だとは思いますが、今の建物の状況そのまま使うということは耐震性等の課題はありますが、利活用について有益な現実性の高いものであれば、当然検討させていただきたいと思いますので、様々なご意見よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 昨日、蛭田町長、町民の声を聞いて政策実行していくということで話ありましたが、町民の声を聞きながら、町民のそういった意欲を支援して町をおこしていくということも一つ大きな施策の進め方だと思いますので、ぜひともそういった声を聞きながら、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、コミュニティバス関係、公共交通関係で質問をいたしてご答弁をいただきました。

行き活きタクシー、令和3年度から令和2年度と比べまして決算額、利用者数84名、52万3,000円から、令和3年度220名で235万3,000円と利用が非常に拡大しました。これは新たな政策が変わったのかなと、いろいろな声を聞きながらそういった取組をした結果だと思うんですが、一つの、言いたかったんだと思いますけれども、私の成果だと、町長が替わったからこういうふうになったんだということを言いたかったと思うような形だと思うんですが、そういった形で非常に行き活きタクシーについては、町民からいい制度だと評価されておりますし、私もそう思っております。

これがだんだんとタクシーで賄えなくなってくるような形になってきたということ、このようなご答弁ありましたが、道路運送業法の第80条というので有償自家用運送法ですか、運送事業ということで、そういった

タクシー事業免許者以外にも役場、それから、商工会とかNPO団体がそういった交通不便地域について対応できるということで、中島村さんとか泉崎村さんとかやっている関係もありますけれども、そういったことも今後、検討する考えはないかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 三村議員、通告にありませんでしたので、それについては申し訳ないですが、後ほど個人的に聞いていただきたいと思います。

○7番（三村正一君） そういった方法もあるので、ぜひご検討して進めていただきたいと思います。

それから、コミュニティバス、町民の皆さんなかなか理解しているようで理解していないんです。税金の無駄遣いだと言っているんですよ。幾らかかっているんだと私のところへ聞かれたものですから、この質問をさせていただきますが、このバスの実証運転、恐らく国からの補助事業の関係あったと思うんですが、予算関係で国からの補助はどのぐらいあったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今年度においてなんです、これから、先ほど町長の答弁にもございましたAIオンデマンドバス等に関しまして、今、国のほうの交付金のほうを充当するようなことで申請書の準備を進めているところでございますので、これから詳細、8月頃にはお話ができるようになると思いますので、そのとき議員の皆さんにもご説明していきたいと思います。よろしく申し上げます。

失礼しました。

今、令和4年までのものの中には、国の補助金等は入ってございません。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 1日当たり10名、これから多く増えるんじゃないのかなとは思いますが、バスちょっと大き過ぎるんじゃないかというような意見が非常にございます。そういったのも今後、変更できる可能性があるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

おただしのとおり、バスの大きさがちょっと大き過ぎるんじゃないかという声多数いただいております。今の委託をしている事業者さんのほうにも確認しておりまして、サイズをちょっと12人ぐらいのジャンボタクシーぐらいの大きさのものを対応できるか確認をしておりまして、できそうなところで返事をいただいておりますので、今後、そのバスの切替えについて対応してまいりたいと考えております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 町の面積60平方キロメートルということなので、正方形で言うと8キロ掛ける8キロのエリア内に1万7,000人が住んでいるのかなと思います。そういった中で、やはり今後に向けた公共交通としては、デマンド交通がやはり住民の希望に沿っているのかなというふうに思いますので、そういった検討を今回、喜多方市のほうで見てくるという研修をするということですが、そういった面も併せて検討しながら進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で7番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議をいたします。

再開は11時35分からです。よろしくをお願いします。

（午前11時22分）

○議長（角田秀明君） 再開をいたします。

（午前11時35分）

◇ 安井敬博君

○議長（角田秀明君） 通告8番、8番、安井敬博君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、おはようございます。また、傍聴にお越しの皆さん、いつも大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問、大きな項目で3点でありますけれども、質問をさせていただきます。まず、1つ目の大きな項目、難聴者への支援についてであります。

質問の目的といたしましては、難聴者への支援拡充により、地域社会とのつながりを保ち、健康で文化的な生活を送れるようにすること及び医療費削減、地域社会への発展につなげることであります。

加齢などによる難聴が進むと、人との会話がおっくうになり、ひきこもりがちになると言われています。他人との関わりを避けて、ひきこもってしまうことによって認知症になる心配や、身体能力の低下による健康への影響も懸念されます。

こうした問題に解決策として、補聴器購入費用の助成や、公共施設へのヒアリンググループ、磁気グループとも言われておりますが、これを設置すること、また、集会所などヒアリンググループが設置されていない施設でのイベントや集会で使用できるように携帯型のヒアリンググループの貸出しを行っている自治体も増えております。

補聴器購入費用の助成やヒアリンググループの設置、貸出しは、難聴者本人への支援にとどまらず、病気の予防による医療費の削減や、ボランティア活動への参加などによる地域社会への貢献などで、よりよい地域社会の発展にもつながってまいります。

当町においても、補聴器購入費用の助成や公共施設へのヒアリンググループの設置、携帯型ヒアリンググループ

の貸出しをするべきではないかと考えます。

質問であります。

- 1、補聴器購入費用の助成は町としてできないか。
- 2、公共施設へのヒアリングループ（磁気ループ）の設置はできないか。
- 3、携帯型ヒアリングループを町で購入して、町民のイベントや集会などの際に貸出しをできないかであります。

続きまして、大きな項目で2番に移らせていただきます。

矢吹町人材育成考課制度についてであります。

質問の目的といたしましては、矢吹町人材育成考課制度による職員のモチベーション低下等の懸念が考えられるが、問題点を明らかにし、是正をすることにあります。

質問です。

令和4年3月議会での一般質問でも、私、取上げさせていただきましたが、矢吹町人材育成考課制度、人材評価制度とも一般に言われておりますけれども、これについて、いまだに評価方法の公平性の確保や、評価の結果による職員のモチベーション低下と公の奉仕者としての住民サービスの低下などの懸念が拭えない。

2022年5月4日の長周新聞のウェブでの記事「E判定の身にもなってみろ 下関市役所で導入された人事評価制度 無意味な業務や競争煽る」という題の記事でも指摘をされておりますが、5段階での相対評価での人事評価は、絶対評価とは違い、誰かにより評価をつければ、必ず誰かに悪い評価をつけざるを得なくなり、その評価を基に限られた人件費というパイをボーナスの勤勉手当の増額や減額で反映せざるを得ないため、結果として、マイナス評価された職員のモチベーションの低下や離職、評価する上司も忙しい通常業務に加えて、評価のための工数が余計に必要ななどのデメリットが指摘されております。

そもそも役場職員は課ごと係ごとに違った業務を割り当てられており、業務が違う中で公平に評価することに無理があるのではないかと私も考えております。

こうした人材評価制度についての問題点は、先行して導入してまいりました民間企業でも指摘されており、見直しの動きが始まっております。アメリカのIT企業大手のグーグルをはじめ、日本でもこの人事評価制度を廃止する企業が出てきております。

仕事で頑張っている職員を評価し、問題行動のある職員がいれば、その指導、改善をすることは必要であります。しかし、矢吹町人材育成考課制度では、根本的な解決はできないのではないかと私は考えます。

民間企業で廃止の動きが出ている人材評価制度は廃止をし、職員のステージごとに必要とされる能力が取得できるように研修の充実や、先進的取組を行っている自治体や機関への派遣などで職員の能力向上を図るべきではないでしょうか。また、頑張っている職員には昇給や昇格で報い、より能力を必要とする業務を担っていただき、全体の奉仕者として誇りを持って職務を全うしてもらうべきではないでしょうか。

質問です。

- 1、担当する業務の違いが、評価に公平に反映される仕組みや、評価を行う上司によって評価の仕方が変わらないような仕組みは担保されているのか。
- 2、公平性が確保できないなど、デメリットが指摘され民間では廃止が進んでいる人材育成考課制度は廃止

するべきではないか。

3、職員の能力向上などに取り組んでいる先進自治体、機関等へ職員を派遣してはどうか。

それでは、次、3番目、最後の質問です。

教育委員会の各審議会委員の委嘱についてであります。

質問の目的といたしましては、教育委員会の各審議会委員の委嘱の基準を明確にし、選考過程の透明性、公平性を進めて、本町の教育行政のさらなる充実を図ることにあります。

当町の教育委員会の各審議会の委員の任期は2年と定められており、前委員の任期が令和5年4月30日に満了し、本年5月1日より、新たな委員への委嘱がなされました。

任期満了に伴う新たな委員の選考には、各委員に対し退任か継続の意向を確認し、退任の意向で欠員が生じる場合には、新たな委員の募集を行っていると言委員経験者などから伺いました。

しかしながら、今期の矢吹町文化振興審議会委員の中には、継続の意向を伝えたにもかかわらず、委嘱されなかった方がいると聞いております。

委嘱されなかった理由も明確にされていないと聞いておりますが、委員の選考基準から逸脱することや、職務遂行等に当たって問題があれば別だと思いますが、明確な理由もなく、社会教育に関する知見を發揮し、2年間教育委員会の諮問に答えてきた委員が、本人の意向にかかわらず再任されなかったということであれば、異例のことではないかと私は思います。

この際でありますので、教育委員会の各審議会委員の委嘱の基準を明確にさせていただき、選考過程の透明性、公平性を高めて、広く住民などから委員を集めて、もって本町の教育行政のために、その知見を發揮していただくことが必要であると考えます。

質問です。

1、文化振興審議会委員の継続の意思に反して、委嘱がされなかった理由を伺います。

2、各審議会委員の委嘱や募集、公募、継続して委嘱しない場合等の規定をお示しいただきたいと思います。

3、各審議会委員の募集に当たっては、町民からの公募委員も何名か設け、選考過程も公開しながら、広く町民の意見を教育行政に反映させるべきではないかと思います。

以上、大きな項目で3点になりますが、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、8番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、難聴者への支援として、補聴器購入費用の助成の可否についてのおたかしであります。

厚生労働省が平成27年に策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、認知症の危険因子として、加齢、遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴等とありまして、認知症の発症予防として、運動、口腔に係る機能の向上、健康改善、社会交流、趣味活動など、日常生活における取組が認知機能低下の予防につながる可能性が高いと記載されております。

また、令和4年度に65歳以上の方を対象に実施した、矢吹町介護予防・日常生活ニーズ調査におきましては、

聞こえにくさの問題から外出を控えているとの回答があり、聞こえの問題などにより人との関わりが減少することについて認識をしたところであります。

さて、現在、本町では、難聴者に対して実施している補聴器等の購入費助成制度については、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者を対象とした障害者総合支援法に基づく補装具費の助成及び身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費の助成を実施しております。

なお、令和5年3月議会定例会にて加齢性難聴者の補聴器購入に対する支援制度を求める陳情があり、採択されたところであります。現時点においては、加齢性難聴者に対する助成に至ってはおりませんが、事業実施に向けた検討をしております。

今後、認知症予防への取組として、高齢者等が社会活動への参加につながるような事業を展開する中で、補聴器購入費の助成をはじめ、他市町村の取組事例を調査、検討し、本町における効果的な施策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共施設へのヒアリングループの設置についてのおたけであります。

ヒアリングループは、補聴器、人工内耳及びヒアリングループ専用受信機を使用されている方の聞こえ方を支援するもので、補聴器等を使用する方が、周りの騒音、雑音に邪魔されず、目的の音、音声だけを正確に聞き取るために、対象とする場所にアンテナ線等を敷設することにより、マイクから音声を直接補聴器等へ伝える機器であります。

ヒアリングループには、あらかじめ床下などに機材の一部を埋設する設置型や、持ち運びが可能な携帯型等があり、使用する環境に合わせた様々な商品が販売されております。

議員おたけの公共施設への設置につきましては、ヒアリングループに関する先進事例を調査、検討し、本町における有効性を確認の上、判断する考えでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、携帯型ヒアリングループの貸出しについてのおたけであります。ヒアリングループについては、講演会や音楽会、会議等、発言者や参加者の声をクリアに聞くことができるため、補聴器等を利用している障害者や高齢者が地域社会へ参加し、芸術・文化活動やスポーツ活動を行うために有効なツールであると認識しております。

議員おたけの貸出しについてであります。先ほど答弁いたしました公共施設への設置と併せて、携帯型のヒアリングループについて、利用される対象者の把握や場所等を踏まえ有効性を調査し、購入、貸出しについて検討しております。

また、難聴者への支援策は、高齢者の認知症の予防や心身ともに日常生活を健やかに過ごすための健康寿命の延伸の点からも大変重要な施策であると認識しております。例えば、本町で実施している集団健診の際に、高齢者等を対象とした聴覚検査を追加し、早期発見、早期治療につなげるなど難聴の予防から、補聴器購入費の助成などの聞こえにくさに対する支援により、高齢者等がいつまでも地域社会活動を行えるよう支援し、フレイル予防、生活の質の向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、人材育成考課制度に係る公平性確保についてのおたけであります。

担当業務の違いによる評価の公平性に係る懸念につきましては、本町の人材育成考課制度は、上司と部下の

信頼関係を築けるようコミュニケーションを重視し、職位に応じた能力開発マネジメントシートと目標達成マネジメントシートを利用して、能力の評価と業績の評価で1年間の評価を適正に行うものであります。特に期首、中間、期末の年3回の育成面談等で目標達成度の確認と、年度末までにどのように達成させるかを話し合い、業務の達成に至るプロセスを評価するものでありますので、担当する業務の違いから不公平な評価になることがないように制度設計をされております。

評価の公平性につきましては、評価を行う上司に当たる管理・監督職は、各年度の評価時期において、考課者の統一的な評価をすることを目的とした考課者訓練を実施しております。

内容といたしましては、人材育成考課制度に係る考課の仕組み、制度の目的、処遇反映等の全体についての座学及び考課者の目線をそろえるための考課者訓練を実施しております。また、コロナ禍においては、実施を見送らせていただいておりますが、コロナ禍以前につきましては、各課の長を一堂に会したマネージャー研修を実施し、人事制度、特に人材育成考課制度について理解を深める研修を実施しております。

本制度におきましては、1次考課者と2次考課者で評価を行い、偏りのない評価を実施しております。また、人事担当である総務課において、考課記録書の点検、評価項目の重複等の確認を行い、全庁調整会議としまして、副町長、教育長及び総務課において評価の調整を行い、私が最終決定を行うこととしておまして、公平な評価を行っております。各職員へ処遇への反映につきましても、公平な評価に努めて反映させております。

今後につきましても、マネージャー研修及び考課者訓練を実施し、公平性の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、民間で廃止が進んでいる人材育成考課制度は廃止するべきとおたただしありますが、地方公務員法第23条第2項において、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする規定されております。

再構築し、平成27年度より、その規定に沿って運用を行ってまいりました矢吹町人材育成考課制度は、徐々にではありますが、職員の理解が深まってきているものと認識しております。

地方公務員法に定められております人事評価制度は、住民ニーズの多様化、より高い能力を持った職員を育成するため、能力と実績に基づいた人事管理を徹底し、職員の士気向上とともに組織を活性化するためにも、任用等の基礎となる評価制度の廃止については困難ではないかと考えております。

今後につきましても、各種研修を実施し、職員の制度理解を深め、評価の偏りやばらつきがないよう、評価者の評価能力の維持向上に努め、被評価者の公平性の確保及び職員の育成に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、職員の能力向上に係る各種派遣についてのおたただしありますが、本格的な少子高齢化、人口減少社会を迎えまして社会情勢が大きく変化する中、コロナ禍からの地域経済の復興、激甚化する自然災害への対応をはじめ、複雑、高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応していくためには、優れた資質と公務に対する強い意欲を持った優位な人材を育成することが先決であります。

本町では、今年度、職員の派遣研修といたしまして、農業における地域課題解決に向け、一般社団法人日本食農連携機構への派遣や、積極的、主体的に行動できる地域のリーダーを養成することを理念とした一般財団法人地域活性化センターで開催されております全国地域リーダー養成塾等へ職員を派遣し、様々な能力向上に

努めているところであります。

また、本町の職員の能力向上に係る制度といたしましては、平成19年度から平成24年度までの人事評価制度の試行期間において明らかになった課題や職員からの意見を踏まえ制度の見直しを行い、再構築をした矢吹町人材育成考課制度があります。

再構築に当たっては、平成26年度改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、単に差をつけるだけの評価制度は意味をなさないという考えから、本人に気づきを与える職員の成長を促すという仕組みに重点を置いた人材育成のためのツールとした制度設計とするため、地方自治体、公的機関、専門の総合コンサルティングを行っている民間研究所の協力も得まして、現在の人材育成考課制度としたものであります。同研究所は、東京に本社を置き全国規模で自治体の支援を行っていることから、法改正の動向や全国の事例などを踏まえての助言やケースを学ぶことができ、マネジャー研修や考課者訓練等においても実践的な情報と技術を学んでいるものであります。

しかしながら、制度に100%完成形というものはありません。今後も多様な意見を伺いながら、よりよい制度としてまいりたいと考えております。

他自治体の取組等も参考にしながら、さらなる評価者レベルの維持、向上と公平性の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、安井議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、こんにちは。傍聴の方々、ありがとうございます。

では、8番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、文化振興審議会委員の継続意思に反して、委嘱がなされなかった理由についてのおただしであります。教育委員会の附属機関であります審議会につきましては、現在、矢吹町文化振興審議会、矢吹町文化財保護審議会、矢吹町スポーツ振興審議会の3つの審議会を有しております。3審議会の任期は、各審議会条例により2年で、同じ時期に任期満了を迎える任期設定となっております。

教育委員会事務局では、2年の任期満了期間が近づくと、現審議会委員に継続の意向確認を行い、併せて公募や選任により委員を選定し、最終的に教育委員会において任命をしております。

今回の文化振興審議会委員の選任過程につきましては、まず、在任中に次の期間の意向確認を行っております。その後、継続しない委員の方が複数いたこと、また、文化振興審議会委員の方から委員定数を15名にできないかとの意見を受けていたこと、また、文化振興審議会委員条例で定める定数15名を確保するため、さらには審議会の議論がより活発化されるように、25名の候補者を選考いたしました。その後、4月に入り、選任作業を行い、附属機関等の設置等に関する指針の下、広く各界・各層からの選任及び幅広い年齢層の重視や女性委員の登用の割合が30%になることに努め15名を選出し、最終的に教育委員会で任命したところでございます。

継続を希望された候補者となった方でも任命に至らなかったケースもあったことは、当然承知をしております。

すが、幅広い人材確保や女性委員の登用等による自由闊達な意見、答申をいただけるような人選に努めたところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、各審議会委員の委嘱や募集、公募、委嘱しない場合などの規定についてのおただしであります。募集、公募につきましては、附属機関等の設置等に関する指針第5条第1項第3号にある「委員の選任に当たっては、町民参加の促進と広く町民の意見を反映させるため、可能な限り公募制を導入し、公募委員の割合が20%以上になるよう努める」ため、委員の任期満了による意向調査に合わせ、公募を行ってまいりましたが、各審議会において、公募者がおらず、定員割れを起こすケースが起きており、さきの文化振興審議会委員任命においても、15名のところを13名となっております。このことから、今回の募集につきましては、公募は行わず、広く各界・各層及び幅広い年齢層から人材を選任したところでございます。

また、各審議会委員の委嘱しない場合の規定につきましては、附属機関等の設置等に関する指針の第5条第1項第5号にある「委員は再任することができるが、一の附属機関に10年を超えて継続して任命しないこととする」となっております。

しかし、同条第2項に「前項各号の規定については、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しないことができる」として、同条第2項2号に「専門的な知識、経験を有する者が他に得られない場合など特別な事情があると認められる場合」となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、各審議会委員の募集に当たってのおただしであります。先ほどの答弁と重複いたしますが、今回の各審議会委員の募集につきましては、公募は行わず、審議会委員の意向確認後、新規に選出した候補者の方々の志望理由並びに自己アピールや活動経験等を聞かせていただき、幅広く人材を選任したところでございます。

議員おただしの広く町民の意見を教育行政に反映させることにつきましては、町民参加の促進と広く町民の意見を反映させるため、定員割れとならないよう公募方法を工夫し、町民に呼びかけながら公募制を導入し、附属機関等の設置等に関する指針にありますように、公募委員の割合が20%以上になるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

まず、難聴者への支援についてでありますけれども、前回の3月議会において、こういった助成をしてほしいという請願も出されましたところで、そのときに議会でも、委員会において請願者の方から詳細な説明をいただいて、状況なども議員の中でも共有できたかなと思っております。また、町に対しても同じような要望書を出されたと聞いておりますので、状況を大分いろいろと分析していただいて、今回の答弁の中にも反映されているのかなと思ひまして、今後の前向きな取組が期待されるのかなという答弁だと思ひました。

まさにこのご答弁の中でも説明いただいたように、障害者支援法に基づいては、こういった耳の不自由な方、70デシベル以上の高度・重度難聴者などに対しては、補聴器の助成があるところではあります。また、そこに

至らないでも児童に対しては助成があるということで、これは全国的に定着している制度でありますけれども、そこに該当されない方たちということ、特に加齢による難聴の方で、大体20デシベルぐらいの音よりも大きくないとちょっと聞こえづらいなというところがあるそうです。2メートルぐらいの距離で普通に会話をしている、言っていることが聞き取りづらいので、非常に大きな声、同僚議員の中で大変大きな声を出していただける、ああいう大きな声を出して気を遣って話していただかないと、なかなか聞こえないというところがあります。

そこで、こういった方たち、ひきこもりにならないように、外でも会話が成り立つようにということで、助成が進められているところでもありますけれども、近隣の市町村でもこういった助成を始めているところが増えております。西郷村で助成が始まったということで、既にご存じかと思っておりますけれども、実は6月の白河市の広報なんかを見ていると、白河市でも同様の助成が始まったということで、募集がされておりました。

そういったことからいきますと、この矢吹も遅れてはならないぞということがあると思うんですけども、その辺、開始についての意気込み、ありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

意気込みというようなどころでございますが、現在、事業実施に向けまして、近隣市町村の情報収集に努めているところでございます。

できる限り早い時期に事業を開始できるよう進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ありがとうございます。

ぜひ、これ、本当に外出控えたりとかしている方にとって、また、補聴器の購入費用が今、結構高額なんです。20万、30万する、場合によっては50万なんて言っておられる方もおりますけれども、その一部でも補助してあげること、また、特に所得の低い方にとっては、所得に関係なく耳が聞こえなくなる、加齢によって不自由になるということは誰にでも公平に訪れますので、ぜひ前向きに進めていただく。また、質問しようと思っていたんですけども、できるだけ早くやっていきたいということも言われましたので、その点については、ぜひ進めていただきたいと思っております。

もう一つ、聞こえづらい方への対策として、公共施設とか、あとは民間の施設なんかでも設置が進められているんですけども、磁気ループ、ヒアリングループと言われているものですが、これについても、文化センターですとか、そういった公民館ですとか、そういったところでの、座席の周りに電線を張っていくということで、それがアンテナになりますので、対応した機器、補聴器等を持っていけば、それが聞こえやすくなるということです。

やはり進めている自治体なんかも、先進事例を見ていただきますと、たくさん出てきておりますので、その

辺見ていただければ、効果も既に分かっていることです。効果があるということは分かっていることですので、ぜひ進めていきたいと思えます。

健康診断等でそういった聴力検査なども加えていくということ、ここ、すばらしいなとは思ったんですけども、調査の中でこういう具体的なことを答弁の中で示していただいたということですけども、もう健康診断始まっていますけれども、これはちょっと質問の通告とはずれるかもしれませんけれども、答弁の中に書いてあったということで、これはもう来年度ぐらいからは聴力検査も実施されていくものと見て考えいってよいでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 8番、安井議員の再質問にお答えします。

聴覚検査を追加するというような内容でございますが、こちら、現在、検討しているところで、衛生協会なんかとちょっと今、情報を協議しているところでございますので、早ければ来年というようなところもございしますが、聴覚検査なので静かな部屋が必要だということもございしますので、その辺、ハードルをクリアできるか検討してまいりたいなというふうに思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ありがとうございます。

来年度にならないとできないとは思いますが、そうすると、来年度の聴覚検査を基にして対象者等が絞られてきて、そうすると、またヒアリンググループの設置がその後になってしまうということになりますと、ちょっとやはり、これを期待している方もおりますので、それとは別にぜひ並行してなるべく早めに進めてもらいたいなと思います。効果は分かっていることですので、他自治体の事例を見ていただければ、当町にとっても有効であると思えますので、ぜひお願いいたします。

難聴者の支援については、これで質問を終わらせていただきますけれども、次に質問に移らせていただきます。

2番目の質問なんですが、これ、人材育成考課制度についてということでもありますけれども、民間企業に勤められていた方なんかは、こういったことが行われているということは分かっていたと思えますけれども、町民の中でも、公務員でもそういうことをやられているんだなという方びっくりする方がおります。

実は民間企業ではもう、こういった人材育成考課制度をやることによって、モチベーションの低下ですとか、質問にも書きましたが、工数の低下が起こっているということで、企業の中の人と人との関係とか、そういったものも悪くなっていくとか、そういったことが指摘されてきているわけなんです。去年の5月4日の長周新聞の記事、これを見ていただければ、詳しくその弊害なども指摘はされているところです。

これは、1新聞社の見解だろうということではないんです。このことについては、これまでもアメリカの労働組合ですとか、企業の人事担当者の中でも、そういった研究がされてきておまして、それが基になって、ご紹介いたしましたグーグルなどではもう既に廃止しているということなんです。

また、これはイギリスやアメリカでこういった制度が進められてきたことなんです。イギリスでは、やはり、公務員の中でも人事評価制度をいち早く盛り込んで、評価によって給与等に差をつけていくというようなことがありました。その弊害はやはり、この記事で指摘されていたことと同じようなことで、イギリスではもう廃止しているんですね、役所においても。そういったことから言っても、デメリットというところは明らかだと思うんです。職員間の競争をあおってしまう。それに気を取られて、大事な住民へのサービス、そういったところに手が回らなくなるということですね。

これは、別にその職員たちが意図してやっていることではないんです。住民サービスも大事だけれども、そういったところで、どうもやる気が出なくなっているというところ。また、考課をする上司についても、その考課のために様々な研修を受けなければならない。ご答弁にありましたこの研修を受けたり、公平な評価をするのにどうしたらいいかということでいろいろ悩んでいるということで、デメリットが指摘されているんです。

そういった中で、ご答弁にありましたけれども、研修をやっているから大丈夫ですと、公平に評価できるということでしたけれども、では、このコロナ禍においては実施を見送らせていただいておりますというのがありました。この評価者である各課の長を一堂に会してマネジャー研修を実施して人事制度を、特に人材育成考課制度については理解を深めることをやりましたということでしたけれども、コロナ禍、この期間2年間、じゃ、これはやっていないということになるんじゃないですか、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課課長、正木孝也君。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

考課者訓練につきましては、コロナ禍におきまして、オンライン研修といたしますか、正確にはDVDなんです、そういった形で、東京のほうからの講師派遣がかなわなかったもので、それに対応する形で、しっかりと訓練を行っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） まさに、こういったコロナ禍でありますとか、災害のときになりますと、通常業務に加えてその対応の業務等も増えてくる。そういった中で、今回特にコロナですけれども、実際の一堂に会しての研修はできなかったということで、DVD等のオンライン研修に替えられたということですが、それで十分理解が得られるのかどうかというのは、私もまだちょっと疑問に思いました。

いろんなことで苦慮されていると思うんですね。実際には、この評価については、評価の中で特に不良行為というか、仕事をちゃんとやらない職員とかそういったことに対しては、懲罰というものがありますね。懲罰があれば、わざわざマイナス評価をする必要はないんじゃないかなと思いますけれども、そこはいかがお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課課長、正木孝也君。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

まず、懲罰とおっしゃいましたけれども、正確には懲戒処分ということになりますが、地方公務員法上の懲戒処分につきましては、職員が義務違反を行った場合、その道義的責任を迫及する処分になります。

一方、人材育成考課制度と矢吹町では呼んでおりますが、一般的に人事評価制度ということになりますけれども、こちらは勤務評定でございますので、こちら義務違反に対する責任追及とは全く意味が異なるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 確かにそうですね。職員としての義務違反に対してのものが懲戒処分になるということだと思いますけれども、だからといって、勤務内容によって差をつけてしまって、それでマイナス評価をしてしまう。特に勤勉手当等で差をつけてしまうということであると、もともとの人事評価制度というのは、職員の悪いところを直して、よいところを伸ばして行って、今後の仕事にもより励んでいただくということにあったと思うんですが、マイナス評価されてしまう職員、絶対評価ではないので、これ相対評価なので、誰かが必ずマイナス評価がついちゃうわけですね。そうすると、その方たち、今後本当によくなっていくんでしょうか。逆にモチベーション低下という弊害があると思いますけれども、その辺は、最初の質問にもありますけれども、ちょっと解決できないんじゃないかなと思います。その辺はどう考えておりますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課課長、正木孝也君。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

まず、絶対評価、相対評価というところでございますが、相対評価ではなくて人事評価制度、特に人材育成考課制度は絶対評価を採用しております。

絶対評価というのは、求められる職員像というものがございまして、それは人材育成基本方針にあるんですが、そちらに主事、主査等の職員ごとに求められる職員像、これに照らして、考課者は絶対評価を行います。

評価の結果がポイントで出ますけれども、そちらを最終的に処遇に反映する場合、給与、給与というのは、お給料だけでなく、給料と各種手当を給与といいます。法では、そちらに処遇反映をするように法定されておりますので、処遇反映する際には相対的に位置づける。SからDまでですね、S、A、B、C、Dの5段階に相対的に位置づけるということで、相対評価ではございません。

その結果、先ほど議員さんおっしゃっているように、D評価、E評価という方も出る可能性があります、その方たちを切り捨てる話ではなくて、そういった評価を顧みて気づきを与える仕組みでございますので、次こそは頑張ろうと。多くは標準に入りますが、標準よりもより高い評価をされた方は、その評価結果をもって、見てもらっているんだということを実感し、また、標準で、思ったよりも上がっていなかった場合は、よし、次こそは頑張る。また、D、E評価の人は、何が自分に足りなかったのかというところを顧みるための制度で

ございます。そういった意味で人材育成考課というふうに呼んでおります。

ですので、相対評価ではなくて絶対評価に基づいて処遇へ反映しているということになりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

〔「マイクが聞こえない」「はい、分かりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） すみません、まさにヒアリンググループがあれば、これ、解決するのかなと思いますけれども、ちょっと大きな声でしゃべらせていただきます。聞こえなければ、また言って、ご指摘いただきたいと思います。

最初は、相対評価と絶対評価のことで言いますと、しっかりと絶対評価に基づいてきちんとやっていて、その結果として、5段階の中には振り分けざるを得ないということでありました。

でも、結局はそれが、そういうのをマイナスの評価にされた方たちはモチベーション低下につながってしまうのではないかなと、私、思うところなんです。

職員間でですね、どうもやっぱり行き来されている方もいれば、そうじゃない方もいると、ちょっと心配するところもあるので、そこは職員労働組合もありますけれども、町としても職員に対して、今の人材育成考課制度についての率直な意見とかを伺うような機会を設けたほうが、匿名とかのアンケートを設けるとか、その辺が必要じゃないかなと考えるところでありますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課課長、正木孝也君。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

人材育成考課制度についての意見でございますが、毎年、1年に1回、職員からの自己申告シートというものがございまして、制度だけではございませんが、人事に関して、自分の身の回りに関して等職員の声を聞く制度がございまして、そちらで意見を受け付けることも可能でございます。あわせて、人材育成考課制度には、苦情申立制度というのが準備されてございまして、内容、評価の結果について、不満という表現はよくないですが、自分の疑念がある場合には提出することができるような制度設計になってございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） その意見を聴取する制度は存じておりますけれども、名前を書いて出す制度ですから、言いつらいことはやはり言えないでしょうし、それが評価に影響するかと思うと出せないと思うんですよ。なので、無記名でできるようなアンケートを行ってはどうですかという質問でした。いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課課長、正木孝也君。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

無記名でのアンケートということでございますが、先ほどおっしゃったように、労働組合のほうからもそういった要望等は毎年受け付けておりますし、やらない理由はないですが、そういった要望があれば実施してもよろしいかと思っております。ただし、記名であっても、本音で書いてくる職員も多数おりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 労働組合からも同じ意見出ていたということで、ぜひ検討していただきたいと思っております。

当然、みんながみんな本音を書かないとか、そういったことを言っているわけではございませんので、よりよい制度にしていって、職員が本当に誇りを持って住民奉仕できるというようなところにしていきたいというところからの質問でしたので、また、これについてはいろいろ今後もお話をさせていただきたいと思っておりますが、次の質問もありますので、この点については打ち切らせていただきます。

最後に質問いたしました、教育委員会の各審議会委員の委嘱についてでありますけれども、ご答弁の中では、今回の、特に審議会委員の選考の過程については、丁寧にご回答いただいたところなんですけれども、これ選考基準というものが、本当はそこが聞きたかったんですけれども、文化振興審議会の委員であればどういった仕事の経験を持たれた方とか、どういった立場の方であるとか、そういったものがないわけなんですよ。女性の比率を上げるとか、各界から広くということは今示されましたが、そういった規定、基準というものはあるんでしょうか、選考に関する基準というものは。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

生涯学習課課長、渡辺憲二君。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 8番、安井議員の再質問に対して答弁いたします。

任命に当たっては、学識経験者である者、関係行政機関の職員となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 規定ではないということですね。それは、今回の文化財保護審議会についての条例に記されている文言だったと思っておりますけれども、細かな選定の基準とか、どういった立場の方たちから何名選ぶとか、公募委員は何名にするとか、選考過程での審査基準とか、そういった規定はないということではよろしいんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

生涯学習課課長、渡辺憲二君。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

各審議会の委員の募集方法につきましては、各審議会に関する条例、附属機関等の設置等に関する指針並びに附属機関等への委員公募要領により各審議会を委嘱しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番の安井議員さんの回答といたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 文化振興審議会委員の選定に関する規定というものは、それに類する意味合いの規定というものはないということによろしいんですか。あれば、それをお示してください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

生涯学習課長、渡辺憲二君。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

選定基準についてはないということによろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 規定はないということでありましたので、では、なぜ今回、継続の意向を示した委員の方の中から再委嘱されなかった委員がいたということですが、それはどういった考えで再委嘱されなかったのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 先ほどの答弁と重複いたしますけれども、まず、審議会委員にふさわしい25名の候補者のほうを選出いたしました。そして、附属機関等の設置等に関する指針を基に、附属機関の機能が十分に発揮されるよう、また、委員の方々の議論がより活性化され、矢吹町における文化行政サービスがよりよくなるよう、広く各界、各層及び幅広い年齢層の中から人材を15名選任いたしました。この選任過程の部分が理由であるというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） その考え方に基づいてということであれば、選ばれなかった方については、議論の活性化にはつながらない、そういったふうな理由かなと思われるんですが、そういったことなんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 8番、安井議員の再質問のほうにお答えしたいと思います。

先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、25名の候補者の中から、より適任の方を選任させていただいたということで、個人の方に関わるような理由があって選任したのではないというふうに理解していただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 詳しい一人一人の方についての理由は、恐らくこういう場では明らかにできないのかなとも思いますが、ただ、公開性というんですか、選定基準がない中で選ばれたり選ばれなかったりする、公募が先であったり、公募の前にいろんな団体から指名をしていって、その中から選定するというようなことというのは、やはり透明性、公平性に欠けるのではないかなと思うんです。

例えば、これネットなんかを検索していただきますといろいろ出てきますけれども、岸和田市文化振興審議会公募委員の選考結果についてなんていうところで検索していただければ、選定過程とかが明らかになっているんですね。公募については、公募の人数はもちろん定められていて、公募の方については、「文化・芸術へのあなたの思い、考え」というテーマに対して、レポートで提出していただいた。それを、市では選定委員会をしっかりと設定して、その選考委員会の中で選んでいるわけですよ。評価の点数も配点が決まっているということで、それが今回ない中で、公平性は確保されていないんじゃないかなと思います。しっかりとそういったことをやっていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘の部分踏まえまして、今後の検討課題として受け止めさせていただきたいと思います。

委員の選任につきましては、透明性、そして公平性、そちらが本当に委員の方々に届くということが大切かと思っておりますので、先ほどのご指摘のほうを受け止めさせていただいて、考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。あと30秒です。

8番。

○8番（安井敬博君） 今回選定されなかった委員の方、議事録等を見ていきますと、いろんな意見を言っているんですね。例えば図書館の民間委託についても、法的な立場から、まずいんじゃないか、まずいというか、そういう言葉は使っていませんけれども、いろんなご指摘されているという。

教育委員会の方針と違ったようなことで選定されなかったんじゃないかということも感じたところであります。そこはいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁終了しました。すみません。

〔「これ答弁の時間は別なんじゃないですか。質問は……」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 教育長、答弁しますか。

じゃ、教育長、答弁お願いします。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 8番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

そのようなことはございませんので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、8番の時間は過ぎましたので、これで一般質問を打ち切ります。

○8番（安井敬博君） ありがとうございます。

◎総括質疑

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより町長から提出されました議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

11番。

○11番（青山英樹君） 議案第29号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）について質疑をさせていただきます。

議案書でいきますと127ページになりますが、今回のこの補正におきましては、総額で9,775万8,000円となり、国・県の支出金が9,373万6,000円、一般財源が402万2,000円でございますが、その中身に関しまして、一般財源のほうで見ていきますと、いわゆる当初予算から補正されたものとして、402万のうちの民生費、3款1項2目におきまして、敬老会に関する祝金等についての報償費等が、当初725万である敬老祝金が76万5,000円ほど増額、敬老会記念品が207万2,000円の当初に対して、86万4,000円ほど増額されてきており、これらは、当初から比べてどのような経緯の下に変更になったのかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 11番、青山議員の総括質疑のご質問にお答えいたします。

3-1-2の一般財源の増加分ということで、中身につきましては、敬老会の祝金の人数増による増加、あと、報償ということで、敬老会のカステラの資材、卵高騰によります資材高騰ということで、今回計上してございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質疑ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 当初予算の中である程度の人数等の把握はできていたと思いますので、当初予算から3か月でこのような数字の増額になったんですけれども、当初の段階で人数はある程度確定できるものではなかったのかなというのがございまして、それがちょっと気になったものですから、その辺はどこまでの精度の高さがあったのかなということについては、いかがな経緯の下にこの数字が増えたのかというその理由ですね、それがあれば、お知らせいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質疑についてご回答いたします。

敬老会の祝金の人数の精度の高さということでございますが、根拠でございますが、当初、昨年度の敬老会
の人数を使用したということで、再度精査をかけたところ、人数が増加したというところでご理解いただき
たいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質疑ありませんか。

○11番（青山英樹君） ありません、以上です。

ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） それでは、質疑なしと認めまして、これで総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたしたいと思ひます。

お諮りをいたします。議案第29号については、6名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これ
に付託の上、審査することにしたと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、私、議長において指名したいと思ひ
ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をしたいと思ひます。

お手元に配付しました第438回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおりで指名したいと思ひます。
お諮りをいたします。議案第25号、第26号、第27号及び第28号につきましては、お手元に配付の議案付託表
のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、5月31日までに受理しました陳情は、会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の陳情
文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思ひます。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

本日は、誠にご苦労さまでございました。

(午後 零時52分)

令和5年6月16日（金曜日）

（第4号）

令和5年第438回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和5年6月16日(金曜日)午前10時開議

日程第1 議案第26号・第27号

陳情第9号・第10号・第11号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第2 議案第25号・第28号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第3 議案第29号

審査結果報告 予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第4 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについて

日程第6 同意第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第7 発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書(案)

日程第8 発議第4号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)

日程第9 閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	総務課長	正木孝也君
企画・デジタル推進課長	国井淳一君	まちづくり推進課長	神山義久君
会計管理者兼総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君
保健福祉課長	山野辺幸徳君	農業振興課長兼農業委員会事務局長	鈴木辰美君
商工観光課長	柏村秀一君	都市整備課長	有松泰史君
上下水道課長	西山貴夫君	行政管理監兼危機管理監兼政策管理監	阿部正人君
教育次長兼教育振興課長	佐藤豊君	生涯学習課長	渡辺憲二君
子育て支援課長	小椋勲君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏家康孝 次長 鈴木直人

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（角田秀明君） それでは、去る6月13日の本会議において、各常任委員会、予算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第26号、第27号、陳情第9号、第10号、第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第1、これより議案第26号、第27号及び陳情第9号、第10号及び第11号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、1番、芳賀慎也君。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 議場の皆様、おはようございます。

それでは、総務教育常任委員会の審査の報告をさせていただきます。

第438回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から7までは、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第26号、第27号及び陳情第9号、第10号、第11号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第26号 矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、選挙における投票管理者、投票立会人、期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票立会人の負担軽減を目的に、管理者及び立会人の交替制を実施する際、職務に従事した時間数に応じた報酬を支給するため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域等に住民を有していた世帯に対する国民

健康保険税の減免措置を令和5年度に引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書。

本件は、政府関係機関に対し、地方財政の充実・強化を求める、10項目に対する意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第10号 矢吹町の学校給食全額無償化についての陳情書。

本件は、矢吹町の学校給食全額無償化を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第11号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書。

本件は、政府関係機関に対し、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、令和6年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を求める意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第26号 矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第10号 矢吹町の学校給食全額無償化についての陳情書を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第10号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第11号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第11号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第25号、第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより議案第25号及び第28号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、5番、堀井成人君。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 議場の皆さん、改めておはようございます。

産業民生常任委員会審査報告書。

第438回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第25号、第28号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第25号 矢吹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカードの電子証明書が搭載されたスマートフォン等を用いて、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付が受けられるようにするため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

本案は、道路法施行令の一部改正及び福島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、福島県で定める額に準じて、占用料の額を改めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第25号 矢吹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第28号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第29号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案第29号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、おはようございます。

私のほうから、報告をさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書。

第438回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第29号の審査結果は、次のとおりです。

議案第29号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,775万8,000円を追加し、総額を82億7,075万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金9,167万6,000円、県支出金206万円、繰入金402万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、衛生費を新型コロナウイルスワクチン接種委託料等により4,708万4,000円の増額、農林水産業費を農業関連物価高騰緊急対策助成金等により3,792万7,000円の増額、商工費を特別高圧受電事業者補助金により700万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第29号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案及び議員発議がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を10時35分から、そして引き続き、その取扱いについて議会運営

委員会を開催するため、暫時休議をいたします。よろしく申し上げます。

(午前10時17分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

(午前10時55分)

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

[7番 三村正一君登壇]

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

議会運営委員会からご報告をいたします。

会期中に、町長から提出のありました同意12件、議員発議2件、各委員長より提出がありました閉会中の継続調査の申出について、企画デジタル推進課長、議会事務局長から説明を求め協議をいたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議とすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（角田秀明君） お諮りをいたします。ただいまの委員会報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定をいたしました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

日程第4、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

本案は、監査委員として4期16年間にわたり町の財務、行政運営全般に対する審査、指導に尽力され、この

6月30日をもって任期が満了となります。矢吹町本町95番地、佐藤昇一氏を再度、同委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

佐藤氏は、金融、検査などの業務に精通しておられることから、平成19年7月より監査委員として豊富な識見と卓越した手腕をもって、本町の適正な財政運営の遂行にご尽力をいただいております。

このようなことから、引き続き監査委員の職務にご尽力いただきたく、本提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立により行います。

同意第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

ここで、ただいま同意されました佐藤昇一様を紹介するため、暫時休議をしたいと思います。

（午前11時00分）

○議長（角田秀明君） 再開をいたします。

（午前11時01分）

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明いたします。

日程第5、同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、この6月30日をもって任期が満了となります。矢吹町三城目12番地、佐久間盛雄氏を、再度、固定資産評価審査委員会の委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

佐久間氏は、平成29年7月より同委員会の委員として、卓越した識見と誠実さをもって職務にご尽力をいただき、令和2年7月から同委員会の委員長職務代理者を務めていただいております。このようなことから、引き続き、同委員会の職務にご尽力していただきたく、ここに提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立により行います。

同意第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました佐久間盛雄様を紹介するために、暫時休議をいたします。

（午前11時04分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午前11時04分）

◎同意第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより同意第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明いたします。

日程第6、同意第3号から同意第12号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本案は、令和5年7月19日をもって任期が満了となります矢吹町農業委員会の委員について、新たな委員を任命するため提案をするものであります。

矢吹町農業委員会の委員選任に関する規則第2条に基づき、4月3日から4月28日までの期間において、公募及び推薦により委員候補者の公募等を行い、定数10名に対し推薦による応募が10名ありました。5月17日に矢吹町農業委員候補者評価委員会を開催し、評価基準に基づいた応募者の評価が行われ、選出された10名の矢吹町農業委員候補者について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立により行います。

1件ずつ行いますので、ご了解ください。

同意第3号、坂本明司氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、同意第3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

次に、同意第4号、安田智司氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

次に、同意第5号、本田英世氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

次に、同意第6号、佐藤郁夫氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

次に、同意第7号、小林進午氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

次に、同意第8号、熊田隆吉氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

次に、同意第9号、蛭田秀治氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

次に、同意第10号、佐久間義郎氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

次に、同意第11号、円谷正尚氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

次に、同意第12号、小針浩一氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました皆様を紹介するため、暫時休議をいたしたいと思います。

（午前11時11分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午前11時14分）

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）を議題と

いたします。

提出者の説明を求めます。

1 番、芳賀慎也君。

〔1 番 芳賀慎也君登壇〕

○1 番（芳賀慎也君） それでは説明いたします。

発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）について説明いたします。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、度重なる自然災害に対する防災・減災や災害復旧の取り組み、または行政のデジタル化推進など極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にあるなか、急激な物価高騰で急増する多様な社会保障ニーズへの対応など、新しい課題にも取り組む必要があります。

これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、物価高騰等も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めるものであります。

1、社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

2、とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること、特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることがないように、十分な財政措置やより速やかな情報提供を行うこと。

5、「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。

6、会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

7、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱い

を理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8、デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負担が予測されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出しようとするものであります。

以上で、提出理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

お諮りをいたします。発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号の意見書は、提出することに決しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより発議第4号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6番、鈴木浩一君。

〔6番 鈴木浩一君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 続きまして、発議第4号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）について説明いたします。

東日本大震災を受け創設された被災児童生徒就学支援等事業は、被災した子供たちにとり、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

しかし、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。

このような理由から、令和6年度においても全額国庫出資で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行うことの実現について、地方自治法第99条に基づき、意見書提出しようとするものであります。

以上で、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

お諮りをいたします。発議第4号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号の意見書は、提出することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、各委員長から継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き、午後1時から議員控室において全員協議会を開催したいと思いますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

これで、第438回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午前11時26分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5 年 9 月 8 日

議 長 角田秀明

署 名 議 員 高久美秋

署 名 議 員 藤井源喜